## 第34期 第2回 横浜市児童福祉審議会(総会)

開催日時:令和5年3月29日(水)午後5時30分~

開催方法:オンライン開催

### 次 第

- I こども青少年局長あいさつ
- 2 各部会からの報告
- 3 報告事項
- (1) 令和5年度こども青少年局予算について
- (2) 第4期横浜市ひとり親家庭自立支援計画改定原案について
- (3) その他

資料 I 第 34 期横浜市児童福祉審議会 委員名簿・部会名簿

資料2 第34期横浜市児童福祉審議会事務局名簿

資料3 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱

資料4 部会報告 里親部会

資料5 部会報告 保育部会

資料6 部会報告 児童部会

資料7 部会報告 放課後部会

資料8 令和5年度こども青少年局予算について

資料9-1 第4期横浜市ひとり親家庭自立支援計画改定原案について

資料9-2 横浜市ひとり親家庭自立支援計画(改定原案)

資料 10 外部専門家を含めた「不適切保育に関する専用相談窓口」を令和5年4月 1日から設置

します。〔記者発表資料〕

# 第34期横浜市児童福祉審議会 委員名簿

(敬称略・50音順)

	氏名	所属・役職等
1	あおやぎ ひろこ 青柳 寛子	横浜市PTA連絡協議会 副会長
2	あおやま てっぺい 青山 鉄兵	文教大学人間科学部 准教授
3	あかし よういち 明石 要一	千葉敬愛短期大学 学長
4	あらきだ ゆり ◎ 荒木田 百合	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 会長
5	いしい あきひと 石井 章仁	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授
6	いわさ みつあき 岩佐 光章	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 横浜市西部地域療育センター センター長
7	おおば りょうじ 大庭 良治	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長
8	おぎそ ひろし 小木曽 宏	東京経営短期大学こども教育学科 教授
9	かわごえ りか ○ 川越 理香	一般社団法人横浜市医師会 常任理事
10	くぼぞの ゆうこ 久保薗 祐子	横浜市民生委員児童委員協議会 瀬谷区主任児童委員連絡会 代表
11	こばやし おさむ 小林 理	東海大学健康学部健康マネジメント学科 教授
12	さいた ひろし 斉田 裕史	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長
13	さかもと こういち 坂本 耕一	社会福祉法人ル・プリ くるみ学園 児童施設長
14	しぶゃ まさし 澁谷 昌史	関東学院大学社会学部 教授
15	たかはし あつし 高橋 温	神奈川県弁護士会所属弁護士
16	たかはし ゆういち 高橋 雄一	社会福祉法人青い鳥 横浜市東部地域療育センター 所長
17	たなべ ゆうじ 田辺 有二	社会福祉法人幼年保護会横浜家庭学園 園長
18	てんみょう みほ 天明 美穂	一般社団法人ラシク045
19	<sub>きえ</sub> パング 希江	一般社団法人こどもみらい横浜 副会長
20	ほそかわ かずみ 細川 一美	特定非営利活動法人CAPかながわ 理事長
21	もり かよこ 森 佳代子	横浜障害児を守る連絡協議会 会長
22	やませ のりこ 山瀬 範子	國學院大學人間開発学部子ども支援学科 准教授

◎:部会長 ○:職務代理者

(各部会50音順、敬称略)

◎:部会長	〇:職	務代理		(各部会50音順、敬称略)
部会			氏名	所属・役職等
			くぼぞの ゆうこ 久保薗 祐子	横浜市民生委員児童委員協議会 瀬谷区主任児童委員連絡会 代表
		0	こばやし おさむ 小林 理	東海大学健康学部健康マネジメント学科 教授
里親部会	委員	0	たなべ ゆうじ 田辺 有二	社会福祉法人幼年保護会横浜家庭学園 園長
			<sub>きえ</sub> パング 希江	一般社団法人こどもみらい横浜 副会長
			ほそかわ かずみ 細川 一美	特定非営利活動法人CAPかながわ 理事長
		0	いしい あきひと 石井 章仁	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授
			おおば りょうじ 大庭 良治	一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会 会長
	チロ		さいた ひろし 斉田 裕史	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 常務理事・事務局長
	委員		てんみょう みほ 天明 美穂	一般社団法人ラシク045
/D ->>		0	やませ のりこ 山瀬 範子	國學院大學人間開発学部子ども支援学科 准教授
保育部会			もり かよこ 森 佳代子※	横浜障害児を守る連絡協議会 会長
	臨時委員		おおさわ ひろみ 大澤 洋美	東京成徳短期大学幼児教育科 教授
			<sub>おぎ</sub> 尾木 まり	子どもの領域研究所 所長
			くらね みほ 倉根 美帆	横浜市PTA連絡協議会 副会長
			しみず じゅんや 清水 純也	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長
	委員		<sub>おぎそ</sub> ひろし 小木曽 宏	東京経営短期大学 こども教育学科 教授
		0	しぶや まさし 澁谷 昌史	関東学院大学社会学部 教授
児童部会			たかはし あつし 高橋 温	神奈川県弁護士会所属弁護士
		0	たかはし ゆういち 高橋 雄一	社会福祉法人青い鳥 横浜市東部地域療育センター 所長
	臨時 委員		もりやま なおと 森山 直人	千葉大学学生相談室 グランドオフィサー
		0	いわさ みつあき 岩佐 光章	社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団
障害児	委員	0	さかもと こういち	横浜市西部地域療育センター センター長 社会福祉法人ル・プリ くるみ学園 児童施設長
部会			坂本 耕一 むり かよこ	社会価値広人ル・プラート るの子園   元重施設長
			森 佳代子※	横浜市PTA連絡協議会・副会長
	委員	0	青柳 寛子 あおやま てっぺい	文教大学人間科学部 准教授
	~~	0	青山 鉄兵 あかし よういち 四石 西	千葉敬愛短期大学 学長
			明石 要一 すずき ゆうこ	国士舘大学文学部教育学科 教授
放課後			鈴木 裕子 つのい じろう	横浜市小学校長会副会長
部会	[左 n+		角井 治朗 へんみ しんいち (アロ・ウェー)	横浜市青少年指導員連絡協議会会長
	臨時 委員		辺見 伸一 まつもと ゆたか 松木 典	横浜市子ども会連絡協議会 会長
			松本 豊 <sup>みうら なおみ</sup> 三浦 尚美	横浜市民生委員児童委員協議会 青葉区主任児童委員連絡会 代表
			みやなが ちえこ	横浜障害児を守る連絡協議会副会長
	<u> </u>		宮永 千恵子	DOWN THE POOL OF A VENT WINDS AT THE POOL OF THE POOL

※で表示の委員については、複数部会へ所属。

### 横浜市児童福祉審議会[総会] 事務局名簿

資料2

### こども青少年局

区分	所属		氏	名	
局長	こども青少年局長	吉	Ш	直	友
	こども青少年局副局長(総務部長)	福	嶋	誠	也
	こども青少年局医務担当部長	岩	田	眞	美
部	青少年部長	遠	藤	寛	子
	保育·教育部長	齌	藤	真 美	奈
	保育·教育部保育対策等担当部長	本	城	泰	之
長	こども福祉保健部長	武	居	秀	顕
	こども福祉保健部担当部長	浦	﨑	真	仁
	中央児童相談所長	Щ	尻	基	晴
	企画調整課担当課長	永	松	弘	至
	放課後児童育成課長	佐	藤	治	憲
	保育·教育支援課長	小	田	繁	治
	保育·教育支援課人材育成·向上支援担当課長	野	澤	裕	美
	保育·教育支援課幼保小連携担当課長	田	村	憲	_
	保育·教育運営課長	坮	石	正	史
課	保育·教育運営課担当課長	真	舘	裕	子
HAIK.	保育·教育給付課長	石	田		登
	保育·教育認定課長	大	槻	彰	良
	保育対策課長	渡	辺		将
	保育対策課担当課長	大	島	範	子
	保育対策課担当課長	岡	崎	有	希
	こども施設整備課長	安	達	友	彦
長	こども家庭課長	上	原	嘉	明
文	地域子育て支援課長	廣	瀬	綾	子
	地域子育て支援課親子保健担当課長	戸	矢 崎	奇 悦	子
	こどもの権利擁護課長	柴	Щ	-	彦
	こどもの権利擁護課児童施設担当課長	村	上	和	孝
	障害児福祉保健課長	及	Ш		修
	中央児童相談所副所長	深	見	和	夫
	中央児童相談所虐待対応・地域連携課長	石	神	I	光
	保育•教育支援課事業調整係長	佐	藤	真	知
Hr.	保育対策課担当係長	槙	村	瑞	光
係	こども施設整備課担当係長	佐	藤	洋	平
	こども家庭課こども家庭係長	木	寺	:	洋
長	地域子育て支援課担当係長	高	瀬	博	子
	地域子育て支援課担当係長	長	澤	昇	平
	障害児福祉保健課担当係長	嶋	田	慶	_

### 事務担当

企画調整課長	田	П	香	苗
企画調整課担当係長	生	野	元	康

### 〇横浜市児童福祉審議会条例

平成 12 年 2 月 25 日 条例第 5 号

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。

横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の26第3項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)とする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員 長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が招集を請求したときは、審議会の 会議を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のとき は、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(平 17 条例 117·一部改正)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な 事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成 12 年 10 月 31 日までとする。 附 則(平成 17 年 12 月条例第 117 号)抄 (施行期日)
- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。 (平成 18 年 2 月規則第 9 号により同年 4 月 1 日から施行)

### 横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正:令和4年4月1日 こ企第32号(局長決裁)

(総則)

第1条 横浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項は、 児童福祉法(昭和22年12月法律第164号)、同法施行令(昭和23年3月政令第74号)及び横 浜市児童福祉審議会条例(平成12年2月横浜市条例第5号)その他の法令等に定めがあるもの のほか、この要綱の定めるところによる。

#### (組織)

- 第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各1人を置く。

#### (臨時委員)

- 第3条特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。
- 2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。
- 3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員 の任期が満了したときも同様とする。

#### (部会)

第4条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称		調査審議事項
里親部会	1	里親の認定及び取消に関すること。(第8項第1号関係)
	2	その他、里親等に関すること。
保育部会	1	家庭的保育事業等の認可に関すること(第8項第5号関係)
	2	保育所の設置認可に関すること(第8項第6号関係)
	3	家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審
		査に関すること(第8項第7号関係)
	4	特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外
		保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等(以下、「保育・教育施設等」という。)
		における重大事故の検証に関すること(第8項第 11 号関係)
	5	その他、保育に関すること。(他の附属機関が所掌するものを除く)
児童部会	1	児童福祉施設(他の部会で所管するものを除く。)の整備補助金交付先及び用地の貸
		付先の審査に関すること(第8項第9号関係)
	2	児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関すること。(第8項第2号関係)
	3	児童虐待等の調査に関すること(第8項第12号関係)
	4	児童虐待による重篤事例等の検証に関すること(第8項第13号関係)

	5 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること(第8項第14号関係)
	6 その他、児童の処遇に関すること。
障害児部会	1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること(第8項第8
	号関係)
	2 その他、障害児の福祉に関すること。
放課後部会	1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関すること
	2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関すること(第8項第10号関係)
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等(第8項第3号及び
	第4号関係)

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めたときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適 用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
  - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
  - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
  - (3) 児童福祉法第8条第9項に規定する事項
  - (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月政令第224号)第13条に規定する事項
  - (5) 家庭的保育事業等の認可に関すること(児童福祉法第34条の15第4項関係)
  - (6) 保育所の設置認可に関すること(児童福祉法第35条第6項関係)
  - (7) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関すること(児童福祉法第8条第2項関係)
  - (8) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関すること(児童福祉法第8条第 2項関係)
  - (9) 児童福祉施設(第4条第8項第7号、第8号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及 び用地の貸付先の審査に関すること(児童福祉法第8条第2項関係)
  - (10) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 (平成 26 年 9 月横浜市 条例第 49 号) 第 4 条第 1 項に規定する事項
  - (11) 保育・教育施設等における重大事故の検証に関すること

- (12) 児童虐待等の調査に関すること
- (13) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること (児童虐待の防止等に関する法律第4条第 1項関係)
- (14) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること
- 9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。
- 10 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

(委員長又は部会長の専決事項)

- 第5条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。
- 2 第1項の規定は、第4条第8項について、部会長に準用する。

(会議の公開)

第6条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の 規定により、審議会(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、 同条例第31条第1項第2号及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱(平成12年6月制定) 第4条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、 非公開とする。

(守秘義務)

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も 同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会 及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、保育・教育部 において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和56年7月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 横浜市児童福祉審議会運営要綱(昭和31年11月1日制定)は廃止する。

附則

(施行期日)

この要綱は、昭和57年7月1日から施行し、改正後の規定は昭和57年4月1日より適用する。 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成12年7月11日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成12年11月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年10月28日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年12月21日から施行し、平成18年12月1日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

# 令和4年度

# 横浜市児童福祉審議会部会報告書

(期間)令和4年11月1日~令和5年2月28日

資料4

里親部会

# I.部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第丨回	令和4年12月13日 9:00~12:00	審議事項 (I)里親審議 養育里親   2件 養子縁組里親   5件 親族里親     件 計     計     8件 (2)審議結果   18件承認
第2回	令和5年2月17日 14:00~17:00	<ul> <li>審議事項         <ul> <li>(1)里親審議</li> <li>養育里親</li> <li>養子縁組里親</li> <li>6件</li> <li>計15件</li> </ul> </li> <li>(2)審議結果         <ul> <li>15件承認</li> </ul> </li> <li>2 報告事項         <ul> <li>(1)里親登録更新報告</li> </ul> </li> </ul>

# 2.主な報告事項

Ş	第1回	
1	<b>審議事項</b>	(1)里親の認定について
	報告内容	審議の結果、部会の意見として、付議された18件を承認した。
	主な意見	特になし

ŝ	第2回	
1	<b></b> 審議事項	(1)里親の認定について
	報告内容	審議の結果、部会の意見として、付議された15件を承認した。
	主な意見	特になし

資料5

保育部会

# 令和4年度 横浜市児童福祉審議会部会報告書

(期間)令和4年11月1日~令和5年2月28日

# 1.部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第一回	令和4年12月1日 18:15~19:20	I 審議事項 (I)認可保育所及び小規模保育事業の法人変更に伴う 認可について

1

# 2.主な報告事項

第一回	
審議事項	(I)認可保育所及び小規模保育事業の法人変更に伴う認可について
報告内容	審議の結果、付議された3法人10件を認可対象とすることを承認しました。
主な意見	特になし

【添付資料】第34期横浜市児童福祉審議会 第1回保育部会の審議結果

### 第34期横浜市児童福祉審議会 第1回保育部会の審議結果

令和4年12月1日開催の保育部会における審議結果は、次のとおりです。

(1) 認可保育所及び小規模保育事業の法人変更に伴う認可について 審議の結果、付議された3法人10件を認可対象とすることとなりました。

	所在区	施設名 (仮称)	法人名(変更前)	法人名(変更後)	定員	事業開始日(予定)
1	港北	ヒューマンアカデミー 大倉山保育園	ヒューマンライフ ケア (株)	ヒューマンアカ デミー (株)	90	令和5年4月1日
2	南	小学館アカデミーまい た保育園			50	令和5年4月1日
3	港南	小学館アカデミーかみ おおおか保育園			54	令和5年4月1日
4	港南	小学館アカデミーかみ ながや保育園			50	令和5年4月1日
5	港北	小学館アカデミーひよ し保育園	(株) 小学館集英社 プロダクション	<ul><li>(株) 小学館ア カデミー</li></ul>	60	令和5年4月1日
6	青葉	小学館アカデミーたま プラーザ保育園			78	令和5年4月1日
7	港北	小学館アカデミーつな しま保育園			60	令和5年4月1日
8	緑	小学館アカデミーなか やま保育園			60	令和5年4月1日
9	泉	小学館アカデミーりょ くえんとし保育園			60	令和5年4月1日
10	南	(旧)P-kaboo 保育園 (新)キューピールー ム P-kaboo 園	(特非) 教育支援協 会南関東	(株) キューピ ールーム	(旧) 13 (新) 12	令和5年4月1日

資料 6

児童部会

# 令和4年度 横浜市児童福祉審議会部会報告書

(期間)令和4年11月1日~令和5年2月28日

# 1.部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第丨回	令和4年12月22日 15:00~16:43	<ul> <li>  審議事項</li> <li>(1)児童福祉法第28条第   項第   号に基づく家庭裁判所への申立てについて(中央児童相談所)</li> <li>(2)児童福祉法第27条第   項第3号に基づく児童養護施設入所措置解除について(西部児童相談所)</li> <li>2 報告事項なし</li> <li>3 その他</li> <li>(1)令和4年度児童相談所一時保護所外部評価報告(こどもの権利擁護課)</li> </ul>

回数	開催日時	主な審議内容等
第2回	令和5年2月24日 15:00~:16:19	審議事項 (1)児童福祉法第28条第   項第   号に基づく家庭裁判所 への申立てについて(南部児童相談所)
		(

## まとめ

令和4年11月1日から令和5年2月28日まで2回開催

### 【事例審議 3件】

- ・児童福祉法第28条第 | 項第 | 号に基づく家庭裁判所への申立てに係る案件 2件
- ・児童福祉法・第27条第 | 項第3号に基づく児童養護施設入所措置解除について | 件

### 【報告事項 0件】

### 【その他 4件】

- · (1)令和4年度児童相談所一時保護所外部評価報告 I件
- ・被措置児童等虐待の受付についての報告 2件
- ・個人情報本人開示請求に係る一部開示決定について | 件

2.主な報告事項

第1回	第1回				
審議事項	審議事項 (I)児童福祉法第28条第   項第   号に基づく家庭裁判所への申立てについて (中央児童相談所) (2)児童福祉法第27条第   項第3号に基づく児童養護施設入所措置解除について (西部児童相談所)				
報告内容	「 I 審議事項」 (I) について、申立ての方針を適切と判断。 (2) について、 申立ての方針を不適切と判断。				
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。				
報告事項	2 報告事項 なし				
報告内容					
主な意見					

報告事項		3 その他 (I)令和4年度児童相談所一時保護所外部評価報告(こどもの権利擁護課)			
	報告内容	「3 その他」について、報告内容を確認。			
	主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず			

第2回	第2回					
審議事項	審議事項 (I)児童福祉法第28条第   項第   号に基づく家庭裁判所への申立てについて (南部児童相談所)					
報告内容	「   審議事項」 (   ) について、申立ての方針を適切と判断。					
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。					
報告事項	2 報告事項 なし					
報告内容						
主な意見						

報告事項	3 その他 (I)被措置児童等虐待の受付(報告)(こどもの権利擁護課) (2)被措置児童等虐待の受付(報告)(障害児福祉保健課) (3)個人情報本人開示請求に係る一部開示決定について(こどもの権利擁護課)
報告内容	「3 その他」について、報告内容を確認。
主な意見	意見については個人情報に関わる内容につき、公表せず。

資料7

放課後部会

# 令和4年度 横浜市児童福祉審議会部会報告書

(期間)令和4年11月1日~令和5年2月28日

# 1.部会開催状況

回数	開催日時	主な審議内容等
第丨回	令和5年1月13日 18:30~19:45	<ul><li>(1)横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の 基準に関する条例の改正について</li><li>(2)放課後児童健全育成事業の監査結果について</li></ul>

1

# 2.主な報告事項

第1回					
報告事項	(I)横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の改正に ついて				
報告内容	・横浜市児童福祉審議会における放課後部会の位置づけ・審議対象について説明 ・国の基準省令の改正等を踏まえ、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例を一部改正する旨を説明 【改正内容】 (ア)児童の安全の確保に関する計画の策定等の義務づけ (イ)業務継続計画の策定等(努力義務) (ウ)衛生管理に関する研修・訓練の実施(努力義務) (エ)自動車を運行する場合の所在確認の実施 (オ)放課後児童支援員のみなし適用の追加				
主な意見	<ul><li>・児童の所在確認の実施は、自動車を運行する場合のほか、施設外で活動を行う際にも徹底してほしい。</li><li>・放課後児童支援員になるために、都道府県が行う認定資格研修の受講のほか、保育士等の基礎資格を有している必要があるのは、ハードルが高いと感じる。それが人材が集まらないと要因になっているのではないかと思う。</li></ul>				

第1回				
報告事項	(2) 放課後児童健全育成事業の監査結果について			
報告内容	・監査の位置づけ・手法等について説明 ・令和3年度の監査結果について、適合していない件数やロ頭又は文書指導が 多い項目について報告			
主な意見	<ul><li>・全体的に指導が減少していることから、結果は概ね良好であると思う。</li><li>・虐待等の報告体制にかかる項目は、指導件数は減少しているが、重要な事項だと思うので、ゼロを目指してほしい。</li><li>・指導が多い事項は、基準が厳しいことが要因になっているのではないかとも思う。</li></ul>			

令 和 5 年 度

予 算 概 要

こども青少年局

### 【目 次】

	【目 次	1	頁
0	令和5年度こども青少年局予算案について		1
0	令和5年度こども青少年局予算案総括表		4
0	保育・教育の基盤づくり		5
0			9
0	子どもの貧困対策		11
0			13
0	DXの推進		15
0	新型コロナ対策		16
1	新制度における保育・教育の実施等		17
	<ul><li>○「教育・保育給付」の認定を受けた子どもの保育・教育</li><li>○延長保育事業</li><li>○保育・教育コンシェルジュの設置</li><li>○年度限定保育事業</li><li>○市立保育所民間移管事業</li><li>○横浜保育室助成事業</li><li>○認可外保育施設等利用料助成事業</li></ul>	○無償化に伴う認可外保育施設の質の確保・ ○保育所等における業務効率化推進事業 ○市立保育所の業務支援システム ○給付費申請のオンライン化 ○保育料等のコンビニ収納委託 ○保育所入所事務等におけるRPA、AI—OC ○指導・監査	
2	多様な保育ニーズへの対応		19
	<ul><li>○一時預かり事業</li><li>○幼稚園等における長時間預かり・一時預かり</li><li>○休日保育・休日一時保育</li></ul>	○病児·病後児保育事業 ○24時間型緊急一時保育事業	
3	保育所等整備事業 ○変化する保育ニーズに応えるための既存資源活用策の推 ○保育所等の新規整備等	進	20
4	保育・教育の質の確保・向上、保育士等確保 ○保育・教育の質向上の仕組みづくり ○保育・幼児教育職員等研修 ○保育資源ネットワーク構築事業の充実	<ul><li>○幼保小連携·接続事業</li><li>○保育士·幼稚園教諭等の保育者の確保</li></ul>	21
5	幼児教育の支援 ○私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費 ○私立幼稚園等預かり保育事業~わくわく!はまタイム~ ○私立幼稚園2歳児受入れ推進事業 ○私立幼稚園等一時預かり保育事業 ○私立幼稚園等補助事業	<ul><li>○私立幼稚園等特別支援教育費補助事業</li><li>○私立幼稚園等施設整備費補助事業</li><li>○幼稚園教諭等住居手当補助事業</li><li>○保育·教育の質の確保·向上</li></ul>	23
6			24
[6	放課後の居場所づくり  ○放課後キッズクラブ事業  ○小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業  ○放課後児童クラブ事業	○特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事 ○放課後児童育成事業の質の向上に向けたE ○プレイパーク支援事業	
7	すべての子ども・若者の健全育成の推進 ○青少年を育む地域の環境づくり ○青少年育成に携わる団体等の支援	<ul><li>○青少年関係施設の運営等</li><li>○横浜市子ども・若者支援協議会の運営</li></ul>	25
8	困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実  ○青少年相談センターにおける相談・支援事業  ○地域ユースプラザ事業  ○若者サポートステーションにおける相談・支援  ○ひきこもり等困難を抱える若者に対するSNS相談事業	<ul><li>○寄り添い型生活支援事業</li><li>○よこはま型若者自立塾</li><li>○就職氷河期世代相談サポート付集中プログ</li></ul>	26

┃◎ 横浜市中期計画における政策別の予算概要掲載項目について

# 令和 つ 年度 こども青少年局予算案について

こども青少年局は、「横浜市子ども・子育て支援事業計画 ~子ども、みんなが主役!よこはま わくわくプラン~」に基づき、

1 「子ども・青少年への支援」として、

子ども・青少年が様々な力を育み、

健やかに育つ環境をつくる

2 「**子育て家庭への支援**」として、

誰もが安心して

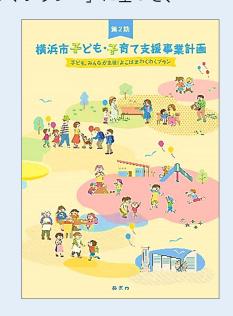
出産・子育てができる環境をつくる

3「社会全体での支援」として、

社会全体で

子ども・青少年を育てる環境をつくる

という3つの施策分野にまとめ、事業を推進しています。



令和5年度は、中期計画の基本戦略である「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を踏まえて政策・施策を推進するとともに、「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」に定める目標・方向性の実現に向け、切れ目のない総合的な施策・事業を着実に実施するための予算案となっています。

### <「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の目指すべき姿と基本的な視点>

#### 【目指すべき姿】

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、 豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を 育むことができるまち「よこはま」

#### 【基本的な視点】

- 1 子ども・青少年の視点に立った支援
- 2 全ての子ども・青少年への支援
- 3 それぞれの発達段階に応じ、育ちの連続性を大切にする一貫した支援
- 4 子どもの内在する力を引き出す支援
- 5 家庭の子育て力を高めるための支援
- 6 様々な担い手による社会全体での支援 ~自助・共助・公助~



### 「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における施策分野と予算概要の項目



### 施策分野1

### 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

基本施策① 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

- 1 新制度における保育・教育の実施等 2 多様な保育ニーズへの対応
- 3 保育所等整備事業 4 保育・教育の質の確保・向上、保育士等確保 5 幼児教育の支援

基本施策② 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

6 放課後の居場所づくり 7 すべての子ども・若者の健全育成の推進

基本施策③ 若者の自立支援施策の充実

8 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実

基本施策4 障害児への支援の充実

9 地域療育センター運営事業 10 在宅障害児及び施設利用児童への支援等

### 施策分野2 誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる

基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

11 妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実

基本施策⑥ 地域における子育で支援の充実

12 地域における子育て支援の充実

基本施策プンのとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止

- 13 ひとり親家庭等の自立支援 14 DV対策事業 15 児童扶養手当等
- 21 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

### 施策分野3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

16 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化 17 社会的養護の充実

基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進

18 ワーク・ライフ・バランスの推進

### 計画の推進・その他

19 計画の推進 20 児童手当



# 令和5年度 こども青少年局予算案総括表

(単位:千円)

(一般会計)					(十匹・111)
項目	令和4年度	令和5年度	差引	前年度比 (%)	備考
こども青少年費	329, 048, 039	343, 501, 408	14, 453, 369	4. 4	
青 少 年 費	22, 670, 619	23, 269, 084	598, 465	2.6	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	205, 255, 754	212, 934, 807	7, 679, 053	3. 7	地域子育で支援費、保育・教育施設運営 費、幼児教育費、放課後児童育成費、保 育所等整備費
こ ど も 福 祉 保 健 費	101, 121, 666	107, 297, 517	6, 175, 851	6. 1	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保 健費、こども手当費、児童福祉施設運営 費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸 支 出 金	521, 056	481, 339	△ 39,717	△ 7.6	
特別会計繰出金	521, 056	481, 339	△ 39,717	△ 7.6	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、 自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	329, 569, 095	343, 982, 747	14, 413, 652	4. 4	
(特別会計)					
母子父子寡婦福祉資金会計	907, 870	521, 341	△ 386, 529	△ 42.6	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、 公債費、一般会計繰出金
特別会計計	907, 870	521, 341	△ 386, 529	△ 42.6	

### 特集1

# 保育・教育の 基盤づくり

乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎を培う大切な時期であり、人間形成にとって重要な時期です。

子どもの豊かな育ちを支えるためには、家庭、地域、保育所、幼稚園、認定こども園など育ちの場が変わっても、子どもの最善の利益が尊重されることが大切です。「質の確保・向上」「受入枠の確保」「人材確保」の一体的取組により、横浜の保育・教育の基盤づくりを進めます。

保育を必要とされる方が利用できるよう、保留児童の分析結果による4つの対策の方向性に基づいた取組も進めていきます。

# 質の確保・向上

子どもの豊かな育ちを支えるためには、全ての保育所や幼稚園等で保育士や幼稚園教諭などの保育者が高い専門性と意欲を持つことが大切です。保育・教育の質の確保・向上に向け、研修の充実を図るとともに、保育・教育の方向性を示した「よこはま☆保育・教育宣言~乳幼児の心もちを大切に~」の理解を深めるための取組を推進します。

あわせて、施設・園がその保育者を支え、適切に運営できる体制を整えることにより質の高い保育を保障していきます。また、看護職を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入れが可能な園を「医療的ケア児サポート保育園」として新たに認定します。

# 受入枠の確保

本市における保育所等の利用希望は引き続き増加しており、特に1・2歳児の保育ニーズへの対応が必要です。変化する保育ニーズに対応するため、地域の状況に基づき、既存の保育・教育資源の活用を進めます。受入枠が不足するエリアについては、保育所等を整備するなど、待機児童解消に向けて、市全体で新たに1,295人分の受入枠を確保します。

あわせて、一時保育等について、ニーズが高い〇歳児の預かりに対する補助の拡充や、 施設改修費の補助を新設するなど、預かり事業の充実を図ります。

# 人材確保

保育士・幼稚園教諭等の保育者の需要が高まる一方で、養成施設の入学者が減少傾向にあるなど、新たな担い手の確保が厳しい状況が続いています。これから保育者を目指す方に、本市の保育の魅力を感じてもらうことや、保育者が社会基盤を支えるエッセンシャルワーカーとして、自信と誇りを持って長く働ける職場環境の構築が重要です。

採用と定着の両輪で支援を進め、子どもの豊かな育ちを支える保育者の確保に取り組みます。

### 【参考】経験×データで待機児童対策のその先へ ~保留児童対策タスクフォースの取組~

希望どおりの保育所等を利用できていない保留児童の詳細なニーズを把握し、対策に繋げるため、令和4年4月の保留児童1,647人※の分析結果と4つの対策の方向性を、令和4年9月に公表しました。令和5年度予算では、それぞれの対策の新規・拡充事業を計上し、保育を必要とされる方が利用できるよう、取組を進めていきます。

※育児休業延長希望者 1,290 人を除く

### ① 1・2歳児の受入枠確保

- ・保留児童の約7割を1・2歳児が占める。
- ・きょうだいが既に保育園在園の場合は、申請園数が少なく、約半数 が単願(1園)だった。【図1参照】
- ・制約条件が見られず、入所できた方の中央値を超える6園以上を申請して保留となった方の居住地は、認可保育所などの整備が必要なエリアとほぼ一致。

【図1】きょうだい在園児・同時申請の申請園数平均 きょうだい きょうだい が在園児 同時申請 246人 241人 中請園数 (114人) が単願 100人 申請園数 3.8 N=447

### 主な取組 【P8】

- ・0歳児から1歳児への定員振替への助成新設
- ・中規模な改修補助への助成件数の拡充
- ・整備が必要なエリアでの認可保育所等の整備

### ② 一時保育等の拡充

- ・短時間就労者や内定者は申請園数が多く、横浜保育室等の入所割合が高い。こうした利用調整のランクが低い方の中には、一時保育等で対応可能な場合がある。【図2参照】
- ・ご家庭で育児をする方のリフレッシュの面からも一時預かりは必要 なサービスである。

#### 【図2】利用調整のランクが低い方の申請園数等

項目	該当者数	申請園数 平均	横浜保育室等 入所割合
短時間就労者	112人	4.9園	<u>35.7%</u>
内定者	146人	5.4園	<u>34.2%</u>
求職者	382人	5.2園	11.3%
保留児童平均	1,647人	4.4園	26.5%

### 主な取組 【P8】

- ・一時預かり事業等における〇歳児の預かりに対する補助の拡充等
- ・新たに赤ちゃんが生まれた世帯への一時預かりクーポンの配付
- ・幼稚園等における長時間預かりの拡充

### ③ 障害児・医療的ケア児の対応

- ・障害児や医療的ケア児の平均申請園数は 3.3 園で、保留児童平均 4.4 園より少ない傾向がある。
- ・令和4年4月の待機児童 11 人のうち、4人が障害児・医療的ケア 児であり、待機児童になる割合が高い。【図3参照】



### 主な取組 【P7】

- ・「医療的ケア児サポート保育園」の認定
- ・医療的ケア対応看護職雇用費の拡充や施設改修費の新設等

### ④ 選択肢を増やすための情報発信及び保育の質の向上

- ・保留児童の申請園数は平均 4.4 園で、単願の方が3割を占める。 新規入所児の平均申請園数 6.4 園より低く、単願の割合が高い。
- ・2歳児以下の方は、申請園数が少ないほど認可保育所のみを選択する傾向にある。また、3園以上申請した440人のうち選択した園の 範囲内にある小規模保育事業に入所できた方は97人。【図4参照】

【図4】申請園数別の認可保育所のみを選択した割合



### 主な取組 【P7】

- ・園選びのための保育所等情報サイトの作成
- ・自・他園で園内研修等を援助・コーディネートする人材の育成
- ・幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究

# 令和5年度の重点取組

# 1 質の確保・向上

	事業・取組名	主な取組内容等
( -	保育・教育の質の確保・向上 1)<拡充> 【1億5,950万円】	保育・教育の専門性を高めるため、キャリアに応じた研修・研究を 実施します。また、 <u>保育の質を向上する取組を推進するため、自・</u> 他園で園内研修や公開保育を援助・コーディネートする人材の育成 を行います。
(2	医療的ケア児の受入れ推進 2) <拡充> 【9億1.167万円】	看護職を複数配置し、 <u>常時、医療的ケア児の受入れが可能な園を</u> 「医療的ケア児サポート保育園」として新たに 12 園認定します。 また、医療的ケアを行う <u>看護職の雇用費を拡充するほか、衛生用品</u> 等の消耗品費、施設改修費、研修受講費等を新たに助成します。
(;	対係小の未り続うログラムに 関する調査研究事業 <新規>	文部科学省の <u>「幼保小の架け橋プログラム」調査研究事業モデル地域として、保育・教育施設、小学校等への支援を充実させるとともに、実践事例を広く発信し、「架け橋期」とされている5歳児から小学校1年生の保育・教育の充実を図ります。</u>
( 4	サイトの作成 <新規>	情報収集や園見学などを通じて、希望施設の選択肢を広げるため、 各保育所等の雰囲気や魅力を効果的に発信するウェブサイトを作成 し、保護者の園選びを支援します。
( !	保育士等及び保育支援者の追加配置への支援 (拡充) 【142 億 4,341 万円】	本市の配置基準に加え、 <u>追加で配置する保育士等に係る助成(障害</u> <u>児等受入加算、ローテーション保育士雇用費等)を拡充します。</u> ま た、園児の安全を確保するため、登園時やプール活動時など <u>人手が</u> 多く求められる時間帯に保育支援者を配置する場合の加算を新設し ます。
( (	登園管理システムの導入支援 6) <拡充> 【3億1.478万円】	認可保育所等に対する登園管理システム導入にかかる補助上限額を 拡充するとともに、導入を推進するために補助要件を緩和します。 また、認可外保育施設を対象に、新たに登園管理システム導入にか かる費用の助成を実施します。

## (参考) 4年度2月補正予算案(こどもの送迎車両等における安心・安全対策支援)

	事業・取組名	主な取組内容等
※保	発育所等に加え、(1)・(4)は放課後、	障害児、児童養護、(2)・(3)は障害児の関係施設・事業所にも実施
(1)	送迎バスへの安全装置の導入 支援 【3億420万円】	送迎バスにおける車内の子どもの見落としを防止する装置の導入 費用を助成します。
(2)	登園管理システムの導入支援 【1億5,008万円】	子どもの登降園状況を管理するシステムの導入に係る費用を助成 します。
	I C T を活用した子ども見守 りサービス導入支援 【 2 億 9,280 万円】	子どもの安全対策に資するGPS等ICTを活用した子どもの見守りサービスに係る機器の導入費用を助成します。
(4)	安全管理マニュアルの研修 【100 万円】	運転手やバスに同乗する職員に対する安全管理研修を実施します。

# 2 受入枠の確保

		事業・	取	組名	主な取組内容等
( 1		高い1歳児の )受入枠拡大 <拡充>	ア	1歳児枠拡大に向け た定員構成の見直し <拡充>	既存施設において、引き続き1歳児の受入枠を拡大するための定員変更を行う場合の補助を実施するとともに、 <u>0歳児の定員を1歳児に振り替える場合の補助を</u> 新設します。
			イ	中規模な改修による 既存活用推進事業 <拡充>	既存施設の中規模な改修において、1・2歳児定員増を行う場合、老朽化した設備等の改修費を 18 か所に 補助します。
(2		一時預かり事業等 <拡充> 【23 億 4,901 万円】	ア	〇歳児加算、一時保 育実施のための改修 費補助 <拡充>	一時保育等のニーズに対応するため、 <u>0歳児の預かり</u> に対する補助を拡充するほか、施設改修費に対する補助の新設等により、受入れ体制を強化します。
	2)		イ	はじめての おあずかり券 <新規>	5年度に新たに赤ちゃんが生まれた世帯に、一時預かりを利用できる 24 時間分の無料クーポン(はじめてのおあずかり券)を配付し、子育ての負担感を軽減します。
			ウ	減免制度の拡充 <拡充>	年収 360 万円未満相当世帯に対して、利用料の減免 (3分の2減免)を新たに実施します。
(	3)				私立幼稚園等預かり保育事業を <u>新たに2園</u> 、私立幼稚園2歳児受入れ推進事業を <u>新たに5園</u> で実施します。

# 3 人材確保

事業・取組名			主な取組内容等
(		父付事業<新規>	潜在保育士等が、かながわ保育士・保育所支援センターを通じて、 市内保育所等に就職した場合、一人あたり5万円を支給します。
(	(2)	「働きやすい環境づくり」を 目的とした施設長向け研修 <新規> 【30万円】	保育士等の定着支援のため、労務管理や職場環境の改善等をテーマに した研修を実施します。
(		≦ 払光 ╱	保育所等を運営する民間事業者に対して、 <u>雇用する保育士向けに宿舎</u> <u>を借り上げるための補助</u> を行います。( <u>申請見込み件数:4,535 戸</u> )

# 特集2

# 児童虐待 対策の 推進

「横浜市子供を虐待から守る条例」及び「児童虐待に対する8つの対策」を基に、総合的な児童虐待対策に取り組みます。

令和5年度は、引き続き新たな児童相談所整備を進めるほか、区・ 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化を図るとともに、 人材育成や支援策の充実など、これまでの取組を更に強化し、子ど もの安全確保を最優先として、対策を進めていきます。

また、「子どもに対する体罰等の禁止」などについて、同条例で明文化したことを踏まえ、広報・啓発を強化し、体罰等によらない子育てを推進していきます。

# 児童虐待に対する8つの対策

児童虐待の未然防止から発生時対応、再発防止、児童の自立に向けた支援に至るまでの対応を、 「8つの対策」にまとめ、総合的に取り組んでいます。

対策 1	支援策の充実	対策2	体制の整備・強化	対策3	組織的対応の強化
対策4	人材育成	対策5	関係機関相互の連携強化	対策6	社会的養護の推進
対策7	広報啓発の強化	対策8	地域子育て支援の推進		

# 令和5年度の重点取組

### l 支援策の充実 : 区・児童相談所などの支援策を充実することで、虐待の未然防止から再発防止まで、 それぞれの対策を強化し、子どもの安全を守ります。

	事業・取組名	主な取組内容等
(1)	かながわ子ども家庭 110 番相 談LINE 【3,000 万円】	家族の悩みや子育ての不安などを気軽に相談できるようにするため、「かながわ子ども家庭 110 番相談LINE」を運用し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。
(2)	妊娠・出産サポート事業 <拡充> 【3億495万円】	「にんしんSOSヨコハマ」で <u>新たにSNSを活用した相談を実施</u> するほか、産後母子ケア事業や、産後うつ等の心の不調を抱える妊産婦や家族が精神科医に相談しやすい環境を整備するための「おやこの心の相談」を実施します。

### 2 体制の整備・強化 : 支援の中心を担う区、児童相談所、学校をはじめ、施策を推進するための体制 を強化します。

事業・取組名			主な取組内容等
(	(1)	区役所の相談支援機能の強化 <拡充> 【6億8,060万円】	区役所における児童虐待対応と支援が必要な子どもとその家庭への相談支援に取り組みます。 また、さらなる相談支援機能の強化を図るため、改正児童福祉法に基づく「こども家庭センター」の設置に向けた検討を進めます。
(	(2)	公立児童福祉施設整備事業 <拡充> 【19億8,865万円】	増加する児童虐待対応と支援強化のため、 <u>南部児童相談所の</u> <u>再整備を進めます。</u> (移転新設工事) また、 <u>(仮称)東部児童相談所の新規整備を進めます。</u> (実施 設計)
(	(3)	児童相談所の機能強化 <拡充> 【21 億 9,812 万円】	児童虐待相談対応件数や一時保護件数の推移を踏まえ、 <u>各児童相談所の相談・支援体制の強化を進めます。</u> また、 <u>児童相談所のDXを推進することで、児童相談所職員が子どもや保護者に向き合う時間のさらなる確保を図りま</u> す。

### 組織的対応の強化:「子ども虐待対応における連携強化指針」に基づいて区と児童相談所の連携を 強化し、組織的対応を推進します。

事業・取組名

主な取組内容等

児童虐待初期対応事業

【1 億 5.435 万円】

「よこはま子ども虐待ホットライン」の運営など、24 時間 365 日の児童虐待相談・通告に迅速かつ的確に対応します。

### 人材育成 : 区の虐待対応力の向上と、児童相談所の専門性強化に加え、関係機関を対象にした研修 を充実します。

事業・取組名

主な取組内容等

専門性強化の取組<拡充>

【2.935 万円】

虐待対応における専門性強化のため、研修等を実施するなど、 人材育成の充実を図ります。加えて、区におけるケース対応 や職員のメンタルケア等に関する専門家からの助言をよりタ イムリーに受けられるよう体制を拡充します。 また、弁護士による児童相談所職員への法的助言の機会を拡

関係機関相互の連携強化:要保護児童対策地域協議会の充実により、関係機関相互の多様なネット 5 ワークを形成し、連携強化を推進します。

充します。

事業・取組名

主な取組内容等

関係機関との情報共有、連携強化

【528 万円】

地域における支援体制の維持・向上のため、関係機関向けの 研修実施など、ネットワークの充実を図ります。

社会的養護の推進:児童福祉施設の整備、家庭的な環境での養育の推進、退所後児童に対するアフター ケアの充実など、子どもを支える一貫した社会的養護体制づくりを推進します。

事業・取組名			主な取組内容等
	(1)	里親制度等の推進<拡充> 【2億1,565万円】	里親委託をさらに推進するため、フォスタリング事業を民間 委託し、里親の積極的なリクルート等を行うことで、里親の 担い手を増やしていきます。 また、里親制度を分かりやすく解説した広報動画を作成し、 制度の周知を進めていきます。
	(2)	養育支援の充実<拡充> 【6億263万円】	横浜型児童家庭支援センターで、区役所や児童相談所等と連携し、家庭での子育てに関する専門的な相談や支援が必要な家庭の見守り、一時的な子どもの預かり等を実施します。 また、一時預かりの受入体制の強化と、児童養護施設等に併設していない独立型施設の施設長の常勤化を進めます。

広報啓発の強化: 支援を必要とする保護者に向けた啓発の取組や、地域の力で子どもと家庭を支える 環境づくりを推進します。

事業・取組名

主な取組内容等

広報・啓発<拡充>

【1.764 万円】

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、関係機関等と 連携した広報・啓発事業を実施します。引き続き、SNSを 活用した広報・啓発に取り組みます。

また、地域の民生委員・児童委員等を対象に「児童虐待防止 サポーター養成講座」を開催し、地域における見守り体制を 充実します。

地域子育て支援の推進: 育児の孤立化を防止し、安心して子育てができる環境をつくるため、地域に おける多様な子育て支援策を推進します

事業・取組名

主な取組内容等

地域子育て支援拠点事業<拡充>

【14 億 6,508 万円】

地域子育て支援拠点サテライトの設置(新規1か所、継続8 か所)と拠点サテライトにおける利用者支援事業を実施(新 規1か所、継続7か所)します。 33

## 特集3

# 子どもの 貧困対策

「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、子ども の育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、教育、福祉、子育て支 援等の総合的な取組を進めます。

令和5年度は、子どもの生活・学習支援など、将来の自立に向けた 基盤づくりを着実に推進します。

また、ひとり親世帯に対する自立支援や減免制度、ひきこもり等困難を抱える若者への支援の充実を図るとともに、ヤングケアラーへの支援として、新たに、支援団体への補助や関係機関向け研修等を行います。

# 横浜市の子どもの貧困対策の基本目標

横浜の未来を創る子ども・青少年が、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくりだしていく力を育むことができるまち「よこはま」を目指します。

子ども・青少年が健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、その生まれ育った環境に関わらず、教育・保育の機会と必要な学力を保障し、たくましく生き抜く力を身に付けることができる環境を整えます。

# 令和5年度の重点取組

1	将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」				
	事業・取組名	主な取組内容等			
(1)	寄り添い型生活支援事業 <拡充> 【3億4,146万円】	養育環境に課題がある家庭に育つ小・中学生等に対し、生活・学習習慣(食事、歯磨き、宿題など)の習得のための支援を実施します。また、支援者を対象とした研修を実施し、支援者のスキル向上と支援内容の標準化を図ります。 〇実施か所数 18 区・21 か所			
(2)	寄り添い型学習支援事業 《健康福祉局》 【3億919万円】	貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を全区で実施します。また、高校に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、居場所等の支援を実施します。 ○実施か所数 18 区・40 か所(4 年度:41 か所)			
(3)	放課後学び場事業 《教育委員会事務局》 【3,466 万円】	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていない小・中学生に対する学習支援を学校等において実施します。 〇実施校:36 校(小学校)、72 校(中学校※) ※うち、4年度から新たに企業やNPO法人による運営を委託(7校)			
(4)	就学奨励事業 《教育委員会事務局》 【22 億 229 万円】	小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの児童生徒の 保護者に対し、学用品費、修学旅行費、学校給食費等を援助し、 就学を奨励します。また、小・中学校への入学前に学用品等を購 入するための入学準備費の支給を実施します。 小学校・中学校の個別支援学級に通学する方の経済的負担を軽減 することを目的として、就学奨励費を支給します。			

#### 2 困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」 事業・取組名 主な取組内容等 子ども食堂等の地域の取組が推進されるよう、支援に取り組みます。 子どもの居場所づくり支 〇子どもの居場所づくり活動支援補助金の交付 (1) 援事業 〇子どもの居場所づくり支援アドバイザーの派遣による相談支援 【1,400万円】 ○フードバンク等と連携した食材等の配付 ひきこもり等困難を抱え 青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーション る若者への支援の推進 を中心に、ひきこもり等困難を抱える若者の自立及び社会参加に向けた (2) <拡充> 支援を進めていきます。また、来所や電話でつながりにくい若者からの 相談を受け付けるため、SNSを活用した相談窓口を開設します。 【3億4.767万円】 ヤングケアラーの支援に 4年度に実施した実態把握調査の結果等を踏まえ、ヤングケアラーを見 向けた取組<拡充> 守り、支える環境づくりを進めていきます。 《こども青少年局、健康 ○広く市民に向けた広報・啓発や関係機関向け研修等の推進 (3)福祉局、教育委員会事 〇ピアサポートやオンラインサロンを実施する支援団体への補助 ○家事や育児支援を必要とする家庭へのヘルパー派遣事業の充実 務局》 ○関係機関の連携や支援の強化に向けた検討会の設置 【4.246 万円】 困難を抱える高校生支援

様々な困難を抱える生徒の社会的孤立の予防やコミュニケーション能

○横浜総合高校において、無料で飲み物等を用意し、リラックスした友

人との交流の場を提供するとともに、大学生や社会人との交流・相談

力の向上、キャリア形成の支援等のための取組を実施します。

の場づくり、相談スタッフによる個別相談の実施 等

○就業体験プログラム、社会貢献活動・ボランティア活動の実施

# 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

【556万円】

事業(市立横浜総合高校

「ようこそカフェ」運営

《教育委員会事務局》

支援) <拡充>

(4)

事業・取組名		主な取組内容等
(1) 児童扶養手当 【87 億 7,978 万円】		ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します(年6回)。
(2)	ひとり親家庭等自立支援 事業<拡充> 【4億1,437万円】	ひとり親家庭等に対する就業支援や生活支援等の総合的な自立支援を進めます。 〇日常生活支援事業: <u>利用者負担額を無償化します。</u> 〇思春期・接続期支援事業: <u>定員を80名から100名に増員します。</u>
(3)	ひとり親世帯等に対する 減免制度 【9,485万円】	多様な保育ニーズに対応した一時保育などを経済的負担なく利用できる環境を整備します。

# 孤立を防ぎ、自立につなぐ「施設等を退所する子どもへの支援」

事業・取組名	主な取組内容等	
	支援拠点(よこはま PortFor)の運営や、相談支援を実施するほか、資	
施設等退所後児童に対するア	格等取得、大学等初年度納入金及び家賃の支給等、進学・就職後のフォ	
フターケア事業<拡充>	ローアップを行います。また、公認心理師等による心理的ケアを実	
【6,445 万円】	施するほか、大学等初年度納入金の支給額の上限を60万円から120	
	万円に増額します。	

# 医療的ケア児・障害児への 支援の充実

「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」及び「第4期障害者プラン」に基づき、障害のある児童が、一人ひとりの育ちに適した療育や支援を受けることができるよう、必要な取組を進めています。

令和5年度は「医療的ケア児サポート保育園」の認定など、医療的ケア児・者の日常生活及び社会生活を支えるための取組を推進します。

また、地域療育センターの利用を希望する児童及びその保護者が、速やかに必要な支援を受けられるよう、地域療育センターにおける初期支援の充実等に取り組みます。

# 医療的ケア児・者等への支援の充実

- ○「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(令和3年9月施行)を踏まえ、医療的ケア児・者の日常生活及び社会生活を支えるための取組を推進します。
- 〇保育所・学校・放課後児童健全育成事業所等における医療的ケア児の受入れ環境の整備を進めます。
- ○地域生活を支えるため、医療・福祉・教育等の多分野にわたる相談・調整を行うコーディネーターによる支援を行います。また、支援に必要な知識・技術の普及啓発を行う支援者の養成に取り組みます。
- ○医療的ケアを担う看護師等の確保・育成を目的として研修を実施します。

# 令和5年度の重点取組

#### 1 保育研等における支援

	1 保育所等における支援				
事業・取組名		主な取組内容等			
	保育所等における医療的ケア (1) 児の支援<拡充> 再掲(P.7) 【8億9,073万円】	看護職を複数配置し、常時、医療的ケア児の受入れが可能な園 を「医療的ケア児サポート保育園」として新たに 12 園認定しま す。また、医療的ケアを行う看護職の雇用費を拡充するほか、 衛生用品等の消耗品費を新たに助成します。			
	医療的ケア児・障害児の受入 (2) れ園の施設改修等<新規> 再掲(P.7) 【1,750 万円】	医療的ケア児・障害児を受け入れる園に対し、 <u>施設改修費や駐</u> 車場等の整備費、備品等の購入費を助成します。			
	受入れ推進のための研修等の (3) 充実<拡充> 再掲(P.7) 【344 万円】	医療的ケア児について基礎的な知識や、受入れ施設での保育の 事例を学ぶ研修を実施し、普及啓発を図ります。 また、看護職や保育士等の研修受講費用や研修中の代替職員の 雇用費を助成します。			
	医療的ケア児保育教育検討会 (4) 議の実施<新規> 【69 万円】	保育所等に入所希望の医療的ケア児に係る <u>保育上の配慮事項等</u> について、医師・看護師・施設長等より <u>意見を聴取します。</u>			

### 2 学校における支援

事業・取組名

	学校における医療的ケア児の	医療的ケアが必要な児童生徒への対応のため、肢体不自由特別支
(1)	支援<拡充> 《教育委員会事務局》	援学校6校の看護師体制を拡充します。また、小中学校等で日常
	【5億3830万円】	的に医療的ケアが必要な児童生徒に、訪問看護師を派遣します。

主な取組内容等

# 3 放課後における支援

事業・取組名		主な取組内容等
	放課後児童健全育成事業所に	医療的ケア児の受入れの推進を図るため、 <u>医療的ケア児を受入れ</u>
(1)	おける医療的ケア児の支援 <拡充> 【1.860 万円】	たクラブが看護師を配置した場合の支援を1か所から4か所に拡 充するとともに、受入れのための施設改修費補助を新設します。

### 4 地域生活における支援(その他)

	事業・取組名		主な取組内容等
(	【3767万円】		医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等 コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを 推進(支援者養成研修の実施等)します(こども青少年局、健康福 祉局、医療局、教育委員会事務局の4局で実施)。
(	2)	医療的ケアを担う看護師等に 対する研修<新規> 【600 万円】	保育所や放課後児童健全育成事業所等において医療的ケアを担う 看護師等の確保・育成を目的として、研修を実施します。
(	3)	多機能型拠点の運営・整備 《健康福祉局》 【8億 5,332 万円】	常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等とその家族の地域生活を支援する多機能型拠点(3か所)の運営補助を行うとともに、引き続き4か所目の整備を進めます(6年度開所予定)。

# 地域療育センターにおける支援の充実

発達障害児の増加や保護者の就労状況等によるニーズの変化を踏まえ、速やかに必要な支援を実施できるよう以下の取組を進めます。

- ○利用申込後、早期に支援を開始するため、初期支援を充実します。
- ○保育所等への巡回訪問を拡充するため、職員体制を充実します。
- ○利用児増加への対応や医療的ケア児等への対応等、集団療育の充実を図ります。

# 令和5年度の重点取組

	事業・取組名		主な取組内容等
(	(1)	初期支援の充実 <拡充> 【1億2,808万円】	利用申込後、早期に支援を開始するため、子どもの遊びの場の提供 と保護者への相談対応を行う「ひろば事業」や、心理職による面接 などの初期支援を充実します。(5年度開始:西部・北部/拡充: 東部/準備:他6センター)
(	(2)	保育所等への支援の充実 <拡充> 【5,580 万円】	障害のある児童が通う保育所、幼稚園、小学校等に、児童の特性に合わせた適切な支援方法の助言を行う <u>「巡回訪問」を拡充するため、各地域療育センターにソーシャルワーカーを増員します。</u>
(	(3) 集団療育の充実<拡充> 【1億352万円】		利用児童の増加が顕著な東部地域療育センターについて、6年度の集団療育の場の増設に向けて、施設改修等の準備を進めます。また、集団療育のクラスにおける医療的ケア児や行動障害のある児童の対応のため、各地域療育センターに非常勤の看護師や保育士等を配置します。

14

# 特集5

# DXの推進

「横浜DX戦略」では、リーディングプロジェクトの1つとして、「子 育てDX」を位置付けています。デジタル技術を活用し、子育て支援サ ービスを利用しやすい環境の充実、事務の負担軽減などに向けて取組を 推進します。

1	1 子育て家庭の利便性向上				
	事業・取組名	主な取組内容等			
(1)	子育て応援サイト(仮称)の構 築<新規> 【3億869万円】	オンライン手続きや子育てに関する情報等を提供する「子育て応援サイト(仮称)」を構築し、負担軽減による利便性の向上や、子育てに関する満足度等の向上を図ります。			
(2)	地域子育て支援拠点関係システムの再構築<新規> 【2億5,000万円】	会員証のデジタル化や利用登録申込など各種手続のオンラ イン化による利便性向上を図ります。			
(3)	園選びのための保育所等情報サイトの作成<新規> 再掲(P.7) 【1,100 万円】	情報収集や園見学などを通じて、希望施設の選択肢を広げるため、各保育所等の雰囲気や魅力を効果的に発信するウェブサイトを作成し、保護者の園選びを支援します。			
(4)	市立保育所業務支援システム 【3,368 万円】	スマートフォンを活用した園からのお知らせの受信や欠席 連絡等の利用により、保護者の利便性向上を図ります。			
(5)	保育料等のコンビニ収納委託 <新規> 【3,790 万円】	保護者の利便性向上のため、 <u>6年度からのコンビニ納付の</u> <u>導入に向けたシステム改修を行います。</u>			
(6)	一時預かりWeb予約システム 【1,259万円】	一時預かりWeb予約システムの運用保守、改修を行い、 利用者の利便性の向上を図ります。			
(7)	SNS相談の実施<拡充> 再掲(P.9、12) 【9,000 万円】	相談しやすい環境を整えるため、SNSを活用した相談を実施します。 ○にんしんSOSヨコハマ ○ひきこもり等困難を抱える若者からの相談 ○かながわ子ども家庭 110 番相談LINE			

# 2 事業者の事務負担軽減と効率的な情報共有

事業・取組名		主な取組内容等	
(1)	放課後児童健全育成事業におけるデジタル化の推進<新規> 【1,024 万円】	クラウドサービス上で、キッズクラブ・児童クラブ向けの 情報受伝達や一部の補助金申請業務のオンライン手続をモ デル実施し、クラブと区局等との連携及び将来的な業務負 担軽減を図ります。	
(2)	クラウドサービスを活用した保育・教育施設との連携 【4,883 万円】	保育・教育施設とのグループウェア導入により、施設への 迅速で効率的な情報受伝達や、給付費申請のオンライン化 により、施設職員の事務負担軽減を図ります。	

# 行政事務の効率化

事業・取組名		主な取組内容等	
(1)	児童相談所業務のDX<新規> <sub>再掲(P.9)</sub> 【1億7,463万円】	電話相談にAI文字起こしシステムを導入するなど、児童 相談所におけるDXを進め、迅速な対応の強化や業務の効 率化等を図ります。	
(2)	RPA・AI-OCRの活用 【1億1,174万円】	母子保健業務や保育所入所事務等について、RPAやAI -OCRを活用し、事務の効率化を図ります。	
	15		

# 新型コロナ 対策

本市では、新型コロナウイルス感染症から市民の安全と健康を守るため、国・県・関係機関と連携し、ワクチン接種体制や診療・検査体制の充実のほか、療養環境の整備、保健所体制の強化等に取り組んできました。引き続き感染状況に応じた適切な対応を進めます。

# 【こども青少年局における事業・取組】

	事業・取組名	主な取組内容等	
(1)	新型コロナウイルス感染症 患者の子どもの受入環境整 備事業 【4,173 万円】	保護者が新型コロナウイルス感染症により入院し、親族等による 保護も難しい場合など、やむを得ない事情により養育者不在とな った子どもについて、医療機関に一時的に受け入れ、保護しま す。	
(2)	休園時の代替保育利用料支援事業 【100万円】	感染症拡大や風水害等により、臨時休園となった施設の在園児童が、やむを得ず代替保育を利用した際の利用料を保護者に対して 補助します。	
(3)	児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業 【23 億 4,438 万円】	児童福祉施設等における感染拡大防止を図るため、感染防止に資する備品購入等に対する経費や、施設職員が感染症対策の徹底を図りながら施設運営できるために必要な経費を補助します。 また、感染症対策を目的とした簡易な改修にかかる経費を補助します。	
(4)	障害児施設等における 福祉サービス継続支援事業 【3,199 万円】	新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所において、 建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サー ビスの継続に必要な経費を補助します。	
(5)	児童福祉施設等に対する抗 原検査事業 【2億5,204万円】	児童福祉施設等において、新型コロナウイルス感染症が疑われる 症状が発生した場合などに、職員が即時に検査を行い必要な対策 をとる事ができるよう、抗原検査キットを配付します。	
(6)		感染症のリスクが続く中でも安心して妊娠・出産ができるよう、 感染症に対して強い不安を抱えている妊婦を対象に、分娩前のP CR検査費用を補助します。	
(7)	ひとり親世帯フードサポート事業 【1,719 万円】	感染拡大の影響により困窮しているひとり親世帯を支援するため、フードバンクを活用した食品提供を行います。	

16

#### 施策分野1

基本施策①

1			度における 教育の実施等
本	年	度	千円 168, 582, 643
前	年	度	162, 442, 803
差		引	6, 139, 840
本年		国	58, 185, 442
- 度 の		県	26, 493, 876
財源	Ä	その他	11, 276, 698
内訳	Ī	市 費	72, 626, 627

#### <u>事業内容</u>

子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育給付」の認定を受 けた子どもに対する保育・教育を実施します。なお、3歳児から5 歳児の子ども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもは、 利用料が無償となります。

また、各区に保育・教育コンシェルジュを設置し、適切な保育・ 教育につなげるための支援等を行います。

#### 1 「教育・保育給付」の認定を受けた子どもの保育・教育く拡充> **1,597億4,640万円**(1,533億6,325万円)

給付の認定区分に応じた保育・教育を実施します。新制度にお ける施設型給付及び地域型保育給付、保育・教育の質の向上等の ための市独自助成を給付対象施設・事業に支給し、保育・教育の 質を確保し、安定的かつ継続的な運営を支援します。

(1) 施設型給付及び地域型保育給付

1,263億3,650万円

ア 施設型給付費

1,158億1,226万円

保育所、幼稚園、認定こども園で認定区分に応じた保育・ 教育を実施します。

内訳	令和4年度	令和5年度見込
民間保育所	796か所	808か所
市立保育所	61か所	58か所
幼稚園(給付対象施設)	107か所	115か所
幼保連携型認定こども園	49か所	52か所
幼稚園型認定こども園	15か所	15か所
計	1,028か所	1,048か所

1号認定

○ 利用見込児童数

:月平均 約25,100人 2・3号認定:月平均 約69,400人

イ 地域型保育給付費

105億2,424万円

小規模保育事業、家庭的保育事業(家庭保育福祉員)、事業 所内保育事業及び居宅訪問型保育事業で0~2歳児(3号認定) の保育を実施します。

内訳	令和4年度	令和5年度見込
小規模保育事業	229か所	244か所
家庭的保育事業	22か所	22か所
事業所内保育事業	4か所	4か所
居宅訪問型保育事業	1か所	1か所
計	256か所	271か所

○ 利用見込児童数:月平均 約3,800人

#### (2) 保育・教育施設及び地域型保育向上支援費<拡充> 特集1、4

334億989万円

給付対象施設・事業者に対して、保育・教育の質の向上のため、本市独自の助成として、障害児 等の受入れにあたり保育士等を加配するための経費やアレルギー児童に対応するための経費等を助 成します。5年度は、本市の配置基準に加え、追加で配置する保育士等に係る助成を拡充します。 さらに、園児の安全を確保するため、登園時やプール活動時など人手が多く求められる時間帯に保 <u>育支援者を配置する場合の加算を新設します。</u>

また、保育所等における医療的ケア児への支援として「医療的ケア児サポート保育園」 への加算の新設をはじめ、医療的ケアを行う看護職の雇用費等を拡充します。併せて、看護職や保 育士等の研修受講費用や代替職員の雇用費を助成するほか、衛生用品等の消耗品費を新たに助成し

その他、国の公定価格における処遇改善等加算Ⅱと併せて、経験年数7年以上の要件を満たす全 ての保育士等に月額4万円の処遇改善ができるよう独自助成を引き続き実施します。

保育‧教育施設向上支援費

321億2,853万円

保育所、幼稚園、認定こども園での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。

地域型保育向上支援費

12億8,136万円

小規模保育事業、家庭的保育事業(家庭保育福祉員)、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育 事業での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。

#### 2 延長保育事業

**62億2.653万円**(60億5.287万円)

給付対象施設・事業者に対し、各施設・事業者が定める保育時間を超えて延長保育が必要な乳児、 幼児の保育を実施するために必要な経費を助成します。

保育・教育コンシェルジュの設置

**1億4.044万円**(1億4.006万円)

保育・教育コンシェルジュを各区に配置し、保護者のニーズと必要な保育サービス等を適切に結び つけ、待機児童の解消と子育て家庭へのサービス向上を図ります。 (18区:40人)

4 年度限定保育事業

**2億3,332万円**(2億7,031万円)

保育所等を利用できず「保留となった1・2歳児」を対象に、認可保育所等の空きスペースを活用 し、年度を限定して保育を実施する保育所に対して、運営費の一部を助成します。

5 市立保育所民間移管事業

7.663万円 (7.578万円)

6年度移管予定園の引継ぎ・共同保育を実施するとともに、既移管園へのアフターフォローを実施 します。

6 横浜保育室助成事業

**6億9.939万円**(11億5,460万円)

本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域の状況等を踏まえて横浜保育室として認定し た施設に助成し、一定の保育水準の確保、保護者負担軽減を図ります。 (施設数:12か所)

認可外保育施設等利用料助成事業

**8億8.945万円**(10億6.255万円)

施設等利用給付認定保護者に対し、認可外保育施設等の利用料を助成します。

8 無償化に伴う認可外保育施設の質の確保・向上く拡充> |特集1| **3億351万円**(8,355万円) 認可外保育施設やベビーシッターに対し、保育の質の確保・向上のための研修、児童の処遇向上を 目的とした助成を実施します。

また、子どもの安全対策として、新たに登園管理システム導入にかかる費用の助成を実施します。

保育所等における業務効率化推進事業<拡充> 特集1

9.078万円 (9.554万円)

保育士の業務負担軽減を図るため、保育所等に対し、ICT等を活用した業務支援システムや翻訳 機等の導入にかかる経費を補助します。また、子どもの安全対策として、登園管理システム導入にか かる補助上限額を拡充し、補助要件を緩和します。

10 市立保育所の業務支援システム

**3.368万円**(4.952万円)

市立保育所全園に導入している業務支援システムを引き続き使用し、スマートフォンを活用した園 からのお知らせの受信や欠席連絡等を可能にすることで、保護者の利便性向上を図ります。また、児童の検温等の記録や保育日誌等を電子化することにより、保育士の業務負担軽減を図りま

11 給付費申請のオンライン化 │特集5│ 3.381万円 (2.400万円)

給付対象施設・事業所からの給付費申請をオンライン化し、施設職員の事務負担軽減を図ります。

12 保育料等のコンビニ収納委託〈新規〉 | 特集5 |

3,790万円(新規)

保護者の利便性向上のため、6年度からのコンビニ納付の導入に向けたシステム改修を行います。

13 保育所入所事務等におけるRPA、AI-OCRの活用

特集5 6.158万円(6.233万円)

保育所入所事務や幼稚園利用児童の認定事務について、RPA及びAI-OCRを活用し、事務の 効率化を図ります。

14 指導·監査

923万円 (846万円)

(1) 認可保育所等の指導等

※一部、予算額は8に含む

保育の質を確保し、保育中の重大事故等を防止するために、認可保育所や小規模保育事業所、認 可外保育施設等に対して、保育の実施状況を確認し、助言・指導を行う巡回訪問を実施します。 また、より良い施設運営に向け、施設長等を対象に、組織マネジメント等講習を実施します。

(2) 認可保育所等の監査

保育所等への一般指導監査、運営に問題のある施設等への特別指導監査等を随時実施します。 また、法律や会計専門家の助言を得ながら、監査の質の向上に取り組みます。

# 2 多様な保育ニーズへの対応

本	年	度	千円 8, 470, 571
前	年	度	6, 349, 347
差	引		2, 121, 224
本年	围		1, 739, 700
·度 の	県		1, 309, 677
財源	その他		44, 118
内訳	市	費	5, 377, 076

#### 事業内容

多様な保育ニーズに対応するため、保育所等での一時保育、幼稚園での一時預かり、休日保育、病児保育等を推進します。

#### 1 一時預かり事業<拡充> 特集1

**23億2,401万円**(14億6,122万円)

就業形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時の保育やリフレッシュ保育など、保護者の身体的・精神的な負担を軽減するため、保育所等において一時預かり事業を実施します。

5年度は、<u>0歳児を受け入れた際の補助単価の増額を行う等、</u> 受入れ枠の拡充を図ります。

また、<u>5年度に新たに赤ちゃんが生まれた世帯に、一時預かりを利用できる24時間分の無料クーポン(はじめてのおあずかり券)を配付するほか、年収360万円未満相当世帯に対する減免制度を</u>を導入します。

(1) 保育所等での一時保育事業<拡充> 14億7,142万円 保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、横浜保 育室で一時保育を実施します。

5年度は、国のモデル事業による保育所等の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かり事業を行います。(国採択後に実施予定)

#### (2) 乳幼児一時預かり事業<拡充>

8億5,259万円

子育で中の養育者が、理由を問わずにリフレッシュしたり用事を済ませたりできる機会を提供することで、子育でに伴う身体的・精神的負担感の軽減を図ることを目的として、認可外保育施設や小規模保育事業を実施する場所に併設して、一時預かり事業を実施します。

○ 8時間実施施設:継続18か所

○ 11時間実施施設:新規3か所、継続16か所

#### 2 幼稚園等における長時間預かり・一時預かりく拡充>

**54億618万円**(42億1,139万円)

(1) 私立幼稚園等預かり保育事業~わくわく!はまタイム~<拡充> **特集1** 50億4,830万円 保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労等により保育を必要とする在園児を対象に、長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する場合についても、市単独助成として無償化します。

(新規2園、継続209園)

(2) 私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業<拡充> 特集1

1億5,313万円

保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れを実施します。安定的かつ継続的な運営を支援するため、開設準備費及び運営費を補助します。

(新規5園、継続14園)

(3) 私立幼稚園等一時預かり保育事業 2億475万円 在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な預かりを行う幼稚園・認定こども園に対し、補助を行います。

(園数:113園)

#### 3 休日保育・休日一時保育

**1億645万円** (9.580万円)

日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、休日保育及び休日一時保育を実施します。

(実施か所:11か所)

#### 4 病児・病後児保育事業<拡充>

**5億8,282万円**(5億3,139万円)

病気または病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病児・病後 児保育を実施します。<u>安定的に事業を実施できるよう、委託費の基本分単価を拡充します。</u>

また、予約システムの導入にかかる費用について補助を新たに実施します。

○ 病児保育:27か所(うち新規2か所)

○ 病後児保育:4か所

#### 5 24時間型緊急一時保育事業

**5.110万円** (4.954万円)

保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間365日対応可能な一時保育を実施します。 (実施か所: 2 か所)

3	保整		育備		業
本	年	度		2, 6	千円 55, 209
前	年	度		3, 0	52, 541
差		引		△ 3	97, 332
本年		国		1, 7	02, 672
度の		県			_
財源	そ	の他		2	07, 240
内 訳	市	i 費		7-	45, 297

待機児童解消に向け、保留児童対策タスクフォースによる分析結果を踏まえ、既存の保育・教育資源の活用を中心に1歳児の受入枠確保を進めます。受入枠がなお不足する地域については、保育所等を整備し、市全体で新たに1,295人分の受入枠の確保に取り組んでいきます。また、医療的ケア児・障害児を受け入れるための整備を進めます。

#### 1 変化する保育ニーズに応えるための既存資源活用策の推進<拡充> 2億9.816万円(9.175万円)

(1) 保育ニーズの高い1歳児の受入枠拡大<拡充>

2億7,566万円

特集1

ア 1歳児枠拡大に向けた定員構成の見直し<拡充>

既存施設において、引き続き1歳児の受入枠を拡大するための 定員変更を行う場合の補助を実施するとともに、新たに0歳児の 定員を1歳児に振り替える場合に補助します。

#### <u>イ 中規模な改修による既存活用の推進<拡充></u>

既存施設の中規模な改修において、1・2歳児定員増を行う場合、老朽化した設備等の改修費を18か所に補助します。

(2) 既存資源の活用策検討のための調査<新規> 500万円 少子化や今後の保育ニーズの変化を見据え、空き定員対策や整備 手法など既存の資源の活用を検討するための調査等を実施します。

(3) 医療的ケア児・障害児の受入れ推進<新規> 特集1、4

1,750万円

医療的ケア児・障害児を受入れるための施設改修費等及び駐車場の整備費を補助します。

#### 2 保育所等の新規整備等<拡充>

**23億5,705万円** (29億6,079万円)

(1) 保育所及び地域型保育事業の整備等<拡充>

13億5,332万円

民間ビル等の内装整備費等への補助により、<u>認可保育所等11か所の整備</u>(定員増計500人)及び<u>地域</u>型保育事業21か所の整備(定員増計426人)を行います。

#### (2) 老朽改築<拡充>

7億8,048万円

民間保育所の老朽化に伴う改築について、5年度中に完了予定の4か所(定員増計26人)のほか、新たに3か所に着手します。

(3) 認定こども園の整備等<拡充>

1億2,065万円

既存施設の内装整備費への補助により、<u>幼保連携型認定こども園への移行1か所</u>(定員増計30人)のほか、<u>幼稚園型認定こども園への移行4か所</u>(定員増計45人)に対する補助を実施します。

#### (4) 横浜保育室の認可移行支援<拡充>

1億260万円

新制度の給付対象施設(認可保育所)を目指す横浜保育室について、認可保育所の基準を満たすための改修費等を補助し、2か所の認可移行(定員増計48人)を支援します。

# 【令和5年度 整備量内訳】 特集1

【令和 5 年度 整佣重内訳】 Lif来!		
整備内容	箇所数	増減(人)
1 保育所及び地域型保育事業の整備	32	926
民間ビル等の内装整備(既存施設連携型1,2歳児保育所を含む)	11	500
地域型保育事業(小規模保育事業等)の整備	21	426
2 老朽改築	4	26
5年度完了分	4	26
6年度以降完了分	(3)	_
3 認定こども園の整備等	5	75
幼保連携型認定こども園の整備 (5年度完了分)	1	30
幼保連携型認定こども園の整備 (6年度以降完了分)	(2)	_
幼稚園型認定こども園の整備	4	45
4 横浜保育室の認可移行支援(移行による減を含む)	2	48
5 既存施設の中規模改修による1・2歳児枠拡大	18	54
その他	7	166
横浜保育室から小規模保育事業への移行による減	_	$\triangle$ 22
既存施設での1歳児定員拡大	_	80
私立幼稚園等預かり保育事業	2	48
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	5	60
合 計	68	1, 295

#### 保育・教育の質の 確 保 ・ 向 上、 保 育 士 等 確 保

本	年	度	千円 3, 061, 422
前	年	度	2, 947, 535
差	引		113, 887
本年	国		1, 847, 312
· 度 の	県		
財源	その他		418
内 訳	市	費	1, 213, 692

#### 事業内容

保育・教育の質を確保・向上し、子どもの豊かな育ちを支えるため、園内研修の支援や、園外での研修・研究を実施します。

また、保育・教育施設の職員や保護者に向けて「よこはま☆保育・教育宣言〜乳幼児の心もちを大切に〜」の理解を深めるために周知を図ります。あわせて、保育・教育の基盤となる保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保を図る施策を推進します。

#### 1 保育・教育の質向上の仕組みづくりく拡充>

1億1,136万円 (9,882万円)

- (1) 保育・教育の質向上に向けた取組<拡充>
- ア 「よこはま☆保育・教育宣言」の理解の促進・実践 「よこはま☆保育・教育宣言」を基にした研修や事例紹介 を通して、保育・教育施設の職員の理解を深め、保育の実践 につなげるとともに、保護者や地域に向けて周知することで、 横浜の保育・教育への理解につなげます。
- イ 保育・幼児教育センター(仮称)の整備 質の高い保育・教育の実現に向け、研修・研究の推進や相

談機能の充実等の拠点となる保育・幼児教育センター(仮称) を新たな教育センターに併せて整備するために、教育委員会 事務局とともに、選定された事業者と本市の間で、整備に向け た設計協議を進めるため、アドバイザリー業務を委託します。

ウ 医療的ケア児保育教育検討会議の実施<新規> 特集4

保育所等に入所希望の医療的ケア児に係る、保育上の配慮事項等について、医師・看護師・施 設長等より意見を聴取します。

- (2) 園内研修・研究の取組の支援<拡充> 特集1
  - ア 園内研修・研究を推進する人材育成

園内研修・研究や公開保育を実施できる人材を育成する研修を実施します。また、<u>保育の質を</u> <u>向上する取組を推進するため、自・他園で園内研修や公開保育を援助・コーディネートする人材</u> の育成を行います。

イ 園内研修・研究サポーターの派遣

新設の保育・教育施設及び私立幼稚園2歳児受入れ推進事業新規実施園を対象に、保育・教育分野の経験者を派遣し、園内研修・研究を通した各園の人材育成や課題解決を支援します。

(3) 施設長等の人材育成の取組 (一部再掲(P.18))

より良い施設・法人運営に向け、施設長や運営法人の管理責任者等を対象に、組織マネジメント等講習を実施します。また、本市と昭和女子大学の協定に基づき、保育所等における組織マネジメントの向上や、保育・教育分野における経営人材の育成の取組を進めます。

(4) 保育·幼児教育研究

日々の保育実践から明らかになった課題について研究に取り組み、職員の実践力を高めます。また、保育・教育施設、小学校等の職員とともに、子ども主体の「遊び」に関する研究を行い、取組の工夫や成果を企業と協働して発信し、保育・教育の質向上につなげます。

(5) 第三者評価・自己評価の取組の推進

認可保育所等の「第三者評価」の受審費を助成します。また、「保育所における自己評価ガイドライン」に基づく研修を実施し、取組を推進します。

(6) 園選びのための保育所等情報サイトの作成<新規> 特集1、5

情報収集や園見学などを通じて、希望施設の選択肢を広げるため、<u>各保育所等の雰囲気や魅力を</u>効果的に発信するウェブ<u>サイトを作成し、保護者の園選びを支援します。</u>

#### 2 保育 幼児教育職員等研修

**4.814万円** (4.717万円)

保育・教育施設の職員を対象に、職員一人ひとりが専門性や実践力を身に着け、保育の質を高めるために研修を実施します。研修内容によって、オンラインと会場開催を併用し、より効果的に学べる環境を整え、保育の質の向上を図ります。

○ 47講座・131回開催(定員: 21,230人)

#### 3 保育資源ネットワーク構築事業の充実

1.210万円 (1,205万円)

保育・教育施設(認可外保育施設・地域子育て支援拠点含む)間のネットワークを構築し、実践研修や公開保育の協働実施、情報交換・ノウハウの共有化の推進等を通じて、保育の質の向上と地域子育て支援の充実を図ります。

#### 幼保小連携・接続事業<拡充>

**4.123万円**(3,120万円)

(1) 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する研究事業

幼保小連携推進地区・接続期カリキュラム研究推進地区における園と小学校の協働による実践研 究、カリキュラム開発等の成果を広く発信し、各園・校の実践の充実につなげます。

- 幼保小連携推進地区事業:33地区で研究推進(参加見込数:100園・校)
- 接続期カリキュラム研究推進地区事業:3地区で研究推進(参加見込数:7園・校)
- (2) 幼保小連携・接続に関する研修

幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な接続を目指し、市内すべての保育・教育施設を対象に 接続期研修会等を行い、相互理解を深めます。また、18区で教育交流事業を実施し、園と学校の交 流を推進するとともに、保護者・地域の教育力向上を目指した講演会を開催します。

- 幼保小連携・接続に関する研修会:5回開催(参加見込者数:3,200人)
- (3) 幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業<新規> 特集1

文部科学省の「幼保小の架け橋プログラム」調査研究事業モデル地域として、保育・教育施設 小学校等への支援を充実させるとともに、実践事例を広く発信し、「架け橋期」とされている5歳 児から小学校1年生の保育・教育の充実を図ります。

#### 保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保<拡充>

**28億4,859万円** (27億5,830万円)

(1) 保育士宿舎借り上げ支援事業<拡充> **特集1** 市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに、宿舎を借り上げるための補助を 行います。○補助対象:採用10年目までの保育士 ○ 補助基準額:1戸あたり上限月額 82,000円 (申請見込件数:4,535戸)

(2) 幼稚園教諭等住居手当補助事業

私立幼稚園等預かり保育事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭 等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部 を補助します。 (申請見込件数:245人相当分、補助額2万円(月額上限))

(3) 潜在保育士等への就労奨励金交付事業<新規> 特集1

潜在保育士等が「かながわ保育士・保育所支援センター」で求職登録を行い、就労支援を受け た上で市内保育所等に就職した場合、奨励金として一人あたり5万円を支給します。

(4) 保育士確保に向けた横浜の保育 P R 強化

保育士養成施設の学生や求職者に「横浜で保育士として働く魅力」を広く周知するため、イン スタグラム等を活用して魅力発信を行います。

(5) 市内保育所等の情報紹介サイト活用事業

民間事業者のWEBサイトを活用して保育所等の魅力や求人情報を発信します。

(6) 保育士修学資金貸付事業

保育士養成施設卒業予定者に対して貸付を実施し、市内保育所等で5年間保育士業務に就いた場 合は返済を免除します。 ○ 貸付対象数:50人/年 ○ 貸付金額:月額5万円以内

- (7) 就職面接会等·就職支援講座·保育所見学会 潜在保育士等を対象に、就職面接会及び就職支援講座を一部オンラインも導入し、開催します。
- 「働きやすい環境づくり」を目的とした施設長向け研修<新規> 特集1 保育士等の定着支援のため、労務管理や職場環境の改善等をテーマにした研修を実施します。
- (9) 保育士確保コンサルタント派遣事業

希望する保育所等に、保育士の確保に関するコンサルタントを派遣し、求人方法や給与・勤務条 件など、保育士確保や離職防止についての助言等を実施します。

(10) 保育士相談窓口の設置

保育士が労働環境等で悩んだ際に、保育業界に詳しい社会保険労務士等の専門家に相談できる窓 口を設けることで、不安を解消し、離職を防止します。

(11) 民間団体の保育士確保支援

市内保育団体が行う人材確保の取組のための補助を行います。また、市内保育団体と幼稚園協会 が共同で実施する保育・幼児教育の魅力を啓発する事業に対し、事業費の一部を負担します。

#### 5 幼児教育の支援 本 年 11, 255, 084 年 度 前 10, 262, 336 差 引 992, 748 本 玉 3,655,754 年 度 県 1,829,621 $\mathcal{O}$ 財 その他 404 源 内 市費 5, 769, 305 訳

#### 事業内容

生涯にわたる人格形成の基礎となる幼児教育について、子どもたちに質の高い教育・保育の機会を保障することを目的とした支援を 実施します。

そのために、幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用費の給付、 私立幼稚園等が実施する預かり保育、特別支援教育費等の補助、教育・保育の質の向上に向けた研修・研究事業を行います。

#### 1 私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費

**53億6.465万円**(55億9.394万円)

私学助成幼稚園等に通う園児について、世帯の状況にかかわらず、月額25,700円を上限とした額を支給します。

(給付対象人数:18,054人)

# 2 私立幼稚園等預かり保育事業~わくわく!はまタイム~

**<拡充>** (再掲(P.19)) 特集1 50億4,830万円 (38億8,553万円) 保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労等により保育を必要とする在園児を対象に、長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。

国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する場合についても、市単独助成として無償化します。

(新規2園、継続209園)

3 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<拡充> (再掲(P.19)) 特集1 1億5,313万円 (1億2,782万円) 保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れを実施します。安定的かつ継続的な運営を支援するため、開設準備費及び運営費を補助します。

(新規5園、継続14園)

4 私立幼稚園等一時預かり保育事業 (再掲(P.19))

**2億475万円**(1億9,805万円)

在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な預かりを行う幼稚園・認定こども園に対し、補助を行います。

(園数:113園)

5 私立幼稚園等補助事業

**1億1,945万円**(1億1,945万円)

幼稚園・認定こども園に対し、施設・設備の整備等の経費の一部を補助し、教育条件の維持及び 向上を図り、幼児教育の健全な発展に役立てます。

(対象園:265園)

6 私立幼稚園等特別支援教育費補助事業

8,640万円 (6,440万円)

私学助成を受ける幼稚園等に在園する特別な配慮を要する園児に対し、教育環境等の向上を図るため、その経費の一部を補助します。

(対象者:432人、補助単価:上限20万円/人・年)

7 私立幼稚園等施設整備費補助事業

3.000万円 (3.000万円)

1件200万円以上の園舎修繕工事について一部を補助し、幼稚園・認定こども園の良好な教育環境を確保します。

(対象園:30園、補助額:上限100万円)

8 幼稚園教諭等住居手当補助事業 (再掲(P.22))

3,557万円(5,391万円)

私立幼稚園等預かり保育事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部を補助します。

(申請見込件数:245人相当分、補助額2万円(月額上限))

9 保育·教育の質の確保·向上 (再掲(P.21、22))

**2億1,283万円** (1億8,924万円)

保育・教育の質を確保・向上し、子どもの豊かな育ちを支えるため、園内研修の充実も含め、研修・研究を実施します。

6	放課づ	後 の 居 場 所 く り
本	年 度	千円 11, 191, 741
前	年 度	11, 028, 893
差	引	162, 848
本年	围	3, 291, 103
· 度 の	県	2, 863, 556
財源	その他	2, 454
内訳	市費	5, 034, 628

#### <u>事業内容</u>

全ての児童を対象とした「放課後キッズクラブ」や、留守家庭児童等を対象とした「放課後児童クラブ」への運営支援を行います。 また、特別支援学校における「はまっ子ふれあいスクール」の実施や、公園の一部を「子どもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用するプレイパークの活動の支援を引き続き実施します。

#### 1 放課後キッズクラブ事業<拡充> 特集4

**77億373万円**(77億2,076万円)

学校施設等を活用し全ての子どもを対象とした「遊びの場」と、 留守家庭児童等を対象とした「生活の場」を兼ね備えた、安全・ 安心な放課後の居場所を提供するとともに、児童の健全な育成を 行います。

<u>医療的ケア児を受入れるための看護師を配置した場合の支援を</u> 拡充します。

(運営か所数:338か所)

# 2 小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業<拡充> 2億6.504万円(2.941万円)

小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブの活動場所の整備を 行います。

(実施設計:7か所、工事:8か所)

#### 3 放課後児童クラブ事業<拡充> 特集4

**31億274万円**(31億5,882万円)

地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる児童の遊び及び生活を通じた健全育成を行います。

<u>医療的ケア児を受け入れるための看護師を配置した場合の支援を拡充し、受入れに係る施設改修</u>の補助を新たに行います。

(運営か所数:222か所)

#### 4 特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業

**8,764万円** (8,731万円)

一部の特別支援学校に設置されているはまっ子ふれあいスクールにおいて、学校施設を活用し、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童・生徒の健やかな成長を支援します。

(運営か所数:5か所)

#### 5 放課後児童育成事業の質の向上に向けた取組く拡充>

<u>(1) 事業所への支援<拡充></u>

※予算額は1、3、4に含む

アー人材確保支援

事業所における人材確保支援のため、引き続き事業の認知度向上を図るとともに、各事業所の求人情報の集約及び提供を行います。

イ 人材育成<拡充>

必要な知識や技術の習得ができるよう、子どもの育成支援や安全 ・安心への対応など様々な研修を実施するとともに、各事業所によ る人材育成が一層進むよう支援します。

ウ 地域・民間事業者等との連携支援

クラブにおいて地域や民間事業者等と連携したイベントやプログ ラムが実施できるよう支援を行います。

(2) より良い放課後の居場所づくりに向けた取組<新規>

ア デジタル化の推進<新規> **特集5** 

クラウドサービス上で、クラブ向けの情報受伝達や一部の補助金申請業務のオンライン手続きをモデル実施し、クラブと区局等との連携及び将来的な事務負担軽減を図ります。

イ 事業の充実に向けた調査<新規>

利用児童と保護者のニーズ等を把握するための調査を行い、サービスの充実や事業者への支援に向けた検討を進めます。



【放課後キッズクラブの活動】



【放課後児童クラブの活動】

6 プレイパーク支援事業 ※環境創造局との共管事業

3,259万円 (3,259万円)

地域主体で、公園の一部を「子どもの自由な遊び場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。

(実施団体数:24団体)

# すべての子ども・者者の健全育成の推進

本	年	度	千円 943, 365
前	年	度	688, 139
差	引		255, 226
本年	国		33, 630
度の	県		874
財源	その他		21, 797
内訳	市	費	887, 064



【青少年の地域活動拠点の活動】

#### 事業内容

地域の環境づくりをはじめ、団体支援や青少年関係施設の運営等により、すべての子ども・若者の健全育成の推進に取り組みます。

#### 1 青少年を育む地域の環境づくりく拡充>

**1億8,431万円**(1億8,271万円)

(1) 社会環境改善事業<拡充>

青少年を取り巻く有害環境対策の一環として、有害図書類の適切な区分陳列対策などの社会環境改善事業を実施します。また、高校生世代の居場所や相談先をみつける横浜市情報サイト「ふぁんみっけ」を運営し、青少年に相談機関・居場所に関する情報を提供するとともに、情報サイトのさらなる周知を図るため、SNS等を活用した広報を行います。

(2) (公財) よこはまユース青少年事業費補助

ア 人材育成事業

地域で青少年と関わる人材の育成を目的に、青少年を取り巻く課題をテーマにした講座へ講師派遣等を行います。

イ 活動支援事業

地域の団体等に対し、活動内容への助言やコーディネート等を行います。

- ウ 青少年の体験活動等の普及・啓発事業 関係団体と協働し、体験活動などの機会を提供するほか、 体験活動の事例収集・発信を行います。
- (3) 青少年の地域活動拠点づくり事業
  - ア 青少年の地域活動拠点づくり事業

中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、 仲間や多世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を 行う、青少年の地域活動拠点を7か所で実施します。

イ 青少年の交流・活動支援事業

青少年の居場所や活動の場の提供など、青少年の健やかな 成長を支援し、社会参画に向かう力を育成します。

(4) 道志村自然体験推進事業

青少年の自然体験活動の機会の充実と、道志村と横浜市との 友好交流の機会を促進するため、道志村における青少年の 自然体験活動の推進を図ります。

- ア 18歳以下の横浜市民を対象に、道志村内キャンプ場の 施設使用料の助成等を行います。
- イ 道志村の児童を対象に、1泊2日で横浜市への 受入れを行います。

#### 2 青少年育成に携わる団体等の支援

476万円 (472万円)

- (1) 地域において青少年育成に取り組む青少年指導員の活動支援
  - ア 委嘱人数

2,532人(令和4年10月1日現在)

イ 事業内容

青少年指導員大会、研修会、全市一斉統一行動パトロール、 統一行動キャンペーン、社会環境実態調査等

(2) 横浜市子ども会連絡協議会等の青少年関係団体や非行防止活動等を行う横浜市保護司会協議会へ の補助

#### 3 青少年関係施設の運営等

**7億5,361万円**(4億9,697万円)

- (1) 青少年施設・野外活動施設等の管理運営を行います。
  - 〇所管施設:横浜こども科学館、横浜市野島青少年研修センター、横浜市青少年育成センター 横浜市青少年野外活動センター(三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園)
- (2) 平成27年度末に廃止した青少年交流センターについて、建物解体工事を行います。

#### 4 横浜市子ども・若者支援協議会の運営

**68万円** (374万円)

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、すべての子ども・若者が、他者と交流する中で、自己 肯定感を持ち成長できる社会を目指して「横浜市子ども・若者支援協議会」を運営します。

#### 困難を抱える 子ども・若者の 自立支援の充実

本	年 月	变	千円 723, 542
前	年 月	变	678, 707
差	引		44, 835
本年	国		254, 791
·度 の	県		1,658
財源	その他		167
内 訳	市費		466, 926



【地域ユースプラザの活動】

#### 事業内容

青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、困難を抱える子ども・若者の自立支援施策の充実に取り組みます。また、養育環境に課題がある家庭に育つ小・中学生等に対し、生活・学習習慣の習得のための支援を実施します。

#### 1 青少年相談センターにおける相談・支援事業

**6.169万円** (6.069万円)

青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行います。また、若者支援を担う人材の育成に取り組みます。

- (1) 個別相談·支援(電話、来所、訪問)
- (2) 集団支援(グループ活動、宿泊体験、家族支援等)
- (3) 社会参加体験事業(販売体験、作業体験等)
- (4) 関係機関等との連携促進及び若者支援者への研修等
- (5) ひきこもり支援(健康福祉局と連携)

#### 2 地域ユースプラザ事業 1億3,608万円 (1億3,632万円)

地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年の自立を支援する「地域ユースプラザ」の事業費を補助します。

- (1) 運営か所 4か所
- (2) 事業内容
  - ア 地域における若者の総合相談(電話相談、来所相談等)
  - イ 区役所における若者のための専門相談
  - ウ ひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営
  - エ 社会体験・就労体験プログラムの実施
  - オ 地域の関係機関・区役所とのネットワークづくり
  - カ 応援パートナーの養成・派遣
  - キ ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会の実施

#### 3 若者サポートステーションにおける相談・支援

**1億1,990万円**(1億2,113万円)

職業的自立に向けた相談支援等を行う「若者サポートステーション」の事業費を補助するとともに生活困窮状態にある若者に対する支援を委託により実施します。(継続3か所(サテライト含む))

- ○事業内容 就労に困難を抱える若者及びその保護者を対象として、次の事業を実施
  - (1) 職業的自立に向けた個別相談、セミナー、就労訓練
  - (2) 高等学校等出張相談
- 4 ひきこもり等困難を抱える若者に対するSNS相談事業<新規> 特集3、5 3,000万円(新規) 来所や電話でつながりにくい若者からの相談を受け付けるため、若者が身近なツールとして使用しているSNSを活用した相談窓口を開設します。また、必要に応じて青少年相談センターの直接支援につなげます。
  - ○相談内容
    - (1) 子ども・若者総合相談 (子ども・若者の困りごと全般に関する相談)
    - (2) ひきこもり相談(ひきこもり状態に関する相談)

## 5 寄り添い型生活支援事業<拡充> 特集3

**3億4, 146万円** (3億1, 433万円)

保護者の疾病や生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、子ども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に、生活支援等を委託により実施します。また、支援者のスキル向上と支援内容の標準化を目的とした研修を実施します。 (18区21か所)

#### 6 よこはま型若者自立塾

**2.542万円** (3.724万円)

長期にわたって不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象に、本人が望む自立や生活スタイルの確立を目的として、自己肯定感の向上や低下した体力の回復、生活リズムの立て直し及び他人との関わり方の習得等に係る支援を補助により実施します。また、生活困窮状態にある若者に対する支援を委託により実施します。

#### 7 就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業

900万円 (900万円)

国の「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を活用し、就職氷河期世代の方の就職意欲の向上及び就労に資する能力伸長のための「3か月間長期プログラム」、「受講期間中の定期的な面談」及び「受講後の進路調整」を一体的に実施する事業を委託により実施します。

9		療育センター 営 事 業
本	年 度	千円 3,921,863
前	年 度	3, 488, 653
差	引	433, 210
本年	国	121, 781
· 度 の	県	59, 600
財源	その他	125
内訳	市費	3, 740, 357



【地域療育センターにおける療育訓練の様子】

0歳から小学校期までの心身に障害のある、またはその可能性の ある児童及びその家族を対象に、療育に関する相談、診療・評価、 集団療育等を実施しています。

また、療育の中核機関として、障害児が通う保育所や幼稚園、小学校等の職員等を対象に障害の理解を深めるための支援を行っています。

方面別に設置している8センターに加えて、総合リハビリテーションセンターも同様の機能を担っており、合計9センターで18区を担当しています。

#### 1 地域療育センター運営事業<拡充>

**39億2,186万円**(34億8,865万円)

- (1) 初期支援の充実 <拡充> 【特集4】 1億2,808万円 利用申込後、早期に支援を開始するため、初期支援を充実します。
  - ○子どもの遊びの場の提供とともに保護者への助言や相談対応を 行う「ひろば事業」を実施
  - ○心理職等の専門職による面接(相談対応)を実施
  - ○初期支援を実施するためのソーシャルワーカー、心理職、保育 士を配置
  - ○3センター(東部・西部・北部)で整備・事業を実施、6センターで6年度の事業開始に向けた場所の確保等の準備
- (2) 保育所等への支援の充実<拡充> 特集4 5,580万円 障害のある児童が通う保育所、幼稚園、小学校等に、児童の特性に合わせた適切な支援方法の助言を行う「巡回訪問」を拡充するため、各地域療育センターにソーシャルワーカーを増員します。
- (3) 集団療育の充実<拡充> 特集4

1億352万円

利用児童の増加が顕著な東部地域療育センターについて、6年度の集団療育の場の増設に向けて、施設改修等の準備を進めます。また、集団療育のクラスにおける医療的ケア児や行動障害のある児童の対応のため、各地域療育センターに非常勤の看護師や保育士等を配置します。

○各地域療育センター予算内訳

地域療育センター名

東部地域療育センター

2 中部地域療育センター

3 よこはま港南地域療育センター

4 西部地域療育センター

5 南部地域療育センター

6 地域療育センターあおば

7 北部地域療育センター

(単位:千円) 本年度予算

575, 106

507, 648

419, 182

519, 393

478,675

353,010

476, 879

# (4) 難聴通園事業所の開設<新規>

2,578万円

総合リハビリテーションセンターにおける、難聴児を対象とした事業所の分室 を開設します。

#### ○ 地域療育センターの主なサービス内容

相談・地域支援等	・相談対応 ・巡回訪問 ・保育所等訪問支援 ・障害児相談支援 ・療育講座 ・初期支援 等
診療	・診断・検査 ・評価・訓練 等
集団療育 (通園等)	・児童発達支援 ・医療型児童発達支 援

8 戸塚地域療育センター戸塚、泉467,0649 総合リハビリテーションセンター港北※ 124,906

※総合リハビリテーションセンターについては、

計

障害児支援に係る経費の一部をこども青少年局予算としています。

担当区

鶴見、神奈川

西、中、南

港南、栄

保土ケ谷、旭、瀬谷

磯子、金沢

青葉

緑、都筑

3, 921, 863

## 在宅障害児及び 施設利用児童への 支援等

*	年	帝	千円
7	+	汉	23, 375, 199
前	年	度	20, 790, 026
差	引		2, 585, 173
本年	国		11, 058, 719
度の	県		5, 089, 570
財源	その他		18, 774
内 訳	市	費	7, 208, 136

#### 事業内容

障害児及び家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービス や相談支援、重症心身障害児・者等への医療的ケア等を実施します。

#### 1 障害児通所支援事業等<拡充>

**204億5.078万円** (181億6.084万円)

(1) 障害児通所支援事業<拡充>

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等)を利用する児童に対する給付費を支出します。また、より多くの児童が障害児相談を利用できるよう、引き続き、障害児相談支援事業所への支援を行います。

○ 放課後等デイサービスの事業所見込数

530か所

#### (2) 障害児通所支援研修等事業<拡充>

障害児通所支援事業所のサービスの質の向上を図るため、 事業所向けに研修を実施します。

「横浜市版放課後等デイサービスガイドライン」に基づく 運営や虐待防止等の基本的事項、児童や保護者に対する適切 な支援の方法について、<u>事業所の理解を深め、支援の質を確</u> 保するために、研修内容のさらなる充実を図ります。

#### 2 学齢後期障害児支援事業<拡充>

**1億4.234万円**(1億2.855万円)

学齢後期(中学・高校生年代)の発達障害児を主な対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等を行います。 また、新たに4か所目の学齢後期障害児支援事業所を開設します。

#### 3 障害児医療連携支援事業<拡充>

6.144万円 (5.086万円)

- (1) 医療的ケア児・者等支援促進事業 **特集4** 医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受入れを推進します。
- (2) 医療的ケアを担う看護師等に対する研修<新規> 【特集4】 保育所や放課後児童健全育成事業所等において医療的ケアを担う看護師等の確保・育成を目的として、研修を実施します。
- (3) メディカルショートステイ事業

常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院や地域中核病院等の協力を得て入院による受け入れ(メディカルショートステイ)を行い、在宅生活の安定を図ります。

- 協力医療機関数:11病院
- (4) 重症心身障害児・者等の在宅生活支援

医療的ケアを要する重症心身障害児・者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修 や在宅支援関係者との情報交換等を行う連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。

#### 4 特別児童扶養手当事務費

4.797万円 (5.358万円)

障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。 当該手当事務のうち、請求の受付・認定等の事務を行います。手当は国から受給者に支給します。

#### 5 障害児入所支援事業等

**26億7,267万円** (23億9,620万円)

障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用(措置費及び障害児入所給付費)を支出するとともに、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。

さらに、契約により入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるように、引き続き本市独自の利用者負担助成を行います。

また、福祉型障害児入所施設に入所する児童の地域移行に向けた相談支援を充実させるために、児童のアセスメントや関係機関支援等を行うコーディネート業務を実施します。

11		まで	から乳幼児期 の切れ目の 支援の充実
本	年	度	千円 7,743,891
前	年	度	5, 161, 066
差		引	2, 582, 825
本年		国	2, 299, 412
- 度 の		県	563, 144
財 源	71	その他	13, 350
力 訳	ī	市 費	4, 867, 985

誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりに向け、生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援を充実することで、子どもの健やかな育ちを支えます。

#### 1 出産・子育て応援事業<拡充>

29億3.708万円(新規)

※4年度補正予算より計上

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。

(1) 伴走型相談支援<拡充>

5年度は、母子保健コーディネーターを17名増員し、妊娠後期 や出産後に支援が必要な妊産婦に対して電話や対面での相談に応 じる体制を充実します。また、事業の実施効果等の把握のため、 実態調査を実施します。

- (2) 経済的支援(令和5年2月申請受付開始)
  - 〇 出産応援金(妊娠届出時)5万円 (見込件数:25,700件)
  - 子育て応援金(出生届出後) 5万円 (見込件数:24,755件)

# 2 子育で応援サイト事業 <新規 > 特集5 3億869万円 (新規)

スマートフォンを通じて、子育で等に関する申請手続や情報等を 保護者・子ども一人ひとりに合わせて提供できる、「子育て応援サイト(仮称)」を構築することで、手続きの負担軽減による利便性の 向上や子育てに関する満足度等の向上を図ります。

(令和5年度一部運用開始予定)

#### 3 子育て世代包括支援センター事業

**4億5.540万円**(4億4,452万円)

母子保健コーディネーターを全区の福祉保健センターに配置し、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や、母子保健サービスの利用案内等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図り、横浜市版子育て世代包括支援センターとしての支援を充実します。また、港北区において、オンライン相談等のモデル実施に取り組みます。(母子健康手帳交付時面接実施見込率:100%)

#### 4 妊婦・産婦健康診査事業

**20億554万円** (23億758万円)

(1) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用の一部を助成します。 (延べ見込件数:283,032人)

(2) 産婦健康診査

産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における 産婦健康診査費用の一部を助成します。 (1か月受診率:87.8%)

#### 5 妊婦歯科健康診査事業

5,038万円 (4,652万円)

妊娠期における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ、母体と胎児の健康増進を図ることを目的に、歯科医療機関に委託し、歯科健診を実施します。

また、女性の生涯を通じた歯の健康及び生まれてくる赤ちゃんの健やかな成長に寄与します。

(受診見込件数:11,000件)

#### 6 母子保健指導事業

7.185万円 (7.059万円)

母体の保護並びに乳幼児の健康保持及び増進を図るために、母子健康手帳の交付、子育てガイドブック等の配布、母親(両親)教室の開催、女性の健康相談、妊産婦と乳幼児への保健指導、母子訪問指導員による新生児訪問等を行います。 (訪問見込件数:9,000件)

また、養育者等に講演会、相談及び指導を通じて、小児ぜん息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等、アレルギー疾患・スキンケア等についての正しい知識の普及啓発を行います。

### 7 乳幼児健康診査事業

9億8,006万円 (9億944万円)

(1) 乳幼児健康診査

区福祉保健センターにおいて4か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象に、心身の発育状況の確認及び適切な指導を行い、必要な支援につなげるとともに、健康管理や栄養、生活習慣の確立、歯科・口腔機能の確立や疾患の予防等、育児に関する指導を行うことで、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。 (受診見込件数:75,348件)

(2) 医療機関乳幼児健康診査

医療機関乳幼児健康診査の受診票を3回分発行し、生後1か月、7か月及び12か月での受診を勧奨し、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。 (受診見込件数:56,232件)

#### 8 新生児聴覚検査事業

**4,718万円** (4,841万円)

新生児期に聴覚の異常を発見し、適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期支援を図るために、検査費用の一部を助成し受診を促します。 (受診見込件数:16,829件)

#### 9 妊娠・出産サポート事業<拡充>

**3億495万円**(1億4,418万円)

(1) 妊娠・出産相談支援事業<拡充> 特集2、5

予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、<u>電話やメールに加えSNSを活用し、</u> 気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営します。 妊娠早期からの相談支援を充実させるとともに、児童虐待の予防につなげます。 (対応時間:10:00~22:00 366日開設)

(2) 産後母子ケア事業

心身ともに不安定になりやすい産後4か月までの時期に、市内の助産所や病院・診療所を活用しデイケア・ショートステイ・訪問型サービスを提供します。また、国の補助金を一層活用し、支援の充実を図ります。 (利用見込者数:2,762人)

(3) 妊産婦メンタルヘルス事業

産科等の医療機関と行政が連携し、妊娠・出産に起因する産後うつ等の予防及び早期発見・早期 支援を行います。

#### 10 育児支援事業

**2億2.583万円**(2億1,714万円)

(1) 育児支援家庭訪問事業

区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員が、子育ての不安や孤立感を抱え、継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し、育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し安定した養育ができるよう支援します。 (延べ訪問見込回数:5,530回)

(2) 産前産後ヘルパー派遣事業

育児への不安や負担が生じやすい妊娠中及び産後5か月未満の子育て家庭に対し、支援の必要がある場合、ヘルパーを派遣し家事や育児の負担を軽減します。 (延べ利用見込回数:15,460回)

#### 11 こんにちは赤ちゃん訪問事業

**1億1,036万円**(1億1,181万円)

子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を、地域の訪問員が区役所と連携して訪問し、育児情報の提供等を行います。 (訪問見込件数:21,961件)

#### 12 乳幼児発達支援事業

**1億2.794万円**(1億1.678万円)

乳幼児健診等で把握された「育てにくさ」を感じている養育者や発達面でフォローが必要な乳幼児に対して、養育者が先の見通しを持って健やかな育児ができるよう、個別相談やグループ支援を行います。 (心理個別相談見込件数:6,500件)

#### 13 不妊・不育相談等支援事業

9.995万円 (7億4,411万円)

(1) 不妊・不育相談

不妊や不育等に悩む方に対し、区福祉保健センターでの女性の健康相談や医師・看護師による専門相談やカウンセラーによる心理的な支援(ピアカウンセリングを含む)を行います。

(2) 特定不妊治療費の助成

4年度からの不妊治療の保険適用を受け、移行期の治療計画に支障が生じないよう、年度をまたぐ治療※について、経過措置として助成を行います。(※対象は一周期分のみ。令和5年3月31日までに治療終了したものに限る。)

また、不育症で悩む方の経済的負担の軽減を図るため、検査費を助成します。

(特定不妊治療費助成見込件数:397件、男性不妊治療費助成見込件数:5件)

#### 14 出産費用調査研究事業<新規>

1,509万円(新規)

市内の出産費用の実態を把握するため、市内の産科医療機関を対象に、出産費用の内訳等について 調査を行うとともに、市内の子育て世帯向けに、妊娠・出産に伴う経済的負担感や支援ニーズに関す るアンケートを実施します。

#### 15 妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業<新規>

360万円 (新規)

<u>妊産婦や乳幼児が災害時の避難行動及び避難生活において必要となる支援について、関係区局と連</u>携し、災害時においても安心して過ごせるよう検討を進めます。

#### 地域における 12 子育て支援の充実 本 年 度 5, 281, 290 前 年 度 3, 814, 699 差 引 1, 466, 591 本 玉 1, 175, 638 年 度 県 1, 111, 132 $\mathcal{O}$ 財 その他 51, 348 源

#### 事業内容

安心して出産・子育てができるよう、地域子育て支援拠点の運営を はじめ、子育ての先輩や幼稚園、保育所、認定こども園、空き店舗な ど地域の資源を活用した交流、相談の場の充実や、地域ぐるみで子育 てを温かく見守る環境づくり等に取り組みます。

#### 1 **地域子育で支援拠点事業<拡充> 14億6,508万円** (13億8,708万円)

- (1) 地域子育て支援拠点の運営
  - ア 実施内容
    - (ア) 親子の居場所事業
    - (イ) 相談事業
    - (ウ) 子育て情報の収集・提供事業
    - (エ) 利用者支援事業
    - (オ) 子育て支援ネットワーク事業
    - (カ) 子育て支援関係者の人材育成事業
    - (キ) 横浜子育てサポートシステム区支部事務局
  - イ 実施か所数 継続18か所(全区)
  - ウ 運営方法 子育て関連事業に取り組んでいるNPO法人、 社会福祉法人等に委託して実施

#### (2) 地域子育て支援拠点に準じた拠点サテライトの整備<拡充> 特集2

2, 943, 172

#### ア 実施内容

市費

内

乳幼児人口が多い区に、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ拠点サテライトを新たに整備します。既存の地域子育て支援拠点とは異なるエリアに設置し、その地域の中核として既存の拠点と一体的に運営します。

#### イ 実施か所数<拡充>

新規1か所(緑区/令和6年3月開所予定)、継続8か所

#### (3) 拠点サテライトにおける利用者支援事業の実施<拡充> 特集2

子育て家庭からの個別相談に応じ、家庭の状況やニーズにあった適切な地域の施設や子ども・子育て支援事業等の選択肢を提示し、円滑な利用へつなげる利用者支援事業を、拠点サテライトで実施します。

実施か所数 新規1か所(保土ケ谷区/令和6年3月開始予定)、継続7か所

### (4) 地域子育て支援拠点による「出張ひろば」の実施<拡充>

拠点へのアクセスが良くない地域への支援強化のため、施設外での居場所である「出張ひろば」を実施し、これまで拠点を利用していなかった親子への積極的なアプローチに取り組みます。 実施か所数 新規1か所、継続3か所

#### (5) 地域子育て支援拠点による一時預かり事業の実施<拡充>

「親のリフレッシュの場の提供」と「親の預けることへの不安軽減」を目的に、保護者に身近な地域子育て支援拠点の親子の居場所等を活用した一時預かり事業を実施します。 実施か所数 新規1か所、継続3か所

#### (6) 育児参加促進休日講座の実施<新規>

両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進講座を実施します。

#### 2 親と子のつどいの広場事業<拡充>

**5億8,547万円**(4億9,637万円)

商店街の空き店舗やアパートの一室等を活用し、親子の交流の場の提供、子育て相談の実施、地域の子育て関連情報の提供を行います。

#### (1) 実施か所数<拡充>

新規2か所、継続70か所

#### (2) 一時預かり事業<拡充>

実施内容: 広場のスペースを活用した一時預かりを実施します。

実施か所数:新規1か所、継続36か所

#### (3) 運営費補助の充実<拡充>

家賃補助加算の拡充を行うとともに、常勤職員を配置する施設への加算及び休日に育児参加促進 講座を実施する施設への加算を創設します。

#### 3 保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業く拡充>

**3億2,031万円**(3億3,828万円)

(1) 実施内容<拡充>

施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等を実施します。

また、安定的に事業を継続できるよう、常設園に対し、運営補助の拡充及び有資格者加算の新設を実施します。

(2) 実施か所数<拡充>

ア 週3日以上開設する常設園 新規4か所、継続77か所

イ 開設日が週3日未満の非常設園 新規1か所、継続388か所

#### 4 子育て支援者事業

7,467万円 (7,335万円)

保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区 センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が 親子の交流をすすめたり、相談に応じる子育て支援者会場を運営します。

○ 実施開催数 継続184会場

#### 5 親子の居場所事業(常設)従事者のための体系的な研修の実施

※予算額は1に含む

経験年数や施設内での役割に応じた、常設の親子の居場所(地域子育て支援拠点事業、親と子のつどいの広場事業、保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業)従事者向け研修を実施し、支援の質の向上を図ります。

6 地域子育て支援拠点関係システムの再構築 <新規> 特集5

2億5,000万円 (新規)

子育でDXの取組として、地域子育で支援拠点関係システムの構築を行い、各種手続きをオンラインで実施できるようにするなど利用者の利便性向上と事業者の事務負担軽減による市民サービスの向上を図ります。(令和6年4月~運用開始)

#### 7 横浜子育でサポートシステム事業 < 拡充 >

**2億4,133万円**(4,011万円)

(1) 実施内容

利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中で子どもを預け、預かります。

- (2) 会員数(令和4年12月末時点)
  - 利用会員(11,603人)・・・市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童がいる方
  - 提供会員(2,244人)・・・市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方
  - 両方会員(697人)・・・利用会員かつ提供会員の方
- (3) 横浜子育てサポートシステム利用促進事業<新規>

利用料の改定及び新たに提供会員へ補助を行うことで利用を促進します。

(平日1時間あたり)

	~令和4年度	令和5年度~
利用会員 負担分	800円	500円(▲300円)
市 負担分		500円
提供会員 受取分	800円	1,000円 (+200円)

併せて、<u>5年度に新たに赤ちゃんが生まれた世帯で利用会員となった方を対象に、満2歳まで使</u>用できる8時間分の無料クーポン(子サポdeあずかりおためし券)を配付します。

#### 8 一時預かり事業<拡充>(再掲(P.19)) 特集1

**23億2.401万円**(14億6.122万円)

就業形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時の保育やリフレッシュ保育など、保護者の身体的・精神的な負担を軽減するため、保育所等において一時預かり事業を実施します。5年度は、0歳児を受け入れた際の補助単価の増額を行う等、受入れ枠の拡充を図ります。また、5年度に新たに赤ちゃんが生まれた世帯に、一時預かりを利用できる24時間分の無料クーポン(はじめてのおあずかり券)を配付するほか、年収360万円未満相当世帯に対する減免制度を導入します。

#### 9 ハマハグ推進事業

642万円 (430万円)

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援するという機運を醸成していくため、小学生以下の子どものいる家庭の方や妊娠中の方が、ステッカーが掲示された協賛店で、ちょっとした心配りや設備・備品の利用、割引・優待など、子育てを応援するサービスを受けられる子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)を実施します。

また、「横浜アンパンマンこどもミュージアム」内に子育て情報スポットを設置し、市内の子育てに関する情報を発信します。

○ ハマハグ協賛店舗・施設数 4,495店舗・施設(令和4年11月末時点)

#### 10 子どもの居場所づくり支援事業 特集3

1,400万円 (1,400万円)

「子ども食堂」等の地域の取組が推進されるよう、支援に取り組みます。

子どもの居場所づくりの取組に対する補助金の交付や、アドバイザーの派遣による相談支援等のほか、フードバンク等と連携した食材等の配付を実施します。 <社会福祉基金を活用>

13		り親家庭等の 立 支 援
本	年 度	千円 414, 366
前	年度	277, 639
差	引	136, 727
本年	玉	291, 053
度の	県	_
財源	その他	10, 926
内 訳	市費	112, 387

ひとり親家庭に対して、就業支援や生活支援等の総合的な自立支援を進めることにより、世帯の生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長の確保につなげます。

#### 1 ひとり親家庭等自立支援事業<拡充>

**4億1,437万円**(2億7,764万円)

#### (1) 自立支援教育訓練給付金<拡充>

主体的な能力開発の取組を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進するため、介護ヘルパー等の一般教育訓練又は看護師等の専門実践教育訓練の対象講座を受講する場合に、費用の一部を支給します。5年度は、<u>専門実践教育訓練給付金の支給</u>上限額を引き上げます(年20万円から40万円)。

#### (2) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業<拡充>

ひとり親家庭の親又は子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した 雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、費用の一部を支給します。

5年度は、支給上限額を引き上げます(15万円から37万5千円)。

#### (3) 高等職業訓練促進給付金

看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために、養成機関で修業する場合に、4年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。

#### (4) 高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金受給者に対する就学準備金等の貸付や、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住居の借上げに必要となる住宅支援資金の貸付を行います。

#### (5) 日常生活支援事業<拡充> 特集3

ひとり親家庭の親が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣します。 5年度は、1時間あたり最大300円の利用者負担額を無償化します。

#### (6) 母子家庭等就業・自立支援センター事業(ひとり親サポートよこはま)

ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、講習会、就労相談、弁護士等による専門相談、養育費セミナー等を関係機関と連携して実施し、自立を支援します。

<社会福祉基金を活用>

#### (7) 父子家庭の交流事業

父子家庭向けの交流会を実施し、当事者同士の交流を通じた気付きの機会の提供や、父子家庭に 必要とされる情報の提供に取り組みます。

#### (8) ひとり親の親講座事業

離婚に関する法律知識や子の心理等を離婚前後の親が学ぶ講座を実施し、親の離婚にかかわらず子どもたちが心身ともに健やかに育成される環境の整備に取り組みます。

#### (9) 思春期・接続期支援事業<拡充> **特集3**

親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、学習の不安や教育費の確保等の悩みに対応するため、子への学習支援と親への相談支援を成果連動型民間委託契約方式(PFS: Pay For Success)にて実施します。

5年度は、利用者の定員を80名から100名に増員します。

<社会福祉基金を活用>

#### (10) 養育費確保支援事業

調停申立や公正証書の作成の費用等(収入印紙代や手数料等)及び養育費保証契約にかかる費用の補助を行います。 <社会福祉基金を活用>

#### (11) ひとり親家庭自立支援計画策定事業<新規>

第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画(7年度~11年度)の策定に向けて、本市における ひとり親家庭の実態把握のための調査、ひとり親家庭支援者団体・当事者団体へのヒアリング、 施策検証のための本市の事業データ集約及び他都市等資料収集・比較分析等を実施します。

#### 14 D V 対策事業 千円 本 年 度 135, 108 年 前 度 133, 380 差 引 1,728 本 玉 52, 563 年 度 県 24,043 $\mathcal{O}$ 財 その他 源 内 市費 58, 502 訳

#### 事業内容

DV被害者等が、安全で安心した生活を送ることができるよう、被害者の立場に立ち、相談、保護、自立に至るまで切れ目のない支援を行います。

- 1 DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実 4,630万円(5,332万円)
  - (1) DV相談支援センター

DV被害者等を対象に、局・区・男女共同参画センターが、相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援を行います。 また、相談・支援等の向上及び児童虐待対策との連携強化を 図るため、研修等を実施します。

(2) DV被害者等の自立に向けた支援

DV被害者等の自立支援を行うために、民間支援団体に対し、 補助を行います。また、民間団体と協働し「退所後支援事業」 や「女性のための一時宿泊型相談支援事業」を実施します。

- (3) 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業 民間支援団体と協働し、様々な生活問題を抱える外国籍女性 と子どもへ、電話や面接による相談・支援等を行います。
- (4) 母子生活支援施設入所者の自立に向けた支援 母子生活支援施設入所者の自立支援や退所後支援を行うため に、自立支援担当職員を配置する施設に対し、措置費を支弁し ます。

#### 2 若年女性相談支援モデル事業<新規>

871万円(新規)

公的機関への相談につながりにくい若年女性を対象として、アウトリーチ型の支援や居場所の提供 等を実施している団体に対し、事業費の補助を行います。

3 女性緊急一時保護施設補助事業

**1,475万円** (1,475万円)

民間の女性緊急一時保護施設の運営費等を補助し、支援体制を確保します。

4 加害者更生プログラムへの事業費補助<拡充>

100万円 (69万円)

DV被害者支援の一環として、Web等を活用するなど様々な形で加害者更生プログラムを実施している民間団体への補助金を増額します。

5 母子生活支援施設緊急一時保護事業

**6,435万円** (6,463万円)

DVからの避難等、緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に保護し、相談・支援等を行います。 (実施施設:7か所)

また、養育に課題のある妊婦に対し、妊娠・出産・育児に関する支援を行う「妊娠期支援事業」を実施します。

15		児童	扶養手当等
本	年	度	千円 9, 682, 347
前	年	度	9, 891, 873
差		引	△ 209, 526
本年		国	2, 912, 401
- 度 の		県	_
財源	そ	の他	20, 186
内訳	市	ī 費	6, 749, 760

#### <u>事業内容</u>

ひとり親家庭等に対して、手当の支給及び特別乗車券の交付を行います。

**1 児童扶養手当** 特集3 **87億7,978万円** (89億5,066万円)

ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の 促進に寄与することを目的に手当を支給します。

- (1) 対象 18歳(中度以上の障害がある場合は20歳未満まで) 年度末までの児童を養育するひとり親家庭の父、母、 または父母に代わって養育している方
- (2) 支給月 奇数月に前2か月分を支給
- (3) 月平均児童数 25,246人

**2 特別乗車券の交付 9億256万円** (9億4,121万円)

児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯の経済的支援として、市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。※世帯に1枚交付【5年度交付見込み】14,261人

16	におり	区と児童相談所における児童虐待への対応の強化				
本	年 度	千円 5, 791, 996				
前	年 度	3, 659, 499				
差	引	2, 132, 497				
本年	玉	1, 228, 766				
· 度 の	県	1, 028, 760				
財源	その他	17, 206				
内 訳	市費	3, 517, 264				

#### <u>事業内容</u>

児童虐待通告や相談に迅速に対応し、一時保護やその後の支援を 適切に行うために、児童相談所や区役所の専門性の強化、体制強化 に取り組みます。

また、地域における児童虐待防止のためのネットワークを充実し、関係機関同士の連携強化に向けた取組を行います。

さらに、市民に向けた児童虐待防止啓発・広報活動を拡充します。

#### 1 児童相談所の運営と機能強化<拡充>

**44億1,164万円** (23億6,081万円)

4か所の児童相談所で、相談や調査・支援、児童の一時保護等 を実施します。

また、児童福祉法の改正を踏まえ、児童相談所の体制を強化するとともに、人材の育成に取り組みます。

#### (1) 児童虐待防止対策事業<拡充>

児童虐待の早期発見・早期対応とともに、在宅支援による再 発防止など、児童の安全を守り、福祉の向上を図るための専門 的な支援に取り組みます。

ア 児童虐待の相談・通告への対応 特集2

「よこはま子ども虐待ホットライン」の運営など、24時間 365日の児童虐待相談・通告に迅速かつ的確に対応します。

イ 在宅支援における訪問相談・安全確認等の充実

在宅での養育の安定を図るため、児童相談所から養育支援家庭訪問員や養育支援ヘルパーを派遣し相談や家事支援を行うことにより、児童の安全確認の徹底と再発防止に取り組みます。 (養育支援家庭訪問員:13名、養育支援ヘルパー派遣予定回数:9,212回)

# ウ 法律や医療等の専門的対応力の強化<拡充> 特集2

弁護士・医師や児童相談所業務の専門家等による高度な知見に基づき、対応困難な事例に対し、適切な評価・判断による支援を行います。5年度は、<u>弁護士による児童相談所職員への法的助言の機会を拡充します。</u>また、一時保護所アドボカシー事業として、引き続き外部弁護士が一時保護所を定期的に訪問し、児童の意見表明権の保障に取り組みます。

#### 工 児童相談所業務のDX<新規> **特集2、5**

電話相談へのAI文字起こしシステムの導入やWeb会議環境の整備など、児童相談所におけるDXを進め、迅速な対応の強化や業務の効率化等に取り組みます。これにより、職員が子どもや保護者に向き合う時間のさらなる確保を図ります。

(2) 児童相談所における人材の育成

児童福祉法に規定する児童福祉司任用前講習会・任用後研修をはじめ、各係の業務に応じた係 別研修や外部への派遣研修を実施し、専門的な援助技術の向上を図ります。

(3) 児童相談所の新設及び再整備<拡充> 特集2

児童虐待相談対応件数の増加への対応や、一時保護所における支援環境の向上を図るため、<u>(仮</u><u>称)東部児童相談所の新規整備を進めます。</u>また、<u>南部児童相談所の再整備を進めます。</u>

○5年度実施内容

<u>(仮称) 東部児童相談所:実施設計</u>(令和8年3月竣工予定) <u>南部児童相談所:移転新設工事</u>(令和6年5月竣工予定)

#### 2 養育支援の充実<拡充> |特集2|

**6億263万円**(5億1,490万円)

(1) 横浜型児童家庭支援センター<拡充>

4年度に全区設置が完了した児童家庭支援センターで、相談員や心理担当職員が家庭での子育てに関する様々な相談に応じ、区や児童相談所などの関係機関と連携して専門的な相談、支援が必要な家庭の見守り、子育て短期支援事業など福祉サービスの利用調整を行います。また、<u>児童</u>養護施設等に併設していない独立型の施設に対する補助を拡充し、施設長の常勤化を進めます。

#### (2) 子育て短期支援事業<拡充>

保護者の病気等の理由で、一時的に家庭での子どもの養育が難しくなった場合、各区の児童家庭支援センターや市内の児童養護施設等でショートステイやトワイライトステイなどの一時的な預かりを実施します。5年度は、一時預かりに係る職員雇用費用の補助を拡充し、受入体制の強化を図ります。

#### 3 区役所の機能強化と地域等との連携、児童虐待防止の取組く拡充>

7億7,773万円 (7億8,379万円)

(1) 区役所の相談支援機能の強化<拡充> 特集2

区役所においてこども家庭総合支援拠点機能を運営し、児童虐待に関する通告・相談への迅速な対応と、様々な相談に専門職が対応する「こども家庭相談」の実施を通じて、支援が必要な子どもとその家庭への相談支援に取り組みます。

また、改正児童福祉法に基づく「こども家庭センター」の設置に向けて、区こども家庭支援課においてさらなる相談支援機能の強化を図るため、<u>子どもとその家庭への包括的支援に関する区</u>局プロジェクトの実施や相談支援システム構築に向けた検討等を行います。

(2) かながわ子ども家庭110番相談LINE **特集2、5** 

子ども本人や保護者の方が、親子関係や家族の悩み、子育ての不安などを気軽に相談できるようにするため、「かながわ子ども家庭110番相談 LINE」を運用し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

(3) 区役所における人材の育成<拡充> 特集2

虐待対応における専門性強化のため、区の虐待対応に関わる職員や中堅職員を対象とし、専門家による研修やスキルアップ研修を実施するなど、人材育成の充実を図るとともに区役所の調整担当者に対して、児童福祉法に規定する調整担当者研修を実施します。

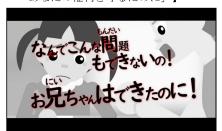
また、<u>児童虐待対応に関する知識と経験のある児童精神科医を派遣する児童精神科医コンサルテーション事業の派遣回数を増やすとともに、区役所の児童虐待対応における検討会議等に児童福祉の専門家を派遣する、スーパーバイザー派遣事業において、区におけるケース対応や職員のメンタルケア等に関する専門家からの助言をよりタイムリーに受けられるよう体制を拡充します。</u>

- (4) 関係機関との情報共有、連携強化 **特集2** 要保護児童対策地域協議会の支援体制の維持・向上のため、関係機関向けの研修実施などのネットワークの充実を図ります。
- (5) 医療機関との連携強化 横浜市児童虐待防止医療ネットワーク (YMN) 会議の開催や研修等を行い、医療機関との連 携強化の充実を図ります。
- (6) 児童虐待防止の広報・啓発<拡充> 特集2

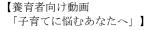
「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、11月の児童虐待防止推進月間及び毎月5日の子供虐待防止推進の日を中心に、関係機関・団体、商店街、交通機関等と連携した広報・啓発事業を身近な地域でさらに進めます。引き続き、SNS等を活用した広報・啓発に取り組みます。

また、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応のために、児童と直接接する職種(保育士、 幼稚園教諭、学校教職員等)や地域の民生委員・児童委員等を対象とし、「児童虐待防止サポーター養成講座」を開催し、地域における見守り体制を充実します。

【子ども向け動画 「あなたの権利を守るために」】



【動画二次元コード】





【動画二次元コード】



【市民向け動画

【動画二次元コード】

「体罰によらない子育てを広げよう!」



# 改正児童福祉法に基づく「こども家庭センター」について

令和4年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律(令和6年4月施行)」が公布され、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が示されました。

このなかで、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置に努めることが規定されました。これは、「子育て世代包括支援センター(母子保健)」と「こども家庭総合支援拠点(児童福祉)」の機能は維持した上で、組織を見直し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う機関とされています。

既に実施している相談支援等の取組に加えて、支援が必要な子どもとその家庭への支援計画 (サポートプラン) の作成や、関係機関との連携を強化することで、支援の充実を図っていくことが求められています。

#### 17 社会的養護の充実 千円 年 本 7, 157, 424 年 6,871,870 前 度 差 引 285, 554 本 玉 3, 204, 824 年 度 県 $\mathcal{O}$ 財 その他 65,058 源 内 市費 3,887,542 訳

#### 事業内容

家庭での養育が困難な児童が、必要な支援を受けながら、落ち着いた環境の中で安定した生活が送れるよう、社会的養護の充実に取り組みます。

#### 1 **里親制度等の推進<拡充> 2億1,565万円** (1億6,923万円)

(1) 里親フォスタリング委託の実施<拡充> 特集2

里親委託を更に推進するため、フォスタリング事業を民間委託し、里親の積極的なリクルートのほか、制度説明会や個別相談会を実施することで、里親の担い手を増やしていきます。 また、里親制度を分かりやすく解説した広報動画を作成し

また、里親制度を分かりやすく解説した広報動画を作成し、SNS等を活用することで、制度の認知度向上に取り組みます。

#### (2) 里親家庭への支援

登録前研修、登録更新研修などの法定研修に加え、養育技術や社会的養護を必要とする子どもの理解を深めるための研修等を実施し、子どもが安心して生活できるよう里親の養育力を高めます。

児童相談所の里親専任職員が施設など関係機関と連携し、委託前の子どもと里親の交流や、委託後の支援を丁寧に行うとともに、里親対応専門員を配置し、家庭訪問等による里親子の支援を実施します。

また、里親が養育上の困りごとを気軽に相談できるよう、里 親支援機関に相談員を複数配置する等、相談支援体制の充実を 図ります。

#### (3) ファミリーホーム事業<拡充>

地域の家庭的な環境の中で養育するファミリーホームを運営するとともに、新規ホームの開設を 支援します。 (新規開設:2 か所)

#### 2 施設等を退所する子どもへの支援<拡充>

**3億574万円** (2億2,764万円)

(1) 児童養護施設等を退所した子どもへのアフターケア<拡充> 特集3 児童養護施設等を退所し、進学または就労する子どもが、社会で自立した生活を安定して送れるよう、施設等入所中から継続した相談支援や居場所(よこはまPortFor)の運営等を実施します。 施設等を退所した後も、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等に関する困りごとへのサポートを行います。

また、<u>児童養護施設等退所後児童に対し、公認心理師等による心理的ケアを継続して実施できるよう支援体制を整備します。</u>

#### (2) 資格等取得支援事業<拡充> | 特集3 |

施設等退所後、経済的事情で支援を必要とする児童に対し、運転免許やヘルパーなど就職に必要な資格取得の費用や、専門学校・大学等に進学する際の初年度納入金及び家賃を支給します。また、初年度納入金の支給額の上限を60万円から120万円に増額し、より多くの児童が活用できるようにします。

<社会福祉基金を活用>

#### (3) 自立援助ホーム事業<拡充>

義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、共同生活の中で就 労・就学支援等を行い、自立と生活の安定に向けた援助を行う自立援助ホームを運営するとともに、 心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援を行うための補助を実施します。

また、新規ホームの開設を支援します。

(新規開設:1か所)

#### 3 児童措置費等

**66億3,603万円** (64億7,501万円)

児童福祉法に基づき要保護児童を入所施設に措置した場合や里親等に委託した場合、また、母子生活支援施設や助産施設に入所した場合、施設の設備及び運営の基準を維持する費用を支弁します。

入所児童等の教育費や、施設職員の処遇改善や業務内容に応じた加算の実施に加え、ケアを必要とする児童の養育環境の向上を図ります。

18	ワークラン		7・ライフ・バ ス の 推 進
本	年	三 度	千円
	'		10, 295
前	年	<b>声</b> 度	10, 295
差		引	_
本年		国	l
度の		県	4, 270
財源		その他	100
内 訳		市費	5, 925

ワーク・ライフ・バランスの推進のため、普及・啓発、父親育児支援、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援に取り組みます。

#### 1 ワーク・ライフ・バランスの推進

1,030万円 (1,030万円)

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい環境づくりを促進・支援するため、ワーク・ライフ・バランス推進に関する市民向けの普及・啓発等に取り組みます。

(2) 父親育児支援

地域ケアプラザ等の身近な施設に加えて、市内企業においても父親育児支援講座を開催します。

また、啓発冊子やウェブサイト(ヨコハマダディ)による情報 発信を行います。

(3) 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援 結婚を希望する方及び子の結婚を希望する保護者向けセミナー を開催します。

#### 計画の推進

19		Ē	<b>†</b> †	Œ	<u> </u>	Ø	推	
本	年	Ē	度				13	千円 34, 267
前	年	年 度				21, 731		
差	引				112, 536			2, 536
本年		]	E					8, 396
- 度 の		県						_
財 源	. 7		つ他					_
内 訳	Ī	市	費				12	25, 871

#### 事業内容

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の推進のための会議や市民向けフォーラムを開催するとともに、次期計画策定に向けたニーズ調査等を実施します。

「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を推進するとともに、計画に基づき、ヤングケアラーの支援の充実に取り組みます。

#### 1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の推進<拡充> 9,007万円 (753万円)

(1) 横浜市子ども・子育て会議の開催

有識者や子育て支援者、教育・保育関係者、市民委員等からなる子ども・子育て会議において、計画の実施状況の点検・評価等に関する審議を行います。

(2) 子ども・子育て家庭を支える機運の醸成 計画の理念に基づき、地域社会全体で子ども・子育てを支える 機運の醸成に向けて、市民向けフォーラムを開催します。

(3) ニーズ調査等<新規>

次期計画策定に向け、子ども・子育て支援法等に基づき、子育 て家庭の状況や意向を把握するためニーズ調査等を実施します。 あわせて、こども基本法の趣旨を踏まえ、子どもから意見を聴 く取組を進めます。

#### 2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進<拡充>

**4,419万円** (1,420万円)

(1) 子どもの貧困対策に関する計画推進会議の開催

子どもや家庭への支援に関わる団体・事業者や学識経験者、学校関係者等からなる会議において、 計画推進のための意見聴取等を行います。

(2) ヤングケアラーの支援に向けた取組<拡充> 特集3

4年度に実施した実態把握調査の結果等を踏まえ、地域全体で子どもたちを見守り、支える環境づくりを進めます。

- <u>ア</u>広く市民に向けた広報・啓発や関係機関向け研修等を推進し、ヤングケアラーについての理解を 深めます。
- <u>イ</u> ヤングケアラーの精神的負担軽減を図るため、ピアサポートやオンラインサロンを実施する支援 団体への補助を行います。
- ウ ヤングケアラーの身体的負担軽減を図るため、家事や育児支援を必要とする家庭がヘルパー派遣 事業を利用しやすくなるよう、事業者への委託単価を増額し、利用機会の拡充を図ります。
- エ 関係機関の連携強化や支援のさらなる拡充に向けて、有識者等を含む検討会を設置します。

20		児		童	手	当
本	年	三 度	:		47,	千円 355, 966
前	年	三 度	:		49,	089, 400
差		引			△ 1,	733, 434
本年		国			32,	651, 799
- 度 の		県			7,	108, 854
財源		その他	Ĺ			7, 179
内訳		市費	,		7,	588, 134

児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長に資することを目的に、当該児童の養育者に手当を支給します。

#### 1 児童手当

**473億5,597万円** (490億8,940万円)

- (1) 対象 中学校修了までの児童
- (2) 手当額 (児童1人あたり)

3歳未満	月額	15,000円	
3歳以上	第1・2子	月額	10,000円
小学校修了前	第3子以降	月額	15,000円
中学生		月額	10,000円

- 所得制限以上となる世帯 月額 5,000円
- ・所得上限以上となる世帯 支給なし
- (3) 支給月 6月・10月・2月に前4か月分を支給します。
- (4) 月平均児童数 380,215人

#### (5) 制度改正

令和4年6月1日施行の児童手当法一部改正等により、所得上限限度額が新設されました。 また、現況届の提出について原則不要となりました。

#### ア 所得上限限度額

令和4年10月支給分(6月~9月分)より、特例給付の対象者のうちその所得の額が一定の額以上の方が支給対象外となりました。

※扶養人数により、基準となる所得額は異なります。

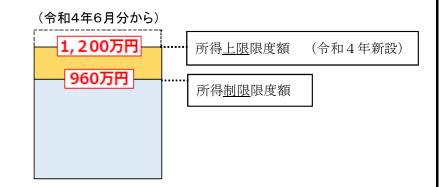
#### 【所得上限限度額の具体例】

扶養人数3人(児童2人、年収103万円以下の配偶者で構成される4人家族)の場合は以下の図のとおりです。

#### (令和4年5月分まで)







#### イ 現況届の原則廃止

児童手当の受給者は、これまでは毎年6月1日現在の状況について現況届の提出をする必要がありましたが、4年度より、児童の養育状況が変わらない方については、離婚協議中などの一部の方を除き、現況届の提出が不要になりました。

21			福祉資	父 子 寡 婦 資金貸付事業 子父子寡婦 資金会計)
本	年	F	度	千円 521, 341
前	年	F	度	907, 870
差			引	△ 386, 529
本年			玉	_
度の		ļ	県	
財源		そ(	の他	489, 982
内訳		市	費	31, 359

母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。

#### 1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

**5億2, 134万円** (9億787万円)

(1) 対象者

ア 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦又はその児童等 イ 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない人

- (2) 主な資金 修学資金、就学支度資金等(12資金)
- (3) 貸付利子 無利子又は年利1.0%
- (4) 償還について
  - 期間:据置(6か月又は1年)後3年~10年以内 滞納者に対して電話・通知・訪問での償還交渉を行います。
- (5) 貸付限度額(例:修学資金)

○ 私立高校(自宅通学):30,000円/月額○ 私立大学( " ):72,000円/月額○ 大学院 (修士課程):88,000円/月額

(6) 国への償還及び一般会計への繰入れ

3年度の決算において生じた剰余金について、国の定める算定 方法に基づき、一部を国へ償還し、一部を一般会計へ繰り入れま す。

○ 国への償還額 1億7,671万円 (4年度:4億244万円)

○ 一般会計繰出金8,816万円 (4年度:2億1,041万円)

# ■財源創出の取組

令和5年度予算編成は、持続可能な市政運営を実現するため、「財政ビジョン」「中期計画」「行政運営の 基本方針」の『3つの市政方針』に基づく最初の予算編成として、全庁一丸となって『創造・転換』を理念 とする財源創出に取り組みました。

#### <主な財源創出の取組>

事業名	財源創出の内容	財源創出額				
市役所内部経費の更なる見直し(民間移管含む)						
市立保育所民間移管事業	市立保育所3園を民間移管	48 百万円				
保育・教育給付事務費	給付事務のオンライン化に伴い審査方法を見直し	6 百万円				
積極的な歳入確保策の実施	と個々の事業の持続可能性確保					
公立児童福祉施設整備事業	児童相談所整備に伴い、補助率の高い国の補助金を導入し、歳入 を確保	495 百万円				
横浜保育室事業助成金	横浜保育室から認可保育所等の給付対象施設への移行を推進する ことで、国・県の負担金を導入し、歳入を確保	131 百万円				
地域療育センター運営事業	国・県の補助金対象経費を精査することにより、歳入を確保	103 百万円				
こども家庭相談事業	国が示す条件に対応できる見通しが立ったため、国・県の補助金を導入し、歳入を確保	64 百万円				
重度障害児·者対応専門医 療機関等運営費補助事業	制度の見直し及び活用可能な国の補助金の精査を行うことで、歳入を確保	50 百万円				
横浜型児童家庭支援センタ 一運営費補助・子育て短期 支援事業	国が示す条件に対応できる見通しが立ったため、国・県の補助金 を導入し、歳入を確保	47 百万円				

# ■横浜市中期計画における政策別の予算概要掲載項目について

# <政策1> 切れ目なく力強い子育て支援 ~妊娠・出産期・乳幼児期~

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【11 妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実】		
出産・子育て応援事業	拡充	P.29
子育て応援サイト事業	新規	P.29
子育て世代包括支援センター事業		P.29
妊婦・産婦健康診査事業		P.29
妊婦歯科健康診査事業		P.29
母子保健指導事業		P.29
乳幼児健康診査事業		P.29
新生児聴覚検査事業		P.30
妊娠・出産サポート事業	拡充	P.30
育児支援事業		P.30
こんにちは赤ちゃん訪問事業		P.30
乳幼児発達支援事業		P.30
不妊・不育相談等支援事業		P.30
出産費用調査研究事業	新規	P.30
妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業	新規	P.30
【12 地域における子育て支援の充実】		
地域子育て支援拠点事業	拡充	P.31
親と子のつどいの広場事業	拡充	P.31
保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業	拡充	P.32
子育て支援者事業		P.32
親子の居場所事業(常設)従事者のための体系的な研修の実施		P.32
ハマハグ推進事業		P.32
子どもの居場所づくり支援事業		P.32
【18 ワーク・ライフ・バランスの推進】		
ワーク・ライフ・バランスの推進		P.38
【20 児童手当】		
児童手当		P.39

# <政策2> 切れ目なく力強い子育て支援 ~乳幼児期・学齢期~

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【1 新制度における保育・教育の実施等】		
「教育・保育給付」の認定を受けた子どもの保育・教育	拡充	P.17
延長保育事業		P.18
保育・教育コンシェルジュの設置		P.18
年度限定保育事業		P.18
市立保育所民間移管事業		P.18
横浜保育室助成事業		P.18
認可外保育施設等利用料助成事業		P.18
無償化に伴う認可外保育施設の質の確保・向上	拡充	P.18
保育所等における業務効率化推進事業	拡充	P.18
市立保育所の業務支援システム		P.18
給付費申請のオンライン化		P.18
保育料等のコンビニ収納委託	新規	P.18
保育所入所事務等におけるRPA、AI-OCRの活用		P.18
指導·監査		P.18
【2 多様な保育ニーズへの対応】		
一時預かり事業	拡充	P.19
幼稚園等における長時間預かり・一時預かり	拡充	P.19
休日保育・休日一時保育		P.19
病児·病後児保育事業	拡充	P.19
2 4 時間型緊急一時保育事業		P.19
【3 保育所等整備事業】		
変化する保育ニーズに応えるための既存資源活用策の推進	拡充	P.20
保育所等の新規整備等	拡充	P.20
【4 保育・教育の質の確保・向上、保育士等確保】		
保育・教育の質向上の仕組みづくり	拡充	P.21
保育·幼児教育職員等研修		P.21
保育資源ネットワーク構築事業の充実		P.21
幼保小連携・接続事業	拡充	P.22
保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保	拡充	P.22

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【5 幼児教育の支援】		
私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費		P.23
私立幼稚園等預かり保育事業~わくわく!はまタイム~	拡充	P.23
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	拡充	P.23
私立幼稚園等一時預かり保育事業		P.23
私立幼稚園等補助事業		P.23
私立幼稚園等特別支援教育費補助事業		P.23
私立幼稚園等施設整備費補助事業		P.23
幼稚園教諭等住居手当補助事業		P.23
保育・教育の質の確保・向上		P.23
【6 放課後の居場所づくり】		
放課後キッズクラブ事業	拡充	P.24
小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業	拡充	P.24
放課後児童クラブ事業	拡充	P.24
特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業		P.24
放課後児童育成事業の質の向上に向けた取組	拡充	P.24
【12 地域における子育て支援の充実】		
地域子育て支援拠点関係システムの再構築	新規	P.32
横浜子育てサポートシステム事業	拡充	P.32
一時預かり事業	拡充	P.32
【19 計画の推進】		
横浜市子ども・子育て支援事業計画の推進	拡充	P.38

# <政策3> 困難な状況にある子ども・家庭への支援

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【6 放課後の居場所づくり】		
プレイパーク支援事業		P.24
【7 すべての子ども・若者の健全育成の推進】		
青少年を育む地域の環境づくり	拡充	P.25
青少年育成に携わる団体等の支援		P.25
青少年関係施設の運営等		P.25
横浜市子ども・若者支援協議会の運営		P.25
【8 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実】		
青少年相談センターにおける相談・支援事業		P.26
地域ユースプラザ事業		P.26
若者サポートステーションにおける相談・支援		P.26
ひきこもり等困難を抱える若者に対するSNS相談事業	新規	P.26
寄り添い型生活支援事業	拡充	P.26
よこはま型若者自立塾		P.26
就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業		P.26
【13 ひとり親家庭等の自立支援】		
ひとり親家庭等自立支援事業	拡充	P.33
【15 児童扶養手当等】		
児童扶養手当		P.34
特別乗車券の交付		P.34
【17 社会的養護の充実】		
施設等を退所する子どもへの支援	拡充	P.37
【19 計画の推進】		
横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進	拡充	P.38
【21 母子父子寡婦福祉資金貸付事業(母子父子寡婦福祉資金会計)】		
母子父子寡婦福祉資金貸付事業		P.40

# <政策4> 児童虐待·DV の防止と社会的養護の充実

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ	
【14 DV対策事業】			
DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実		P.34	
若年女性相談支援モデル事業	新規	P.34	
女性緊急一時保護施設補助事業		P.34	
加害者更生プログラムへの事業費補助	拡充	P.34	
母子生活支援施設緊急一時保護事業		P.34	
【16 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化】			
児童相談所の運営と機能強化	拡充	P.35	
養育支援の充実	拡充	P.35	
区役所の機能強化と地域等との連携、児童虐待防止の取組	拡充	P.36	
【17 社会的養護の充実】			
里親制度等の推進	拡充	P.37	
児童措置費等		P.37	

# <政策 13> 障害児・者の支援

予算概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【9 地域療育センター運営事業】		
地域療育センター運営事業	拡充	P.27
【10 在宅障害児及び施設利用児童への支援等】		
障害児通所支援事業等	拡充	P.28
学齡後期障害児支援事業	拡充	P.28
障害児医療連携支援事業	拡充	P.28
特別児童扶養手当事務費		P.28
障害児入所支援事業等		P.28



# CHILD AND YOUTH BUREAU こどもせいしょうねん



#### 第4期横浜市ひとり親家庭自立支援計画の一部改定原案について

本市では、平成15年度から「横浜市ひとり親家庭自立支援計画」を策定し、福祉サービスや自立支援のための施策を総合的かつ計画的に展開し、ひとり親家庭に対する効果的な支援が提供されるよう取り組んできました。

現行の第4期計画の期間は平成30年度から令和4年度までとなっていますが、本市の子ども・子育てに関して全般的に定め、上位の計画となる第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画の期間は令和2年度から6年度までとなっています。

計画の取り組みの方向性や指標の整合を図る観点から、現行のひとり親家庭自立支援計画の期間を令和6年度末まで2か年延長します。

延長にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響や、現行計画策定後に行われた国の基本 方針の改定を踏まえ、計画の一部を改定する原案をとりまとめ、令和5年第1回市会定例会にお いて報告しています。

#### 新型コロナウイルス感染症による影響の把握と計画への追記

本市では、新型コロナウイルス感染症にかかる各種の支援を行ってきましたが、改めてひとり 親家庭の現状を把握するため、ひとり親家庭へのアンケートや支援者団体・当事者団体に対する ヒアリングを実施しました。

その結果を踏まえ、現行計画に新たに「新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響と、その支援」を章立てしました。(計画改定原案 P.20~22)

#### く概要>

#### 1 新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響

アンケート調査や支援団体へのヒアリングから、勤務先の業績悪化に伴う失業や勤務時間の減少による収入の減少、学校の休校等による出勤困難、収入の減少、家庭内コミュニケーションや家族関係の変化など、新型コロナウイルス感染症の影響とみられる、新たな困難な状況が浮かび上がりました。

また、アンケート調査において、「新型コロナウイルス感染症により、就労に影響があった」 と回答した方は56.5%で、そのうち、「収入の低下」、「雇用契約期間の満了や解雇」といった影響を受けた方は合計82.5%にものぼりました。

#### 2 これまで実施した新型コロナウイルス感染症に対応した支援

本市ではこれまで、新型コロナウイルスの影響で困難を抱えたひとり親家庭に対し、ひとり 親世帯等への臨時特別給付金などの各種給付金、ひとり親世帯フードサポート事業(ぱくサ ポ)など、生活を支えていくための支援を実施してきました。

#### 3 今後の支援の方向性

#### (1) 即時的・経済的な支援

アンケートでは、コロナ禍で役立った支援として、ひとり親家庭対象の新型コロナウイルス 関連給付金などの現金での給付金や、食料品の現物での給付など、生活のうえですぐ利用でき るものを回答した方が多くありました。

国の制度や民間事業者の活動状況を踏まえながら、時勢に応じて引き続き支援します。

裏面あり

#### (2) 家庭の将来を見据えた就労等の支援

ヒアリングでは、即時的な支援を受けても生活が改善できず困っている家庭もあり、子の成長過程を見据え、長期的なビジョンで支援することも重要との意見がありました。家庭の困難を丁寧に把握し、伴走した支援が求められます。

令和4年度本市調査では、教員、看護師、保育士などの専門知識・技術を生かした仕事に従事しているひとり親は、ひとり親家庭の中では比較的年収が多く、また、新型コロナウイルス感染症拡大による就労への影響も少なかったという結果となりました。

相談者の意向やキャリアを尊重し、家庭の事情に寄り添いながら、より安定した生活が継続的に営める職に就けるよう、自立支援教育訓練給付金等の制度を活用し、資格の取得、就職・転職を支援していきます。

#### (3) 親子へのサポートや交流

ひとり親家庭、当事者団体の双方から、他の家庭との交流の機会が少ない、親がリラックスできる機会が少ない、子がさまざまな体験ができないなどの悩みの声がありました。

対面やオンラインを適切に選択し、感染防止対策を講じながら幅広く催事を開催し、より多くのひとり親家庭が他のひとり親家庭とつながり、孤立しないよう支援していきます。

#### (4) 支援に関する手続きや情報提供

感染拡大防止の観点に加え、ひとり親の抱える時間的な制約や、手間の軽減の観点から、就労 支援や申請の手続きをオンラインで行えるようにしてほしいというニーズも出てきています。

情報の漏洩を防ぐ措置など、手続きの電子化にあたり配慮すべき項目について、今後検討を 進めていきます。

また、「制度を知らずに利用できなかった」ということが生じないよう、ウェブサイトやSNS、紙媒体など、それぞれが持つ利点を踏まえ、多面的な情報提供を行っていきます。

#### Ⅱ その他、計画の主な変更点

#### 1 国基本方針の新たな視点の本計画への反映

国が定め、各自治体で策定する自立支援計画の基礎となる「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」が令和2年に一部改定され、「個々の家庭に寄り添ったきめ細かな支援」「生活困窮者自立支援、地域民間団体などとの連携」「ワンストップ支援体制の構築」などの視点が追加されています。

本計画を推進するにあたり、重点的に取り組む内容として掲げる「5つの重点」に、これらの新たな視点を反映させています。

#### 2 新規・拡充事業に関する追記や修正

現行計画策定後に新たに開始した養育費確保支援事業や思春期・接続期支援事業、新型コロナウイルス対策として開始したひとり親世帯フードサポート事業などの概要を追記しています。

また、高等職業訓練促進給付金制度など、制度拡充があった事業について、現状を反映し記載内容を修正しています。

#### Ⅲ これまでの経緯及び今後のスケジュール

令和4年12月19日 令和4年第4回市会定例会にて延長及び一部改定の方向性を報告

令和5年2月13日 令和5年第1回市会定例会にて改定原案を報告

ッ 3月~4月 改定計画の確定

# 4月以降 改定計画の公表・推進

令和5~6年度 次期計画の策定にかかる手続き

# 横浜市ひとり親家庭自立支援計画(改定原案)

平成30年度~令和6年度

横浜市



# 目次

I 計画策定の趣旨	1
はじめに 計画の一部改定について	1
1 計画の位置づけ	1
2 計画の期間	1
3 策定の経緯及び第3期計画における主な取組	3
4 基本方針	5
Ⅱ ひとり親家庭の現状と課題	6
1 社会的な背景	6
(1)子どもの貧困の社会問題化	6
(2)権利擁護の高まり	6
(3) 父子家庭ならではの支援ニーズへの対応の必要	性7
(4)子どもの教育に対する支援の必要性の高まり~	給付型奨学金7
2 ひとり親家庭の現状	8
(1)ひとり親家庭の数	8
(2) ひとり親家庭の世帯状況について	8
(3) ひとり親家庭の親について	8
(4)ひとり親家庭の子どもについて	9
(5) ひとり親家庭になったときに困ったこと	9
(6)福祉制度の認知状況等	10
3 ひとり親家庭の課題状況	12
(1)子育てや生活支援について	12
(2) 就業の支援について	12
(3)経済的支援について	13
(4)養育費確保の支援について	14
(5) 相談・情報提供について	14
(6) 子どもへのサポートについて	15

Ⅲ 支援の基本的姿勢	17
1 支援の基本的姿勢	17
(1) 3つの視点	17
(2) 5つの重点	18
ア 子育てや生活支援から就業支援までの総合的支援	18
イ ニーズに応じた適切な相談支援	18
ウ 積極的な情報提供	18
工 当事者同士の交流と支援者・地域の連携	18
オ 子どもへの支援	18
Ⅳ 新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響と、その支援	20
1 新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響	20
2 これまで実施した新型コロナウイルス感染症に対応した支援	20
(1) ひとり親世帯への給付金の支給	20
(2)ひとり親世帯フードサポート事業(ぱくサポ)	21
(3) 高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の制度拡充	21
(4)住宅支援資金貸付	21
3 今後の支援の方向性	21
(1) 即時的・経済的な支援	21
(2) 家庭の将来を見据えた就労等の支援	21
(3)親子へのサポートや交流	22
(4) 支援に関する手続きや情報提供	22
V 支援の具体的計画	23
ひとり親家庭自立支援計画体系図	23
1 子育てや生活支援	24
2 就業の支援	27
3 経済的な支援	29
4 養育費確保の支援	32
5 相談機能や情報提供の充実	33

6 子ども自身へのサポート	35
7 新型コロナによる困窮の支援	37
口計画の進ちょく状況の把握	37
VI 参考資料	38
1 平成 25~29 年度計画「支援の具体的計画」実績一覧	38
2 横浜市ひとり親世帯アンケート調査結果の概要(平成 29 年度)	45
3 ヒアリング調査結果の概要(平成 29 年度)	49
4 横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会(平成 29 年度)	52
5 横浜市ひとり親世帯アンケート調査結果の概要(令和4年度)	53
6 ヒアリング調査結果の概要(令和4年度)	57

# I 計画策定の趣旨

## はじめに 計画の一部改定について

この計画は当初、平成30年度から令和4年度までを対象期間として策定されましたが、上位計画である「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」の期間は令和2年度から6年度までとなっており、取組の方向性や指標の整合が図られていません。今後、上位計画との整合を図るため、本計画の期間を令和6年度末まで2か年延長します。

延長にあたり、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、また、令和2年に改定された国の 「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(以下:「国基本 方針」とします)との整合を図ることの観点から、計画の一部改定を行いました。

## 1 計画の位置づけ

様々な困難に直面している母子家庭等に対し、きめ細かな福祉サービスの展開と自立に向けた支援をするため、平成 14 年 11 月「母子及び寡婦福祉法」(平成 26 年に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に名称変更)が一部改正され、その第 12 条に都道府県等の自立促進計画について規定が設けられました。また、平成 15 年 3 月には、都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき事項を定めた「国基本方針」が厚生労働省より示されました。

横浜市では、母子家庭等の施策が総合的かつ計画的に展開するよう、平成 15 年度、平成 20 年度 及び平成 25 年度にそれぞれ 5 か年間の「自立支援計画」を策定し、総合的な支援施策を推進してき ました。

第4期計画は、第3期(平成25年度から平成29年度)の5か年計画が終了するにあたり、

- ひとり親世帯アンケート調査及び支援者・当事者団体へのヒアリングの実施
- 有識者や関係者で構成する「ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会」での検討
- 児童福祉審議会及び子ども・子育て会議での意見聴取
- 市民意見募集

を行い、策定しています。

## 2 計画の期間

本計画は、平成30年度から令和6年度までの7か年とします。

なお、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 11 条に基づき厚生労働大臣が定めた「国基本方針」の対象期間は、平成 27 年度から平成 31 年度まで、令和 2 年度から 6 年度までのそれぞれ 5 年間となっています。

横浜市のひとり親家庭に向けた施策を切れ目なく総合的に展開していくため、本計画は平成30年度からの5か年として策定し、国の動向や計画策定後の情勢変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとしていましたが、「国基本方針」の改定や新型コロナウイルス感染症の拡大という大きな社会情勢の変化を踏まえ、見直しを行いました。

# 3 策定の経緯及び第3期計画における主な取組

O	平成 14 年 3 月	母子家庭等自立支援対策大綱 児童扶養手当中心の支援から、就			
	11月	□ 業・自立に向けた総合的な支援へ □ 母子及び寡婦福祉法改正 □			
	, 5	*都道府県等の自立促進計画策定について規定が設けられる			
	平成 15 年 4 月	国の基本方針(対象期間:平成 15 年度~平成 19 年度)			
		*母子家庭施策の総合的な展開			
		*自立支援計画の基本となるべき事項			
	平成 16 年 3 月	横浜市母子家庭等自立支援計画(平成 15 年度~平成 19 年度)			
	平成 20 年 4 月	国の基本方針(対象期間:平成 20 年度~平成 24 年度)			
		*①子育て・生活支援策 ②就業支援策 ③養育費の確保策			
		④経済的支援策 の総合的支援を実施			
		*就業支援及び養育費確保策(相談機能)を強化			
	平成 21 年 3 月	横浜市母子家庭等自立支援計画(平成 20 年度~平成 24 年度)			
	平成 24 年 4 月	民法等の改正法施行			
		*離婚の際の親子の面会交流、子の監護に要する費用の分担の明確化			
	平成 25 年 3 月	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法施行			
		*雇用機会の拡大、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大等			
		国の基本方針の対象期間の延長			
		(平成 25 年 3 月に対象期間の見直しを行い、終期を平成 26 年度に延長)			
	平成 26 年 1 月	子どもの貧困対策の推進に関する法律施行 子どもの貧困が社会問題化			
	平成 26 年 2 月	横浜市ひとり親家庭自立支援計画(平成 25 年度~平成 29 年度)			
平成 26 年 8 月		子供の貧困対策に関する大綱閣議決定  父子への支援拡充			
	平成 26 年 10 月	母子及び寡婦福祉法改正→母子及び <u>父子</u> 並びに寡婦福祉法へ			
	*支援体制の充実、支援施策・周知の強化、父子家庭への支援の拡大				
	平成 27 年 10 月	P成 27 年 10 月 国の基本方針(対象期間:平成 27 年度~平成 31 年度)			
	*ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会で示された課題、 法改正事項、子どもの貧困対策に関する状況等を踏まえ以下の新たな事項を 追加。				
	①相談支援体制の整備(ワンストップ相談窓口の設置推進、母子・父子自立 支援員等の研修の実施) ②学習支援の推進 ③親の学び直しの支援 ④在 宅就業の推進 ⑤養育費の確保及び面会交流の支援の強化 ⑥広報啓発の実 施等支援体制の充実、支援施策・周知の強化、父子家庭への支援の拡大				

# ● 第3期計画(25~29年度)期間内に実施した主な取組内容

年度	計画における分野	取組内容				
25	就業の支援	自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金:新たに父 子家庭を対象				
26	経済的支援	母子父子寡婦福祉資金貸付事業:新たに父子家庭を対象				
		児童扶養手当:公的年金給付等との併給制限の見直し				
	相談•情報提供	母子家庭等就業・自立支援センター:「ひとり親サポートよこはま」という愛称を設定。併せて、「ひとり親サポートよこはま」の連絡先を記載したカードを作成し、区役所窓口等で配布を開始。				
		離婚に関する相談の新規実施				
		区職員向け研修:養育費に関する研修を改編し、「離婚前後の 法律問題と養育費に関する研修」を実施(27年度以降は年3回)				
27	就業の支援	ジョブスポット:全 18 区に設置(25 年度から順次設置)				
	経済的支援	寡婦(夫)控除のみなし適用 <b>:新規実施</b>				
	養育費確保の支援	法律相談: <b>実施回数の増(年</b> 36 回→年 42 回) **ひとり親サポーよこはま実施事業				
		養育費セミナー:実施回数の増(年2回→年3回) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
28	子育てや生活支援	日常生活支援事業:未就学児を養育している家庭について、就 業を理由とする場合の定期的な利用を開始				
	就業の支援	自立支援教育訓練給付金: <b>支給割合の拡充(2割→6割)</b>				
		高等職業訓練促進給付金: <b>支給期間の拡充(2年→3年)</b>				
		高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 <b>:新規実施</b>				
		高等職業訓練促進資金貸付事業: <b>新規実施</b>				
	経済的支援	児童扶養手当:第2子以降の加算額の増額				
	養育費確保の支援	養育費セミナー:実施回数の増(年3回→年4回) **ひとり親サポート よこはま実施事業				
	ひとり親サポートよこはま:ひとり親サロン(月1回、講習会 等をとおしたひとり親同士の交流の場)を新規実施					
	子どもへの支援	ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業:ひとり親家庭の子どもに対し、食事の提供を含む夕方以降の生活の支援をモデル実施				
29	就業の支援	自立支援教育訓練給付金:新たに雇用保険の教育訓練給付金対 象者にも適用				

## 4 基本方針

ひとり親家庭において親は、子育てと生計維持という役割を一人で担っています。

多くのご家庭では、親が両者の役割をしっかりと担い、多忙な中でも子どもは健やかに成長していきますが、ひとり親家庭はすべてをひとりで担ういわゆるワンオペレーションの中で、社会的に孤立しやすく、日々の生活において様々な困難を抱えやすい状況にあります。

DV被害や障害を抱えているなど他の困難要因が重なると、安定した生活を維持していくこと や、子どもの養育環境を整えることが難しい状況に陥りやすいといった、課題状況もあります。

そのため、ひとり親家庭の安定した生活と自立に向けては、子育てや生活維持、就労など、その 生活を総合的にとらえたきめ細かな支援が必要です。

そこで、本計画は、児童の健全な成長を確保するために、ひとり親家庭の自立を支援することに より、その世帯の生活の安定と向上を図ることを目的に策定することとします。

また、計画における事業・施策の実施にあたっては、支援を行う機関や団体等の連携を図りなが ら推進していきます。

#### ■ 本計画における用語の定義

- 母子家庭:母と20歳未満の児童がいる世帯(同居の親族がいる場合を含む)
- ・父子家庭:父と20歳未満の児童がいる世帯(同居の親族がいる場合を含む)
- ・寡婦:かつて母子家庭の母であって、子どもが成人し、現在も配偶者のない状態にある方
- ・ひとり親家庭・・・母子家庭・父子家庭・寡婦
  - ※本計画においては「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に従い20歳未満の児童を扶養する世帯を対象とします。

#### ■ 引用している調査

• 「横浜市ひとり親世帯アンケート調査(平成29年度、令和4年度)」〈横浜市実施〉(以下、「平成29年度本市調査」「令和4年度本市調査」)

対象: 平成 29 年度: 父又は母と 20 歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む 令和 4 年度: 本市のひとり親家庭支援事業を利用したことのある世帯で、同居の親族がいる 場合を含む

• 「国勢調査(令和2年)」〈総務省実施〉

対象:父又は母と20歳未満の児童のみの世帯

• 「令和元年 国民生活基礎調査(大規模実施)」<厚生労働省実施>

※ 特に注記のない統計数字及びグラフは本市調査によります。

# Ⅱ ひとり親家庭の現状と課題

## 1 社会的な背景

## (1) 子どもの貧困の社会問題化

令和元年国民生活基礎調査の結果では、子どもの貧困率は 13.5%と平成 28 年調査の 13.9%から 低下していますが、ひとり親家庭と大人が二人以上いる家庭との貧困率を比べると、ひとり親家庭 の貧困率は 48.1%、大人が二人以上いる家庭の貧困率は 10.7%となっています。

また、令和4年度本市調査においては、新型コロナウイルス感染症の拡大以降で「食費の支出が困難になった」と回答した家庭が51.7%と半数を超えました。この回答をした家庭のうち40.1%が「食料品価格の高騰」を挙げており、毎日の生活に影響するような経済的困窮を抱える家庭が多い状況です。

「子供の貧困対策に関する大綱」が平成26年に閣議決定され、子どもの貧困対策は国家的な課題となっています。中でもひとり親家庭の自立支援の取組の推進が重要となっており、「すくすくサポート・プロジェクト」として総合的な支援の取組が提唱されています。

#### ■ すくすくサポート・プロジェクト(H28 厚生労働省)

くひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト>

- ・就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実
- ・ひとり親家庭が孤立せず支援につながる仕組みを整えつつ、生活、学び、仕事、住まいを支援するとともに、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みを構築

【主な内容】◇自治体の窓口のワンストップ化の推進(相談支援体制の整備)

- ◇子どもの居場所づくりや学習支援の充実
- ◇親の資格取得の支援の充実
- ◇児童扶養手当の機能の充実

など

## (2) 権利擁護の高まり

平成24年の民法の改正により、協議離婚の際に父母が協議で定める事項の具体例として「親子の面会交流」「養育費の分担」が明示され、協議においては子どもの利益を最優先に考慮しなければならないことが明確化されました。一方、取り決めた養育費の支払いの不履行や面会交流における死亡事件などをはじめとした、さまざまな課題も表出しています。

また、国の法制審議会家族法制部会において、共同親権を含めた親権の在り方や、父母が子の監護について必要な事項の協議をすることができない場合の法定養育費制度の考え方が議論されており、令和4年11月には中間試案が取りまとめられました。子の最善の利益の確保を前提としたうえ

で、今後の議論の方向性や結果を踏まえ、養育費の確実な確保や、子どもにとって望ましい面会交流のあり方を啓発していく必要があります。

## (3) 父子家庭ならではの支援ニーズへの対応の必要性

平成 26 年度の改正母子及び父子並びに寡婦福祉法施行により、父子家庭も支援の対象として明確に位置づけられましたが、父子家庭は母子家庭に比較すると収入はあることから、実際の支援対象になかなか該当しないといった課題や、日常生活支援の必要性や、相談相手がいない割合が比較的高く孤立感を抱えやすいなど、母子家庭とは異なるニーズに対する支援が求められています。また、平均所得は高くとも、個々の所得で見ると、収入が低い層も一定数おり、福祉的な支援が必要な場合もあることに留意する必要があります。

#### (4) 子どもの教育に対する支援の必要性の高まり〜給付型奨学金

貧困の連鎖を防ぐとともに、子どもが将来の自立に向けて、必要な力を身につけるために、子どもの教育に対する支援の重要性が高まっています。

世帯所得に占める教育費の割合が増大しており、奨学金の貸与を受けても返済が滞るなど、教育 費の確保はひとり親にとっても大きな課題となっています。

日本学生支援機構の奨学金に給付型が導入され、企業が新たにひとり親向けの給付型奨学金を募集するなど、民間資金の給付型奨学金も増えてきています。令和2年度より高等教育の修学支援新制度も始まり、多様な制度の情報が必要とする人に的確に伝わるとともに、子どもにとって進学のモチベーションにつながるよう、支援につなげていくことが求められています。

#### <参考>

#### 横浜市におけるひとり親世帯数の推移(国勢調査)

(単位:世帯)

	ひとり親と 20 歳未満の子のみで 構成される世帯		その他世帯員との同居を含む世帯			
	平成 22 年	平成 27 年	令和2年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
母子世帯	18,401	17,600	14,842	24,311	22,803	19,481
父子世帯	2,742	2,124	1,943	4,566	3,588	3,154
合計	21,143	19,724	16,785	28,877	26,391	22,635

## 2 ひとり親家庭の現状

#### (1)ひとり親家庭の数

本市のひとり親家庭の数は、令和2年の国勢調査によると22,635 世帯で、内訳は母子家庭19,481 世帯、父子家庭3,154 世帯となっています。ただし、この世帯数は、ほかの家族等との同居も含めた数値です。

母親又は父親と 20 歳未満の児童からなる世帯の数は、16,785 世帯で、内訳は母子家庭 14,842 世帯、父子家庭 1,943 世帯となっています。

令和4年度本市調査によると、ひとり親家庭になった理由は、全体では、離婚が87.5%、死別が4.2%、未婚が7.4%、母子家庭では、離婚が88.5%、死別が3.1%、未婚が8.2%、父子家庭では、離婚が77.8%、死別が15.6%、その他が6.7%となっています。

#### (2) ひとり親家庭の世帯状況について

令和元年国民生活基礎調査によると、稼働収入については、「児童のいる世帯」686.8 万円に対して、母子家庭は231.1 万円となっていて、母子家庭が非常に低いことが分かります。

平成 29 年度本市調査によると、年間の世帯総収入(児童扶養手当、養育費等を含む)の全体平均は 432 万円(平成 24 年度調査 344 万円)ですが、母子家庭の平均収入は 361 万円(平成 24 年度調査 331 万円)、父子家庭の平均収入は 643 万円(平成 24 年度調査 571 万円)となっています。

母子家庭・父子家庭ともに、収入は平成24年度調査から増加していますが、母子家庭のみでは約4割が300万円未満となっています。また、<u>令和4年度本市調査</u>では、<u>稼働収入</u>の平均は母子家庭231.6万円、父子家庭292.4万円、全体で237.2万円となっています。

養育費について取り決めをしている世帯(「子によって違う」と回答した世帯を含む)は平成 29 年度調査時は 44.6%、令和4年度本市調査時は 50.2%で、平成 24 年度調査の 43.6%から少しずつ 増加し、半数程度にまでになっています。

住居の状況は、平成 29 年度調査では「民間の賃貸住宅」が 33.4%と最も多く、また、「市営・県営」や「公団」などの公営住宅は 8.3%となっています。「自身の名義の持家」は 28.5%、「自身以外の名義の持家」が 23.8%となっています。令和 4 年度本市調査では、「民間の賃貸住宅」が 41.4%、公営住宅が 11.9%、「自身の名義の持ち家」は 19.3%で、支援制度を使用した世帯に限ると、賃貸住宅の利用割合が増加しています。

#### (3)ひとり親家庭の親について

令和4年度本市調査(括弧内:平成29年度本市調査)では、ひとり親家庭の母又は父の平均年齢は、母親41.8歳(42.4歳)、父親48.3歳(47.8歳)となっています。親の最終学歴は、「高校・

高等専修学校卒」が母親37.4%、父親42.2%で最も多くなっています。次いで、母親の場合は「高専・短大・専門学校卒」が32.5%と多くなっているのに対し、父親は「大学、大学院卒」が31.1%となっています。また、「中学校卒」と回答した家庭は全体で9.3%を占めました。

また、ダブルワークなどの副業をしている人について、「コロナ禍前も現在もしていない」が 81.4%でもっと多くなっています。母子・父子家庭別にみると、「コロナ禍の影響により始めた」 と回答した人が、母子家庭では5.3%だったのに対し、父子家庭では12.5%と高くなっています。

#### (4) ひとり親家庭の子どもについて

令和 4 年度本市調査(括弧内:平成 29 年度本市調査)では、ひとり親家庭の子どもの人数は、「1 人」が 47.9%(52.1%)、「2 人」が 39.0%(36.2%)、「3 人」が 11.9%(8.6%)、「4 人」が 1.2%(1.5%)となっています。

また、母子家庭の子どもの数は平均 1.66 人(1.58 人)で、父子家庭では 1.73 人(1.62 人)となっています。

子どもの就学・就業状況については、平成29年度調査では母子家庭は「小学生」の子どもがいる世帯が35.7%で最も多いのに対し、父子家庭では「高校生、高等専修学校」が35.1%で最も多くなっており、母子家庭よりも父子家庭の子どものほうが子の年齢が高くなっていました。

令和4年度調査では、ひとり親家庭を構成する子どもは「小学生」が32.0%で最も多くなり、次いで「中学生」の23.9%となりました。「小学校入学前」の子どもは13.2%ですが、母子家庭では13.8%、父子家庭では7.9%となっており、母子家庭では未就学の子がいる割合がやや高くなっています。

## (5) ひとり親家庭になったときに困ったこと

平成29年度本市調査では、ひとり親家庭になったときに困ったこととして、「生活費が不足している」が57.6%で、次いで「炊事洗濯等の日常の家事ができない」38.9%、「就職先が決まらない」13.9%となっています。

母子・父子家庭別にみると、母子家庭では「生活費が不足している」が最も多いのに対し、父子家庭では「炊事洗濯等の日常の家事ができない」が最も多くなっています。

また、アンケート調査の回答時点現在で困っていることについて、「生活費が不足している」については、39.6%と多くの人が挙げており、ひとり親となって時間が経過しても困っていることがわかります。

「炊事洗濯等の日常の家事ができない」については、母子家庭では、ひとり親になったときは33.3%、調査回答時点は19.6%、父子家庭では、ひとり親になったときは55.9%、調査回答時点では32.7%と減少はしていますが、依然として高い割合となっています。

## (6) 福祉制度の認知状況等

平成29年度本市調査におけるひとり親に関する制度の認知状況については、相談関係では「区役所福祉関連窓口」「児童相談所」、就業支援では「公共職業安定所(ハローワーク)」、すまい施設では「市営住宅」、経済的支援では「児童扶養手当」「生活保護」「ひとり親家庭等医療費助成」「就学援助」「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」が7割以上の方に認知されています。

しかし、「横浜型児童家庭支援センター」「母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金」「母子生活支援施設」「生活困窮者自立支援」など認知されている比率が3割以下の制度もあります。

特に子育て・生活支援関係はどの制度も認知されている比率が3割以下となっていて、多くの方に知られていない状況です。

また、今後利用したい制度については、母子家庭では、「母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金」の30.2%や「ひとり親サポートよこはま」の28.7%といった就業支援、「市営住宅」の29.9%といった住宅支援への希望が高く、父子家庭では、「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」の26.9%や「家庭生活支援員(ヘルパー)の派遣(日常生活支援事業)」の24.1%など、生活への支援の希望が高い状況となっています。

令和4年度本市調査においては、主なひとり親家庭支援制度及び計画策定後に開始した支援制度についての認知状況を尋ね、利用希望については調査していません。「児童扶養手当」「特別乗車券」の認知割合は90%を超え、「ひとり親家庭対象の新型コロナウイルス対策の給付金」についても、63.4%となりました。「母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金」に関しても39.6%に向上しました。一方、直接的な生活支援に結びつく事業のひとつである「ひとり親世帯への食品提供会」の認知度が28.6%となっています。



#### アンケート調査に寄せられた声から

本市調査の際、現在悩んでいることや困っていること、意見や要望などを自由に記入していただきました。

「母子家庭と父子家庭の支援の格差がありすぎる」「支援制度の情報をもっと知らせてほしい」といった、制度への意見や要望が多く寄せられました。また、令和4年度本市調査では「死別によりひとり親家庭になった場合の情報が不足している」というご意見もいただきました。

そのほか、「家賃が厳しい」「養育費が支払われず生活費が足りない」「就職活動を行いたくてもスーツ代など就活費用が厳しい」などの金銭面、「子どもの教育費がかさむのが大変」「子どもに本人が望む十分な教育を受けさせたいと考えているが、金銭的、時間的に限りがある」「将来を考え子どもの勉強をみてあげたいが、丁寧にみる時間がない」など子どもの教育、教育費に関する悩みなども多く寄せられました。令和4年度本市調査では、「新型コロナウイルスの影響による休校がきっかけで、子が登校拒否や不登校になり、就労に支障をきたしている」という、新たな悩みの回答もありました。

なお、平成 29 年度の調査は、父子家庭の抽出数を 45%(前回 10%)としたことにより、父子家庭からの回答数を多くいただけたことから、父子家庭の困難状況をより把握できました。また、母子家庭と父子家庭とでの傾向の違いもみられました。

- 母子家庭では、収入や教育費等の生活費に関する困窮状態、ご自身の精神面やお子さんの障害などの不安、子どもが独立した後の老後への不安に関するご意見が多く寄せられました。
- 父子家庭では、収入はあることからひとり親に関する支援がなかなか受けられないこと、女児がいる父子家庭での子の思春期の相談相手についての悩み、生活面の支援の必要性、子どもとのコミュニケーションが難しい、制度をほとんど知らない・情報がわからない、といったご意見が多く寄せられました。

## 3 ひとり親家庭の課題状況

ひとり親家庭において親は、ひとりで生計の維持と子育てを担わなければならないことから、安 定した生活の維持を図るための就業等と子育てとのバランスを図ることに苦労することが多い状況 となっています。

## (1) 子育てや生活支援について

ひとり親家庭の末子の年齢は、乳幼児及び学齢児が多く、日々の生活においての家事の援助や、 保育や放課後児童施策等の子育て施策が必要となっています。

特に、父子家庭においては、育児等の協力を期待できる親族との同居は 26.9%(参考: 令和 4 年度本市調査時: 28.9%)であり、平成 29 年度本市調査によると、ひとり親家庭になった時に困ったこととして「炊事洗濯等の日常の家事ができない」が 55.9%と、母子家庭の 33.3%に比べ割合が高く、ヘルパー派遣等による家事支援に対するニーズが高い傾向にあります。

保育については、未就学児を抱える世帯の82.5%が保育園等を利用しており、就業支援のために、保育の確保は重要です。

令和4年度本市調査では、家事・育児以外にも、親または子の疾病や障害など、他のさまざまな 困難を抱えて悩んでいるとの回答がありました。

また、ひとり親となった母子家庭には、DV被害へのケアや養育支援が必要な世帯がおり、母子生活支援施設において専門スタッフによる自立支援や施設退所後の継続したケアも必要となっています。

ひとり親家庭の方は、ひとり親であることをなかなか打ち明けることができなかったり、多忙だったり、自分が頑張らなければと孤軍奮闘されていたりと、望む・望まざるとに関わらず社会的に 孤立しやすく、ひとりで困難を抱えてしまう傾向にあるといわれています。

地域で支援に関わる方々に、ひとり親家庭の抱える子育てや日常生活の大変さを理解していただき、日々の暮らしの中での周囲からのささやかな気遣いや声掛け、ひとり親同士のつながりを育くんでいくことにより、ひとり親とその子が、安心して地域で暮らすことができる環境が求められています。

#### (2) 就業の支援について

令和 4 年度本市調査によると、本市ひとり親家庭の就業率は高く、母子家庭が 87.6%、父子家庭 が 88.9%となっています。

しかし、母子家庭の母の就業形態は「正社員・正規職員」が43.7%となっていますが、「パート・アルバイト」が32.1%、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」10.4%、「人材派遣会社の派遣社員」5.6%を合わせた非正規職員は約5割となっています。

また、母子家庭・父子家庭ともに、4割の人が、より良い就労に向けて転職をしたいと考えています。

このように、ひとり親家庭の多くは就労していますが、現在の収入、就業形態や雇用環境などとともに、子育てとの両立の難しさから、本人の希望とミスマッチが生じているため、希望する職業 や就業形態が選択できる支援の仕組みが必要です。

特に、子育てと就労の両立を支援するためにも、親または子どもの健康状態や子どもの年齢に応じ、ワークライフバランスも視野に入れ、仕事に必要な知識や資格の取得支援から、生活条件に合う仕事のあっせんなど、個々の状況に合わせたきめ細かな、伴走型の支援が求められています。

#### (3)経済的支援について

令和4年度本市調査では、ひとり親自身の年間稼働収入平均は237.2万円で、母子家庭が231.6万円、父子家庭では292.4万円で、母子家庭の方が父子家庭より低い結果となりました。階層別では「200~300万円未満」が最も多く26.9%、次いで「100~200万円未満」が20.9%、「300~400万円未満」が17.4%となっています。母子・父子家庭別にみると、どちらも「200~300万円未満」が最も多く、次に多いのが母子家庭では「100~200万円未満」が22.5%であるのに対し、父子家庭では「300~400万円未満」が20.0%となっています。

年間就労収入を最終学歴別に見てみると、学歴が高くなるほど収入が上がる傾向にあるものの、 最終学歴にかかわらず、最も多いのは「200~300万円未満」となっています。

母子家庭の就業形態別の年間就労収入は、「正社員・正規職員」の場合は「300~400万円未満」が30.6%で最も多く、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」の場合は「200~300万円未満」が39.0%で最も多く、「パート・アルバイト」の場合は「100~200万未満」が52.8%で最も多くなっています。また、父子家庭では、「正社員・正規職員」の場合は「300~400万円未満」が30.0%で最も多く、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」の場合は「200~300万円未満」が66.7%で最も多くなっています。

また、令和4年度本市調査において、家庭の現在の暮らし向きを尋ねたところ「大変苦しい」「やや苦しい」という回答が合計で67.6%にのぼりました。母子家庭・父子家庭ともに、ひとり親家庭になった時から現在に至るまで引き続き、生活費が不足していると感じている方が多いことから、経済的支援はひとり親家庭の生活を守る大変重要な支援です。

児童扶養手当等の経済的支援策は国の制度において行われていますが、国の制度を着実に実施するとともに、就労や稼働収入の増加など、次のステップにつなげていく支援も求められています。

## (4) 養育費確保の支援について

離婚等によりひとり親家庭となった子どもへ支払われるべき養育費については、平成 29 年度調査で 48.5%、令和 4 年度本市調査で 47.9%と半数近くの世帯で取り決めをしていません。

養育費の取り決め率が低い要因としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」、「相手と関わりたくない」「取り決めの交渉が煩わしい」「相手から身体的・精神的暴力を受けていた」といった理由から、養育費の確保に消極的になっていることがうかがえます。

子どもの養育は、親権の有無に関わらずその責務は両親にあり、別居している親も養育費を負担 し、扶養義務を果たす必要があります。子どもの健やかな育ちのためにも、必要な養育費をしっか り確保することが必要です。

国においては、平成 19 年度から養育費等相談支援センターを開設し、母子家庭等就業・自立支援センターへの困難事例等の相談支援を行ったり、平成 24 年の民法の一部改正に伴い、離婚届に養育費や面会交流の取り決めに関するチェック欄を設けたりするなど、普及・啓発の取組がすすんでいます。令和4年度本市調査によると、離婚または未婚となった方で「養育費の取り決めをしている」の割合が、ひとり親になってからの経過年数が「1年未満」だと 73.1%、「1~10年」で52.0%、「11 年以上」で 36.6%となっています。

本市調査においても、養育費の取り決めをしているひとり親家庭が半数程度となっていることからも、母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談機能や、養育費セミナー等の開催等による啓発の取組の一層の強化が求められてきましたが、令和3年度より①公正証書の作成や調停により、養育費の取り決めを行う際の費用を補助する、②養育費保証契約の契約時費用を補助するの2つの方法による養育費確保支援事業を開始しました。事業の着実な実施により、ひとり親家庭の経済的困窮を防ぎ、子の健やかな成長を後押しすることが求められます。

#### (5) 相談・情報提供について

令和4年度本市調査では、ひとり親家庭で、相談できる相手については「いる」と回答したのが母子家庭は58.4%だったのに対し、父子家庭は40.0%となっています。また、「相談相手が欲しい」と回答した母子家庭は21.5%だったのに対し、父子家庭は33.3%と父子家庭の方が高くなっています。

ひとり親家庭の相談先のひとつとして、当事者同士のつながりでひとり親家庭ならではの悩みを 共有し、不安を解消していくことも有効です。しかし、当事者団体の存在があまり知られていなか ったり、父子においては当事者同士のつながりそのものが希薄であり、相談相手が見つかりづらい といった課題もあり、今後支援を充実させていく必要があります。 また、相談支援の場面では、DVや児童虐待の課題がある場合もあり、専門的な支援や、様々な課題状況をふまえた、総合的な相談支援をしていくことも求められています。

現在、ひとり親家庭になられる方に対し、相談窓口や支援制度等を紹介した「ひとり親家庭のしおり」を、区役所の戸籍課の窓口などで配付しているほか、ひとり親の相談窓口の案内カードを設置して周知していますが、更なる充実につとめる必要があります。また、相談や制度利用について、区役所内の担当が複数の課にわたる場合や、他の公的機関が行うもの、民間団体と連携して行っているもの等もあり、わかりやすい案内や関係機関の連携強化が求められています。

情報提供については、本市調査によると、「ひとり親家庭の支援制度を利用したかったが利用できなかった」と回答した理由として、ほとんどの制度において「制度があることを知らなかったから」が多く挙げられています。また、父子家庭への情報提供についても、制度が拡大され母子家庭だけでなく父子家庭も利用対象となっている制度がある中で、周知や利用相談等に課題があります。

制度の周知を図り、個々の状況に応じて必要な支援情報を届け、利用につなげるためには、ひとり親家庭に対して、紙媒体やウェブサイトなど様々な手法により、わかりやすく、身近で利用しやすい情報提供を行う必要があります。

## (6) 子どもへのサポートについて

母子・父子を問わず、親との離死別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、そのことが子どもの精神面に与える影響や進学の悩みなど、子どもが成長していく過程で様々な課題が生じることがあります。

親が子育てにあてられる時間がなかなか取れず、親との関わりが少なかったり、DVや児童虐待等により小のケアが必要だったりする場合もあります。

また、ヒアリング調査からは、ひとり親の子どもたちは、親に無理をさせてはいけないと将来に 夢や希望を持てなかったり、自身の望む進学や職業選択よりも負荷の大きい就労を選択するなど、 比較的早く人生をあきらめてしまうこともある、という様子もうかがえました。

どんな状況にあろうとも子どもが健やかに成長できるよう、子どもの視点に立った、子ども自身への支援の充実が必要です。

そのため、子ども自身からの相談に応えられる体制の整備や、将来的に自立した生活が送れるように学習の機会を提供すること、別居している親と会うための支援などの充実が求められています。

近年、子ども食堂の取組が認知され、数も増加し、学習支援や多世代交流の機能を併せ持つような場もあります。地域であたたかく子どもたちを見守る取組の輪が広がるよう、支援をすすめていく必要があります。

本市では、ひとり親家庭の児童に対し、夕方以降の基本的な生活習慣の習得や学習の支援、食事の提供を行う「ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業」を令和元年度に実施しました。令和2年度からは、これを発展させ、中学校に進学し生活が大きく変化する中学1年生の子がいるひとり親家庭に対し、子への学習支援と、教育費用の構築に向けた親の生活相談を行う「思春期・接続期支援事業」を実施し、ひとり親家庭の親子が、子の高等教育進学を前向きにめざせるよう後押ししています。

# 35L



#### ドメスティックバイオレンス (DV) とひとり親

本市の離婚相談では、離婚に至る原因の多くに、相手からの身体的・精神的な暴力 行為がみられます。母子生活支援施設の入所理由の中にもDVからの避難がみられる など、ひとり親に至る背景のひとつに、DV被害の影響が深刻な状況があります。

暴力にさらされたことにより、親が恐怖心や心理的ダメージを受け、自立に向けた一歩をなかなか踏み出せなかったり、逃げるように出てきたため生活の基盤づくりに時間がかかってしまったりするなど、多くの課題状況があります。

また、親だけでなく、子どもも、暴力を受けたり、親が暴力を受けているのを目にすることで、心身に影響を受け、自己肯定感が低かったり、対人関係がうまく築けなかったりするほか、暴力的な行為を容認してしまうといった暴力の連鎖が起こるなど、子どもの成長・発達に深刻な影響を及ぼしています。

ひとり親とその子どもの支援へ向けて、DV被害者支援は重要な課題であり、関係機関の連携による取組強化につとめていく必要があります。

# Ⅲ 支援の基本的姿勢

## 1 支援の基本的姿勢

ひとり親家庭の自立した生活のためには、親が安定した仕事に就き、家庭の生計維持ができ、子どもが心身ともに健やかに成長することが望まれますが、ひとり親家庭の背景として、DVや児童虐待の問題、親の疾病や障害、子どもの年齢や疾病、障害など、必ずしも安定した生活が維持できる家庭ばかりではない状況となっています。

支援にたずさわる関係者の方々へのヒアリングの中からは、ひとり親家庭に共通する課題として、死別・離別といったひとり親に至る理由の内容にかかわらず、比較的親も子も何らかの喪失感を抱いている場合が多いこと、そのため自立に向かう前のワンステップとして、自己肯定感を高め、未来を肯定的に捉えていけるような、総合的支援が必要との課題認識を多くいただきました。

そこで、施策の推進にあたっては、母子家庭や父子家庭それぞれに特有の課題やひとり親ならではの課題への対応だけではなく、生活を支える様々な子育て支援の施策の充実や、地域における子育て支援の推進などもあわせた総合的な支援につとめ、各種窓口や関係機関、支援者が相互に連携しながら支援にあたるよう、つとめていきます。

また、子どもの人権を尊重し、子どもたちがその置かれている環境に関わらず健やかに成長するよう、子どもの自立を支援する視点を大切にし、将来の貧困の連鎖を防ぐことも視野に入れ、子ども自身への支援について取組をすすめていきます。

そのため、本計画の推進にあたり、支援にあたって大切にしたい視点を「3 つの視点」として、また、この 5 か年で重点的に取り組む内容について「5 つの重点」として掲げ、取組をすすめていきます。

## (1) 3つの視点

次の3つの視点を、基本的な姿勢として位置付けます。

#### ア 自立を支援する視点

ひとり親家庭の生活の安定に向けた、伴走型の自立支援

#### イ 子どもの視点

子どもに届く支援、子どもの視点に立った支援

#### ウ 地域支援の視点

ひとり親家庭や子どもを社会全体で支える地域展開の取組の推進

## (2) 5つの重点

推進にあたっては、次の5つのテーマを重点課題として取り組んでいきます。令和2年国基本方針改定時の「基本的な方向性」で示された視点について、追補します。

#### ア 子育てや生活支援から就業支援までの総合的支援

従来の計画でも進めてきた生活費の確保や資格取得、職業紹介等の就業支援だけでなく、子育て や心身の健康、家事などの生活支援から就業支援までの総合的支援を充実させます。

とりわけ母子家庭の困窮状況の課題については、女性の就労や自立支援等の面からも、個々の家庭の状況に寄り添いながら伴走型の支援をしていく取組をすすめていきます。

#### イ ニーズに応じた適切な相談支援

様々な課題を抱えた家族の個々のニーズを踏まえ、一般の子育て等の施策とひとり親家庭への施策を組み合わせることや、母子・父子自立支援員の専門性の向上をはかるなどにより、窓口での相談支援や情報提供体制がワンストップで実施できる体制の構築に取り組みます。

※ 母子・父子自立支援員の主な業務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第2項に規定されています。なお、本市においては区こども家庭支援課で「母子・父子の自立支援(生活支援)業務」を担当する社会福祉職がこの役目を担うこととしています。

#### ウ 積極的な情報提供

支援制度が知られていないため利用に至らない状況を改善するために、SNSなどのインターネットメディアも活用し、わかりやすく利用しやすい制度案内につとめ、積極的な情報提供に取り組みます。

#### エ 当事者同士の交流と支援者・地域の連携

当事者同士の交流や仲間づくりに取り組むと共に、本市と支援機関・地域民間団体等が相互に連携するとともに、ひとり親家庭が孤立せず地域の中で温かく見守られ、自立を目指していけるよう支援します。

#### オ 子どもへの支援

親との離死別やDV・児童虐待等により受ける子どもの心理的影響に配慮しながら、貧困の連鎖を防ぐため、子ども自身が自立に向けた力を身につけられるよう、生活・学習の支援や、子どもの希望を尊重したうえでの親との面会交流支援、養育費の確保支援など、子どもの視点に立った、子どもが未来へ希望を持てる支援を進めるために、離婚する当事者に対しての啓発などを実施します。



#### 国基本方針と令和2年の改定について

平成14年3月に、母子家庭等自立支援対策大綱を発表し、児童扶養手当中心の支援から、 就業支援を中心とした総合的な自立支援へと転換しました。平成15年度に5年間の基本方針 を公表し、母子家庭施策の総合的な展開と自立支援計画の基本となるべき事項を示しました。

本市のひとり親家庭自立支援計画は、平成27年に公表された国基本方針に即して策定していましたが、令和2年に国基本方針の改正があり、新たに「個々の家庭に寄り添ったきめ細かな支援」「関係機関相互の協力・連携」「相談窓口において支援メニューをワンストップで提供する体制の整備」の視点が追加されました。

「個々の家庭に寄り添ったきめ細かな支援」については困難を抱えるひとり親家庭に対し、 区こども家庭支援課、こども青少年局各課、ひとり親サポートよこはまのスタッフなど、支援 に関わる上で丁寧に状況を聴き取り、問題解決に向け寄り添いながら支援をする取り組みをす でに行っています。

「関係機関相互の協力・連携」については、市役所・区役所の各部署の連携はもちろんのことですが、ひとり親家庭支援団体との連携協定を通じ、団体の持つ専門性の高い知識などを事業実施に反映させています。また、本市で実施予定の情報等を団体へ提供し、当事者の方々へ情報が届くようにしています。

「相談窓口において支援メニューをワンストップで提供する体制の整備」については、母子 父子自立支援員の専門性を高め、窓口での相談支援や情報提供の体制がワンストップで実施で きるよう、体制の構築をしています。

国基本方針の新しい視点も、本計画内でカバーできていますが、今後も国の動向や情勢変化 等を注視し、状況に応じた対応を行っていきます。

# 75L

#### 伴走型の自立支援

平成 29 年度に今回の計画を策定するにあたり、関係者の方へのヒアリングや、素案に対する市民意見募集でも多く寄せられたのが、「"ひとり親"といっても、離別・死別・未婚など、ひとり親に至る理由も状況も様々だ」という御意見でした。

国基本方針においても、令和2年改定時に「個々の家庭に寄り添ったきめ細かな支援」という文言が明記されました。本市では、児童扶養手当の認定の手続き等で来庁されたひとり親家庭の方に、区こども家庭支援課においてご家庭の状況や困りごとを丁寧に聞き取り、求める支援を所管する窓口につないでいます。また、就労を中心とする自立支援にあたって、ひとり親サポートよこはまの就労支援員がマンツーマンで寄り添い、個々の生活の状況を伺い、自立に向けて気持ちを高めながら、よりニーズに沿った支援を行うよう取り組んでいます。

生活の不安を抱え相談される方が、未来を肯定的に捉え自立にすすめるよう、個々の状態に 寄り添った伴走型の自立支援の取組を、更に強化していきます。

## 1 新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響

令和2年1月に国内で新型コロナウイルスの感染者が初めて確認され、同4月には最初の緊急事態宣言が発出されました。感染力が強く、また、重篤な症状になるケースも多かったこのウイルスの感染拡大を防ぐため、市民生活の様式を大きく変えざるを得ない状況となりました。

本市のひとり親家庭の生活も例外ではなく、アンケート調査や支援団体へのヒアリングから、以下のような新たな困難な状況が浮かび上がりました。

- 勤務先の業績悪化に伴う失業や勤務時間の減少による収入の減少
- 雇用環境の悪化、求人の減少に伴う就職、転職の困難
- 感染のリスクを回避するための就職活動の自粛
- 学校の休校等による出勤困難、収入の減少
- 家庭内コミュニケーションや家族関係の変化

雇用環境の悪化により、一般事務への転職希望や、在宅ワークへのニーズが高まりましたが、一般事務の有効求人倍率は低く、また、在宅ワークについては、スキルや環境面でのハードルが高く、どちらも実現できた人は多くはありませんでした。

また、令和4年度本市調査においても、回答者の半数以上が「コロナ禍で働き方に影響があった」と回答し、そのうち82.5%が「収入の低下」「雇用契約期間の満了や解雇」といった生活困難に直結する影響を受けていました。

# 2 これまで実施した新型コロナウイルス感染症に対応した支援

ひとり親家庭を対象とした新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応策として、本市では以下の 支援策を講じ、実施してきました。

(1)ひとり親世帯への給付金の支給

新型コロナウイルス感染症への対応として、ひとり親世帯を対象に、下記の給付金を支給しました。

- ア 国制度に基づく取組
  - ①ひとり親世帯等臨時特別給付金
    - (ア) 事業開始:令和2年8月

1世帯につき 50,000円 (第2子以降 30,000円加算)

- ※新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大きく減少した場合は、1 世帯につき 追加で 50,000 円
- (イ) 事業開始: 令和2年12月

1世帯につき 50,000円 (第2子以降 30,000円加算)

支給対象児童数 (ア)(イ)の2回計 延べ71,190人

②低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 令和3年度及び令和4年度に各1回実施、対象児童一人につき50,000円 令和3年度支給対象児童数 28,535人

## イ 市独自の取組

- ①ひとり親世帯等への臨時特別給付金 令和2年度に実施、一世帯につき20,000円、支給対象世帯数19,774世帯
- ②家計が急変したひとり親世帯への臨時給付金 令和2年度に実施、一世帯につき 100,000 円、支給対象世帯数 1,117 世帯
- (2)ひとり親世帯フードサポート事業(ぱくサポ) ※本市独自事業

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少に伴い食料品確保が困難になった世帯を対象に、フードバンクから調達した食料品を概ね各区で月1回配布する事業を令和2年8月より開始しました。令和2年度利用者数実績は、2,527人、令和3年度の利用者数実績は4,343人でした。

(3) 高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の制度拡充

経済的自立に効果的な資格を習得する際に、修学期間中の生活費を支給する「高等職業訓練促進給付金」制度について、最短修業期間の短縮や、対象講座の拡充を令和3年度から開始しました。また、職業訓練講座の受講費用を支援する「自立支援訓練給付金」の一部対象講座の上限金額拡充を令和4年度から開始しました。高等職業訓練促進給付金制度拡充による令和3年度の新規受給決定者は48人です。同年度に新規決定した人数は98人のため、48.9%の人が制度拡充の結果、本給付金を受給することとなりました。

## (4) 住宅支援資金貸付

児童扶養手当受給者または同等の所得水準にあり、生活保護受給者でないひとり親で、就労支援計画の策定を受け自立に向けて意欲的に取り組む方に対し、住宅資金(家賃)を1か月最大4万円、最長12か月まで貸し付ける事業を令和3年度から開始しました。令和3年度の契約者数の実績は8人です。

# 3 今後の支援の方向性

#### (1)即時的・経済的な支援

令和4年度本市調査では、コロナ禍で役に立った支援事業として、現金での給付金や、食料品等 を現物で受け取り、すぐに利用できる支援が上位に挙がりました。

国の制度や、民間事業者の活動状況を踏まえながら、時勢に応じて引き続き支援します。

#### (2) 家庭の将来を見据えた就労等の支援

コロナ禍に対応した給付金や貸付金、フードサポート事業については、ひとり親家庭、当事者支援者団体の双方から役に立ったという評価の声があった一方、支援を受けてもなお生活が改善できず困っている世帯について、支援者団体からは子の成長過程を見据え、長期的なビジョンで支援することも重要との意見がありました。家庭の困難を丁寧に把握し、伴走した支援が求められます。

令和4年度本市調査では、教員、看護師、保育士などの専門知識・技術を生かした仕事に従事しているひとり親は、ひとり親家庭の中では比較的年収が多く、また、新型コロナウイルス感染症拡大による就労への影響も少なかったという結果となりました。

相談者の意向やこれまでのキャリアを尊重し、家庭の事情に寄り添いながら、より安定した生活が継続的に営める職に就くことができるよう、自立支援教育訓練給付金等の各制度を活用し、資格の取得及び就職・転職を支援していきます。

自身や子の障害、自身の親の介護など、複合的に悩みを抱え、何に困っているのか、どこから解決してよいのかが整理できないひとり親もいます。悩みを丁寧に聞き取り、直近、将来に向け必要な支援をご案内できるように引き続き取り組みます。

#### (3) 親子へのサポートや交流

アンケートでは「相談などが気楽にできる交流会がほしい」「親子がリフレッシュできるような 取り組みがほしい」という具体的なご意見がありました。また、ひとり親の当事者団体からも「ひ とり親家庭の交流が十分に図れないことがもどかしい」「子どもの体験の不足が懸念される」とい うご意見がありました。

修業や家計改善などを支援するセミナー、他のひとり親家庭との交流などを伴う催事については、感染拡大初期は中止を余儀なくされましたが、電子会議ソフトウェアの普及に伴い、オンラインで行う機会を設けるなど、対面やオンラインを適切に選択して開催をしています。

また、催事の中には、ヨガ教室など、ひとり親が就労や家庭運営とは離れ、リラックスできる機会を提供するものもあります。感染防止策を講じながら、親子で参加できるようなものも含め催事のジャンルを幅広くするよう検討してまいります。特に、父子家庭については、相談相手がいないという悩みを抱えやすい傾向が続いているため、父子家庭が集まりやすい催事の実施やその広報を行い、より多くのひとり親家庭が他のひとり親家庭とつながり、孤立しないように支援していきます。

#### (4) 支援に関する手続きや情報提供

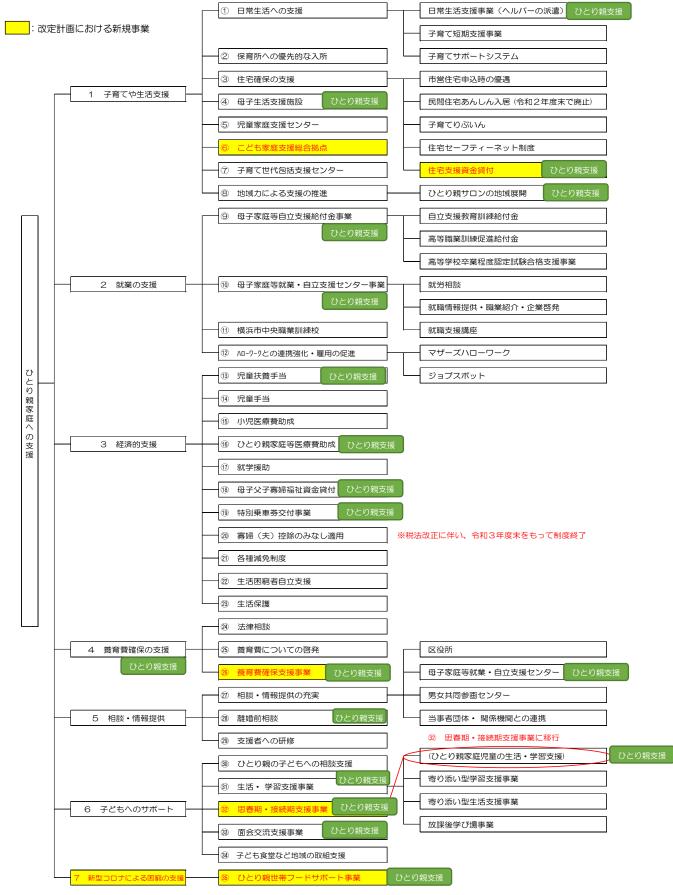
感染拡大防止の観点に加え、ひとり親の抱える時間的な制約や、効率化の観点から、就労支援や 諸申請の手続きをオンラインで行えるようにしてほしいというニーズも出てきています。パートタ イムで勤労するひとり親家庭からは「来庁するために勤務時間が減り、収入が減ってしまう」とい う切実な声が挙がりました。

情報の漏洩を防ぐ措置など、手続きの電子化にあたり配慮すべき項目について、今後検討を進めていきます。

また、フードサポート事業のように、生活のうえですぐに利用できる支援がコロナ禍で役に立ったという回答が多くありましたが、「制度を知らずに利用できなかった」という回答も少なくありませんでした。

ウェブサイトやSNSで支援情報を積極的に獲得しているひとり親も多くありますが、当事者団体ヒアリングでは「情報をつかめる人とつかめない人の差が大きい」というご意見がありました。また、令和4年度本市調査では、支援制度を知ったきっかけは「ひとり親家庭のしおり」という回答が7割近くと最も多く、紙媒体のニーズも根強くあります。それぞれの方法が持つ即時性、広範性、保存性などの利点を踏まえ、より多くのひとり親に支援が届くよう、多面的な情報提供を行っていきます。

## ひとり親家庭自立支援計画体系図



## 1 子育てや生活支援

## く日常の生活支援の充実と、地域力の推進による地域のつながりづくりの促進>

ひとり親家庭が安心して子育てと就業の両立ができるよう、多様な子育てや保育サービス、適切な住環境の提供など、子育てや生活面での支援を進め、生活の場の安定を図ります。

具体的には、日常生活への支援として、病気や就職活動時等で支援が必要な方に対しては、ヘルパーの派遣により一時的な家事・育児等のお手伝いをします。また、児童家庭支援センターにおいて、疾病・疲労等により一時的に児童の養育が困難になった場合の短期預かり(トワイライト・ショートステイ)や、相談支援を行います。

また、求職活動や就業に際して、保育所への優先的な入所を実施し、安心して活動等が行えるようにします。病児や病後児の保育については、一般施策を引き続き充実させていきます。

住居の確保としては、安定した住環境で生活ができるよう、引き続き市営住宅の申込時の優遇や 民間住宅への円滑な入居を支援するとともに、離職した方への住宅支援給付や、子育てりぶいんに おける賃貸住宅への家賃補助等を行います。求職活動中で収入が少なく、住居費の支払いが困難な 場合には、就労支援計画を策定しての支援を行うとともに、その期間中の住居費用を貸し付ける 「住宅支援資金貸付」を、市社協を通じて行います。

また、新たな住宅のセーフティネット制度により、新たな住宅確保策に取り組みます。

生活面で重点的な支援が必要な母子家庭については、状況に応じて、母子生活支援施設における 自立支援や、施設退所後の継続的なフォローを行うなど、地域で自立した生活ができるような支援 にも取り組みます。

更に、地域全体でひとり親家庭を見守ることができるよう、民生委員・児童委員、自治会町内会、社会福祉協議会等地域で支援に関わる関係者の方々や、子どもが日常的に過ごす保育園や幼稚園、小中学校等の協力を得ながら、ひとり親家庭の課題を理解し、支援につなげる取組を進めるとともに、身近な場所でひとり親同士が交流する機会づくりを行うなど、地域におけるつながりづくりにつとめていきます。

#### 日常生活への支援

#### 日常生活支援事業(ヘルパーの派遣)

#### ひとり親支援

ひとり親になった直後の急激な生活環境の変化、病気や就職活動などにより、一時的に家事・育児等にお困りの方に、日常生活支援事業としてヘルパーを派遣します。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

#### 子育て短期支援事業

保護者の疾病や疲労等の理由により、一時的に児童の養育が困難になった場合、児童家庭支援センターで子どもを預かります。

(担当部署:こども青少年局こどもの権利擁護課)

#### 子育てサポートシステム

地域ぐるみでの子育て支援を目指し、子どもを預かって欲しい人と子どもを預かる人に会員登録をしていただき、会員相互の信頼関係のもとに行う子どもの預け・預かりをサポートします。また、ひとり親家庭等においては、利用料の一部を助成します。

(担当部署:こども青少年局地域子育て支援課)

# 2 保育所への優先的な入所

未就学児のいる世帯が、安心して就労・求職活動等が行えるよう、保育所入所時の優先度をアップします。

(担当部署:区福祉保健センター及びこども青少年局保育・教育認定課)

## 住宅確保の支援

#### - 市営住宅申込時の優遇

市営住宅申込時の当選率を一般より優遇し、また子育て世帯に限定した募集区分を設けます。

(担当部署:建築局市営住宅課)

#### ● 民間住宅あんしん入居

家賃等の支払い能力があるものの、連帯保証人がいないために民間賃貸住宅への入居が困難な方に対して、協力不動産店が住宅をあっせんし、協定保証会社が家賃等の債務保証を行います。

(※令和2年度末をもって廃止)

(担当部署:建築局住宅政策課)

#### ● 子育てりぶいん

18 歳未満の子どもがいる世帯が安心して入居できるよう、子育て環境に適した民間賃貸住宅を横浜市が認定し、家賃補助を行います。

(扫当部署:建築局住宅政策課)

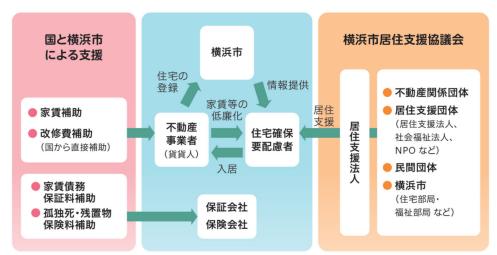
#### 住宅セーフティネット制度

住宅確保が難しい要配慮者を対象に、賃貸住宅や空家・空室を活用した住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度・経済的支援及び居住支援により民間賃貸住宅等への入居を円滑にする取組を行います。

住宅セーフティネット事業では、要件を満たした一部住宅に対し、家賃及び家賃債務保証料等の補助を行います。

横浜市居住支援協議会では、横浜市関係局のほか不動産関係団体、居住支援団体、その他民間団体等で構成されており、要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進と居住支援に関して協議を行い、問題解決に向けた仕組みを検討しています。また、住まい探しにお困りの方等に対する相談窓口を開設しており、相談内容に応じてセーフティネット住宅や公的賃貸住宅等の住宅、区役所や福祉支援機関等の福祉相談窓口、見守りや家賃債務保証等の居住支援サービスの紹介を実施しています。

<住宅セーフティネット制度のイメージ>



(担当部署:建築局住宅政策課)

#### 住宅支援資金貸付

#### ひとり親支援

児童扶養手当受給者または同等の所得水準にあり、生活保護受給者でないひとり親で、就労支援計画の策定を受け自立に向けて意欲的に取り組む方に対し、住宅資金(家賃)を1か月最大4万円、最長12か月まで貸し付ける事業を令和3年度より実施しています。就労や収入の向上を達成した状況が12か月間継続した場合は、返済が免除されます。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課[※事業主体は横浜市社会福祉協議会])

## 4 母子生活支援施設 《対象:母子》

ひとり親支援

18 歳未満の子どもを養育している母子家庭で、環境面や生活面に課題を抱える世帯が支援を必要としている場合に、子どもと一緒に入所できる施設です。母子生活支援施設では、日常生活や就労、子育ての支援を行い、母子世帯の自立を支援します。

また、母子生活支援施設利用者が退所後においても安定した生活を送ることができるよう、退所後も、世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。

(担当部署:こども青少年局こどもの権利擁護課)

## 5

#### 児童家庭支援センター

児童福祉法に基づく児童福祉施設として、子育てに悩む保護者や地域の支援者の方や、子どもたちの悩みの解決に向け、専門的な相談や子育て短期支援事業、地域交流イベントなどによる支援を行います。

(担当部署: こども青少年局こどもの権利擁護課)

# 6

#### こども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク

業務までを行う機能を区こども家庭支援課にて行います。困難を抱える家庭や支援を必要とする家庭へ適切な支援が届くように相談支援の充実を図ります。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

7

#### 子育て世代包括支援センター

区福祉保健センターの「母子保健コーディネーター」配置による妊娠期の相談機能の充実及び区 福祉保健センターと地域子育て支援拠点との一層の連携により、妊娠期から子育て期の切れ目ない 支援の充実を図ります。

(担当部署:こども青少年局地域子育て支援課)

8

## 地域力による支援の推進

ひとり親家庭が孤立せず暮らしやすい地域となるように、民生委員・児童委員の活動や、社会福祉協議会、地域子育て支援拠点などの地域の方々による支援とともに、関係者にひとり親家庭の生活の困難さ等への理解を深める啓発につとめ、地域でひとり親を支える機運を高めていきます。また、ひとり親同士が地域で交流できるような仕組みづくりをすすめます。

#### ● ひとり親サロンの地域展開

#### ひとり親支援

同じひとり親同士で交流し、悩みや不安を和らげ安心につながるよう開催している「ひとり親サロン」について、地域に身近な場所で展開することで、地域におけるひとり親のつながりづくりの一助になるようすすめていきます。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

# 2 就業の支援

#### <より安定した就業形態での雇用の促進>

ひとり親に必要な就業の支援は多様であり、就職活動をこれから始める人から、雇用の不安定さの解消や収入アップのための転職やスキルアップを希望している人もいることから、それぞれの現 状と目標に合わせたきめ細かな対応を行います。

就職に必要な技術や資格の取得、学歴確保のために実施している、様々な給付金などを引き続き 実施するとともに、安定的な就業に結びつきやすい社会的ニーズに即した講習会の開催や、ひとり 親の方が受講しやすく、実際の就労につながりやすい環境を整えます。

また、実践的な就職活動への支援が必要な方に対しては、就職活動の仕方から職業紹介まで、一人ひとりの状況に合わせた伴走型の就労支援を、母子家庭等就業・自立支援センター(ひとり親サポートよこはま)を中心に行います。なお、母子家庭等就業・自立支援センターにおいては、ひとり親が働きやすい職場環境を備えた、企業の開拓・確保にもつとめます。

また、求人情報の円滑な提供と効果的な指導を受けられるように、母子家庭に適した職業紹介を 行うマザーズハローワークや、各区役所内に設置されたジョブスポットなどと、より身近な場所で 迅速に求人情報を提供できるよう、連携を強化していきます。

9 母子家庭等自立支援給付金事業

ひとり親支援

#### ● 自立支援教育訓練給付金事業

適職に就くために必要な技術や資格を取得するため、受講前に申請した後、指定された教育訓練 講座を受講した方に、費用の一部を支給します。(所得による制限あり)

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

#### 高等職業訓練促進給付金事業・高等職業訓練促進資金貸付事業

看護師等の経済的自立に効果的な資格を習得する際に、修学期間中の生活費を支給します。また、終了後に、訓練終了支援金を支給します。(所得による制限あり)

なお、平成28年度から、市社会福祉協議会で入学時・就職時の準備費用の貸付(一定の要件を満たせば返済免除)を行っています。

★平成30年度から対象資格を10資格に拡充、令和3年度から訓練期間が6か月以上の講座や情報関連資格取得のための講座も対象とする拡充を実施。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

#### ● 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親又は児童が、より良い条件での就業や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験(高卒認定試験)の合格を目指す場合に、その学び直しのための受講費用の一部を支給します。(所得による制限あり)

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

10 母子家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親支援

#### - 就労相談

就労支援員が、児童扶養手当を受給されているひとり親に対し、区役所相談窓口に出向き、マンツーマンで相談を受け、一人ひとりに合わせた就労支援計画や書類の作成の支援をするほか、電話相談を行う等きめ細かに求職活動を支援します。就職後も定着支援や、より経済力を向上させるような職に転職するための支援等も行います。また保育の問題等、就労以外の相談についても区役所と連携しながら対応します。

(担当部署:区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

#### 就職情報の提供・職業紹介・企業啓発

行政機関及び民間等からの求人情報を提供し、希望者へはあっせんも行います。また、事業主に対し、ひとり親の雇用に理解と協力を求めるため、啓発活動を行います。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

#### - 就職支援講座

ひとり親の就職に有用な技能講座(介護職員初任者講座等)を開催します。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

11

#### 横浜市中央職業訓練校

これから就職をしようとしているひとり親家庭の親・生活保護受給者の方に、就職に役立つ知識 や技術を身に付けるための職業訓練、就職支援を行います。

(担当部署:横浜市中央職業訓練校)

12

#### ハローワークとの連携強化・雇用の促進

求人情報の迅速・円滑な提供と、効果的な指導が受けられるよう、ハローワークとの連携を強化 し、雇用を促進します。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

#### マザーズハローワーク

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供を図ります。

#### ジョブスポット

横浜市とハローワークが連携し、区役所に就労支援窓口であるジョブスポットを設置し、ひとり 親家庭の就労を支援します。

# 3 経済的な支援

#### <国制度の着実な実施>

ひとり親家庭となった経過は様々なことがあり、経済的に十分な準備ができていない場合があります。安定した生活を維持し、子どもの育ちを守るため、児童扶養手当、児童手当やひとり親家庭等医療費助成が必要であり、対象となる家庭が適切に支援を受けられるように制度の周知を図ります。また、各種制度が、対象となる家庭の状況により適した運用となるよう、適宜国に要望していきます。

経済的自立に向けては、就労によることを基本と考えますが、突然の離死別に伴う強い一時的ストレスや、疾病や障害などの就労困難な事情がある場合には、必要に応じて生活保護等の施策を活用することにより、生活の安定を図ります。

また、本市独自の事業として、市内バス、市営地下鉄、金沢シーサイドラインの利用を対象として、児童扶養手当受給世帯及び母子生活支援施設入所世帯に特別乗車券を交付し、経済的負担を軽減します。

13 児童扶養手当 ひとり親支援

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している母、父等に手当を支給します。(所得による制限あり)

★令和3年3月から公的年金併給に関する手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が変更されました。

(担当部署:区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

# 1 4 ) 児童手当

児童手当は、中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。なお、所得により支給額が異なります。令和 4 年 10 月支給分からは、所得上限額を超える方に対しての支給はありません。

(担当部署:区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

# 15 小児医療費助成

健康保険に加入しているお子さんが医療機関で受診したときに、窓口で支払う保険診療の自己負担額を助成します。(所得による制限及び一部負担金あり)

★令和5年8月分から所得制限及び一部負担金を撤廃

(担当部署:区福祉保健センター保険年金課及び健康福祉局医療援助課)

# 16 ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親支援

ひとり親家庭等の方が病院等で受診した時、窓口で支払う自己負担額を助成します。

(所得による制限あり)

(担当部署:区福祉保健センター保険年金課及び健康福祉局医療援助課)

# 17 就学援助

お子さんを横浜市立小・中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、学用品 費、修学旅行費、給食費などを援助します。

(担当部署:教育委員会事務局学校支援•地域連携課)

# 18 母子父子寡婦福祉資金の貸付

ひとり親支援

技能修得資金や修学資金等の各種資金を無利子又は低利でお貸しします。

★平成30年度から大学院を新たに対象として拡大

(担当部署:区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

19)特別乗車券交付事業

ひとり親支援

児童扶養手当受給世帯・母子生活支援施設入所世帯の方に、市営バス・民営バス(ただし、市外で乗車し、かつ降車する場合を除く)・市営地下鉄・金沢シーサイドラインの無料特別乗車券を交付します。

(担当部署:区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

# 20 寡婦(夫)控除のみなし適用

ひとり親支援

婚姻歴のないひとり親家庭が利用する子育てや福祉サービス等の受給判定及び負担額等の算定において、税法上の寡婦(夫)控除のみなし適用を実施し、対象家庭の経済的負担を軽減します。 ※税制改正に伴い、令和4年3月31日をもってみなし適用制度は終了しました。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

# 21 各種減免制度

所得の状況により、ひとり親世帯に対し費用の減免を行うことで、経済的負担を軽減しています。

#### - 水道料金等の減免

水道料金・下水道使用料のうち、基本料金相当額を減免しています。(対象:ひとり親家庭等医療費助成を受けている方)

#### ● 粗大ごみ処理手数料の減免

粗大ごみの処理手数料が年間(4月から翌年3月まで)4個まで免除になります。(対象:ひとり 親家庭等医療費助成を受けている方)

#### ● JR通勤定期割引

JRの通勤定期代が3割引きになります。(対象:児童扶養手当受給世帯・生活保護世帯)

#### - 保育所等利用における負担軽減

保育所等を利用する際の利用料の負担軽減を行っています。(所得による制限あり)

#### 一時保育・乳幼児一時預かり事業の利用料の減免

保護者等の仕事や疾病、入院等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者のリフレッシュの場合に利用できる一時保育・乳幼児一時預かり事業の利用料の負担軽減を行っています。(所得による制限あり)

#### 病児保育・病後児保育事業の利用料の減免

病気又は病気回復期にあり他の児童との集団生活が困難な児童を対象として、就労や冠婚葬祭等の社会的にやむを得ない理由により、一時的に保育する病児保育・病後児保育事業の利用料の負担 軽減を行っています。(所得による制限あり)

# 22 生活困窮者自立支援

様々な事情により生活にお困りの方に対して、就職や家計の見直しなどにより、生活の立て直し や安定をはかることができるよう支援します。

(担当部署:区福祉保健センター及び健康福祉局生活支援課)

# 23)生活保護

様々な事情で生活に困窮している方に対して、憲法が定める健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて支援します。

(担当部署:区福祉保健センター及び健康福祉局生活支援課)

# 4 養育費確保の支援

# <養育費の確保が適切になされるための支援>

子どもの養育は、親権の有無に関わらずその責務は両親にあり、別居している親も養育費を負担 し、扶養義務を果たす必要があります。

しかし、実際には、養育費は子どもにとっての権利であるにもかかわらず、確保がすすまない場合も多いことから、親の子どもに対する責務の自覚を促し、離婚する前からの意識付けや離婚時に取り決めを確実に行う必要性の周知を図るほか、個別の相談機能の強化に取り組みます。

具体的には、パンフレット等による制度周知や、国が委託で実施している「養育費相談支援センター」の機能を活用しながら、横浜市母子家庭等就業・自立支援センターで、制度の周知や弁護士による無料法律相談により、養育費に関する相談や啓発等を行います。

また、養育費に関する取り決めを文書で行う場合や、取り決めを行っても養育費が支払われないときに保証会社からの給付を受けられる契約を締結する場合について、費用の補助を行います。

24 法律相談 ひとり親支援

養育費の取り決めについて、弁護士による法律相談を実施し、養育費の確保を図ります。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

# 25 養育費についての啓発

ひとり親支援

養育費の負担は、子どもの成長のために必要不可欠であり、子どもの親として義務であること等を啓発していきます。

★平成30年度に養育費セミナーの回数増を実施

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

# 26 養育費確保支援事業

ひとり親支援

#### ①養育費取決め支援補助金

公正証書の作成や調停により養育費支払いに関する取決めを行った場合、その費用のうち、子を養育することになった親が負担した金額に対しての補助を行います(上限額あり)。

#### ②養育費保証支援補助金

養育費の取決めがあるにもかかわらず支払いがないときに、保証会社が支払人に代わって支払 うことを保証する契約を締結した場合、その費用のうち、子を養育することになった親が負担し た金額に対しての補助を行います(所得による制限、及び補助上限額あり)。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

# 5 相談機能や情報提供の充実

#### <様々な相談や情報提供の充実>

ひとり親家庭のニーズに合った情報や支援制度が、必要とする人にできるだけ適時適切に届くよう、相談機能や情報提供を充実させます。

本市調査結果においても、制度の周知があまり図られていなかったことを受けて、制度や必要な情報の周知を強化していきます、情報の提供にあたっては、当事者団体と連携しながら、パンフレット等の紙媒体のみではなく、メールやウェブサイト等のインターネットの活用を含めて、様々な手法により、わかりやすく利用しやすいコンテンツにしていきます。

相談機能については、様々な課題を抱えた家庭の個々のニーズを踏まえ、一般の子育て等の施策とひとり親家庭への施策を組み合わせることなどにより、適切な相談や情報提供体制を充実させます。日中及び夜間の電話相談により、いつでも相談ができる体制を引き続き実施するとともに、法律相談等についても継続していきます。ひとり親になってから生活基盤、養育費、子育てなどの課題に直面して心身ともに疲弊することをできるだけ防ぐため、ひとり親になる前からの相談について、離婚相談などで対応しています。

また、区役所や関係機関などの相談を受ける支援者に対し研修を実施し、適切な相談スキルの習得と向上を図るとともに、相談対応の充実を図ります。

ひとり親家庭の孤立を防ぐために、当事者同士の交流や仲間づくりなどに取り組んでいきます。 情報提供の充実や多様な相談内容に対応していくために、当事者団体や関係機関・団体による連絡 会を定期的に開催していきます。

更に、父子家庭に対する相談事業や情報提供について、充実させていきます。

# 27

#### 相談・情報提供の充実

ひとり親を対象に、生活全般の相談にきめ細かく応じられるよう相談・情報の強化を図ります。

#### 区役所

区こども家庭支援課をはじめとした窓口等での全般的相談・情報提供の他、福祉制度案内を充実 します。また、「こども家庭相談」にて、妊娠期から思春期のお子さんの困りごと等の育児相談へ の相談支援機能の強化に取り組みます。

#### 母子家庭等就業・自立支援センター(ひとり親サポートよこはま)ひとり親支援

就労に関する相談以外に、ひとり親家庭の生活全般について、面接や、子どもも対象にした電話 (夜間含む)による相談の実施や情報の提供を行います。また、区との連携を強化し、相談支援機 能の強化に取り組みます。

★平成30年度から相談支援機能を強化(就労支援員の区役所への派遣回数の増)

#### 男女共同参画センター

仕事、子育て、DV被害などについての相談を受けています。また、「女性としごと応援デス ク」では、女性の再就職や転職支援として、無料のキャリアカウンセリングやミニセミナー等を実 施しています。

#### ● 当事者団体・関係機関との連携

ひとり親支援

ひとり親家庭が必要とする情報を、当事者団体ならではのネットワークで情報を精査し、わかり やすい内容を、日常利用するコンテンツにより発信します。また、ひとり親の支援に関わる団体・ 関係機関の連携につとめ、多面的な支援の輪を広げていきます。

### ★ひとり親応援協定

民間団体や企業等の有するノウハウを活用することで、より支援が充実し、社会全体でひとり 親家庭を支援していく機運が高まるよう、実績のある団体や民間企業と連携協定を締結する枠組 みを「ひとり親の自立支援に関する連携協定(ひとり親応援協定)」としてすすめていきます。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

28

#### 離婚前相談

ひとり親支援

DV被害者の方や離婚協議中の方等の離婚前の悩みについて、区役所の窓口や母子家庭等就業・ 自立支援センターの離婚相談、夜間日常生活電話相談、法律相談等で応じます。

(担当部署:区福祉保健センター及びこども青少年局こども家庭課)

# 29 支援者への研修

ひとり親家庭の相談全般に対応できるよう、母子家庭等就業・自立支援センターの支援員や区の 社会福祉職、地域の支援に携わる方々へ研修を実施し、専門性の向上を図ります。特に、心理面の 支援についての向上につとめます。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

# 6 子ども自身へのサポート

### <子どもの視点に立った支援策の展開>

経済的に困窮しているなど支援が必要な家庭の子どもに対し、生活・学習支援を実施することで、基本的な生活習慣の習得や、学ぶ意欲を醸成するとともに、高校進学に向けた学力向上により、将来的な自立に向けた力を育みます。

また、学習支援事業や様々なひとり親の子どもと接する事業において、子どもが気軽に相談したり、子どもが相談しやすいような窓口やツールなど、様々な機会でひとり親の子どもが気軽に相談できるような支援をすすめます。

面会交流支援事業については、離婚により別居している親と子どもを積極的に会わせる事業ではありますが、DVや児童虐待等があった場合には、面会の実施が必ずしも適切ではないこともあり、実施にあたっては、子どもの意志を十分確認するとともに、子どもの立場に立って調整していきます。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

# 30 ひとり親の子どもへの相談支援

ひとり親支援

子どもが自分から打ち明けて相談することは、ハードルが高いことも想定されます。

そのため、学習支援や生活支援をはじめとした、様々な子どもと接する事業の支援者の方々に、 ひとり親に関する状況や子どもの状態などの情報提供につとめ、子どもと接する際に、ちょっとし た相談に耳を傾けていただけるような意識醸成につとめます。

また、ひとり親の子どもに対して、様々な機会でひとり親の子どもが気軽に相談しやすい窓口やツールなどの周知を行います。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課、各区こども家庭支援課)

# 31 生活•学習支援事業

経済困窮や養育に課題があり支援を必要とする小・中学生に対し、学習支援や生活支援を行います。

# ひとり親家庭児童の生活・学習支援ひとり親支援

ひとり親家庭の児童に対し、食事の提供も含めた夕方以降の生活を支援するためのモデル事業を 実施し、ひとりで家にいることが多いひとり親家庭の子どもの基本的な生活習慣の習得と健全育成 を図ります。 ★本モデル事業を経て、令和2年度より思春期・接続期支援事業を実施しています

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

#### ● 寄り添い型学習支援事業

生活保護世帯等、経済的困窮状態にある子どもに対し、高校進学に向けた学習意欲の向上や学力の向上のための学習支援を充実し、安定した自立につなげます。

(担当部署:区福祉保健センター・健康福祉局生活支援課)

#### ● 寄り添い型生活支援事業

保護者の疾病や生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、子ども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に、生活・学習習慣を身につけるための支援を実施します。

(担当部署:区福祉保健センター・こども青少年局青少年育成課)

#### ● 放課後学び場事業

家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていない小学生及び中学生を対象に、放課後(土日祝日、長期休業期間を含む)、学校等において、大学生・地域住民等の協力や、企業・NPO法人の運営による学習支援活動を実施しています。

(扫当部署:教育委員会事務局学校支援• 地域連携課)

32) \f

### 思春期•接続期支援事業

ひとり親支援

中学校に進学し生活が大きく変化する中学1年生の子がいるひとり親家庭の子と親が、学習や教育費について将来的な展望を持って取り組むための支援を実施します。

子:家庭教師を3か月間派遣し、学習習慣や学習のコツを身につけるための支援を行います。

親:相談員を派遣して就労や家計の相談に応じ、進学時の教育資金を構築するための助言等を行います。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

33

#### 面会交流支援事業

ひとり親支援

面会交流に関する知識啓発につとめるとともに、専門の相談機関を紹介するなど、子どもの健やかな育ちにつながる面会交流の支援に取り組みます。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

34

#### 子ども食堂など地域の取組支援

子ども食堂等の地域の自主的な取組が、子どもにとって安心できる居場所となり、困難を抱える子どもへの気付きや見守り等ができるよう、身近な地域における居場所づくりを支援します。また、区社会福祉協議会を中心に、団体や新たに取り組みたい人を支援することにより、子どもにとって身近なエリアで子どもの居場所づくりを進めていきます。

(担当部署:こども青少年局地域子育て支援課・市社会福祉協議会)

# 7 新型コロナによる困窮の支援

35

### ひとり親世帯フードサポート事業(ぱくサポ)

ひとり親支援

新型コロナウイルスの影響により収入が減少したケースも多いひとり親家庭に、フードバンク等から提供された食料品を配布し、食生活を支援するとともに、フードロスを削減します。

(担当部署:こども青少年局こども家庭課)

# □計画の進ちょく状況の把握

本計画全体を統括的に把握する指標として、「横浜市中期計画」並びに「横浜市子ども・子育て 支援事業計画」にひとり親の自立支援の指標として設定している、次の目標を掲げ、推進していき ます。

【指標1】就労の状況の把握

目標	現状値 (平成 28 年度末)	令和3年度実績	令和6年度
ひとり親の就労者数	1,022 人(累計)	2,855 人(累計)	3,700 人(累計)

#### 【指標2】自立支援の状況の把握

目標	現状値 (平成 28 年度末)	令和3年度実績	令和6年度
ひとり親家庭等 自立支援事業利用者数	3,510 人	4,685 人	6,000 人

※ 令和6年度の数値目標は、第2期子ども・子育て支援事業計画(令和2年度~令和6年度) にあわせ、設定しています。

#### ●計画の推進にあたっての連携体制・推進体制

横浜市子ども・子育て会議における進捗状況の報告並びに子どもの貧困対策の関係区局による庁 内連携会議により、計画の PDCA サイクルを確保するとともに、関係者間の連携を図りながら総合 的な対策をすすめます。

# VI 参考資料

# 1 平成 25~29 年度計画「支援の具体的計画」実績一覧

項目	内 容		実	績		
	P) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	25年度	26年度	27年度	28年度	
1 子育てや	生活の支援					
(1)日常生活	への支援					
ヘルパー派遣 事業	病気や就職活動などにより、一時 的に家事・育児等にお困りの方に、 日常生活のお手伝いをする家庭生活 支援員だけでなく、多様なヘルパー の派遣の充実を図ります。	日常生活支援 事業利用者: 母子 449 人 寡婦 0 人 父子 81 人	日常生活支援 事業利用者: 母子 453 人 寡婦 0 人 父子 110 人	日常生活支援 事業利用者: 母子 428 人 寡婦 3 人 父子 124 人	日常生活支援 事業利用者: 母子 408 人 寡婦 1 人 父子 89 人	
子育て短期支 援事業	保護者の疾病や疲労等の理由により、一時的に児童の養育が困難になった場合、状況に応じて児童家庭支援センターで子どもを預かります。	利用者数:延べ 1,268 人	利用者数:延べ 3,063 人	利用者数:延べ 4,683 人	利用者数:延べ 4,473 人	
(2) 保育所への優先的な入所						
保育所への優 先的な入所 未就学児のいる世帯が安心して就 労・求職活動等が行えるよう、保育 所入所時の優先度をアップします。 保育所等の利用にあたり、保育の必要性の認定基準を満たしている。						
(3)市営住宅	申込時の優遇					
市営住宅申込 時の優遇	市営住宅申込時の当選率を一般よ り優遇し、入居しやすくします。	母子父子世帯 当選戸数: 78 戸(募集戸 数1,200 戸)	母子父子世帯 当選戸数: 101戸(募集戸 数1,253戸)	母子父子世帯 当選戸数: 108戸(募集戸 数1,282戸)	母子父子世帯 当選戸数: 99戸(募集戸 数1,250戸)	
(4)民間住宅	 あんしん入居					
民間住宅あんしん入居	家賃等の支払い能力があるものの、連 帯保証人がいないために民間賃貸住宅へ の入居が困難な方に対して、協力不動産 店が住宅をあっせんし、協定保証会社が 家賃等の債務保証を行います。	成約:1人	成約:1人	成約: 0 人	成約: 1 人	
(5) 子育てり、	ぶいん					
子育てりぶい ん	小学校修了前(28 年度 10 月から 18 歳未満の)の子どもがいる世帯が 安心して入居できるよう、子育て環 境に適した賃貸住宅を横浜市が認定 し、家賃補助を行います。	管理戸数: 131 戸	管理戸数: 162 戸	管理戸数: 209 戸	管理戸数: 272 戸	
(6)母子生活	支援施設	T	T	<u> </u>		
施設の運営と 環境整備	18 歳未満の子どもを養育している 母子家庭が、様々な事情から支援を 必要としている場合に、安心して自 立に向けた生活を営めるよう、子ど もと一緒に入所できる母子生活支援 施設を運営するとともに、その環境 の改善を進めます。	8 か所 (155 世帯)	8 か所 (153 世帯)	8 か所 (146 世帯)	8 か所 (162 世帯)	
自立支援担当 職員の配置	母子生活支援施設利用者が退所後も安定した生活を送ることができるよう、退所後1年間、世帯訪問及び電話相談等のフォロー支援を行います。	職員配置:6 人	職員配置:7 人	職員配置:6 人	職員配置:7 人	

項目	内容		実	績	
	ry 台	25年度	26年度	27年度	28年度
7)地域力の流	5用				
地域力の活用	ひとり親家庭が孤立せず暮らしやすい地域となるように、民生委員・児童委員の活動による支援と共に、ひとり親家庭の生活の困難さ等への理解を深める啓発につとめます。		母子寡婦福祉資金 り、手続きをとお		
2 就業の支援	爱				
1)母子家庭等	等自立支援給付金事業の実施				
自立支援教育 訓練給付金事 業の実施	職業能力開発のための講座を受講 した場合、受講料の2割(上限10 万円)を支給します。 ※28年度から6割(上限20万円) に変更。	支給:26 人	支給:17 人	支給:18 人	支給:26 人
高等技能訓練 促進事業の実 施	看護師等の経済的自立に効果的な 資格の修業期間(上限2年)のうち、 最後の1/2 (上限18か月)の期間に生活費を補助します。また、入 学支援修了一時金を支給します。 ※27年度から名称を「高等職業訓 練促進給付金」に変更。28年に支給 期間を上限2年→3年に、修業期間 を2年→1年に短縮	支給:151 人	支給:147 人	支給:141 人	支給:110 人
2)母子家庭等	- 等就業・自立支援センター事業の実施	į			
就労相談	就労支援員が、児童扶養手当を受給されているひとり親に対し、区役所相談窓口に出向き、マンツーマンで相談を受け、一人ひとりに合わせた就労支援計画や書類の作成の支援を行います。	支援者数: 481 人 就労者数: 314 人	支援者数: 473 人 就労者数: 303 人	支援者数: 376 人 就労者数: 189 人	支援者数: 284 人 就労者数: 143 人
就職情報提 供・職業紹 介・企業啓発	行政機関及び民間等からの求人情報を提供し、希望者へはあっせんも行います。また、事業主に対し、ひとり親の雇用に理解と協力を求めるため、啓発活動を行います。	職業紹介: 23 人 企業訪問: 13 社	職業紹介: 31 人 企業訪問: 56 社	職業紹介: 35 人 企業訪問: 9 社	職業紹介: 24 人 企業訪問: 14 社
就職支援講座	ひとり親の就職に有用な技能講座 (介護職員初任者講座等)を開催し ます。	介護職員初任 者研修: 1回 10 人受 講	介護職員初任 者研修: 1回13人受講	介護職員初任 者研修: 25 人受講	介護職員初任 者研修: 14 人受講
就職支援セミナー	ひとり親の就職時の基礎的知識や 心構え、パソコン実技等を習得する セミナーを実施し、就職に向けたス キルの取得を図ります。	適職発見セミ ナー: 6回102人受 講	適職発見セミ ナー: 6回48人受講	適職発見セミ ナー: 6回37人受講	適職発見セミ ナー: 6回37人受調
3)横浜市中央	- <b>-</b> 	l .	1		1
横浜市中央職業訓練校	これから就職する場合や転職する ひとり親家庭の親や生活保護受給者 が、短期間で就職に役立つ知識や技 術及び技能を身につけるための職業 能力開発を支援します。		けの科目有り の優先枠を設けた: こども家庭支援課		・自立支援セン

			実			
項目	内 容	2 5 年度	26年度	2 7 年度	28年度	
4) 在宅就業支	援事業					
在宅就業支援事業	在宅での ICT 技能の習得等により、新たな就労やより希望に合った職業への転職を支援します。 ※平成 26 年事業終了	訓練終了者 数:55人	訓練終了者 数:59人			
5) ハローワー	5) ハローワークとの連携強化・雇用の促進					
ハローワーク との連携強 化・雇用の促 進	求人情報の迅速・円滑な提供と、 効果的な指導が受けられるよう、ハローワークとの連携を強化します。 また雇用の促進についても検討していきます。	ジョブスポッ トの設置区 数: 8区	ジョブスポッ トの設置区 数: 13区	ジョブスポッ トの設置区 数: 18 区(完了)	_	
3 経済的支援						
1) 児童扶養手	当・児童手当					
児童扶養手当・児童手当	児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもを養育している母、父等に手当を支給します。 児童手当は、中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。 なお、所得により支給額が異なります。	児童扶養手当 受給者数: 21,078 人 児童手当受給 者数: 307,405 人	児童扶養手当 受給者数: 20,869人 児童手当受給 者数: 306,136人	児童扶養手当 受給者数: 20,561人 児童手当受給 者数: 303,572人	児童扶養手当 受給者数: 20,089 人 児童手当受給 者数: 299,900 人	
2) ひとり親家!	<del></del>	•				
ひとり親家庭 等医療費助成	ひとり親世帯等の方が病院等で受診した時、窓口で支払う自己負担額 を助成します。	受給対象者: 44,146 人	受給対象者: 43,790 人	受給対象者: 43,503 人	受給対象者: 43,202 人	
3)就学援助			•	•		
就学援助	お子さんを横浜市立小・中学校へ 通学させるのに経済的な理由でお困 りの方に対して、学用品費、修学旅 行費、給食費などを援助します。	認定者数: 39,593 人	認定者数: 38,108 人	認定者数: 37,415 人	認定者数: 36,417 人	
4) 母子・寡婦	福祉資金貸付					
母子・寡婦福 祉資金貸付	技能修得資金や修学資金等の各種 資金を無利子又は低利でお貸ししま す。 ※平成 26 年度から父子も対象	件数:795 件 金額: 385,077 千円	件数:761 件 金額: 365,010 千円	件数:687 件 金額: 337,206 千円	件数:628 件 金額: 311,351 千円	
5)生活保護			·	·		
生活保護	働く能力、資産、他の法律・制度 で受けられる支援や、扶養義務者か らの援助などを活用しても生活が困 難な世帯の最低生活を保障するとと もに、自立に向けて支援します。	3,851 世帯 ※ 母子世帯 数 (4 月時 点)	4,058 世帯 ※ 母子世帯 数 (4 月時 点)	4,009 世帯 ※ 母子世帯 数 (4 月時 点)	3,809 世帯 ※ 母子世帯 数 (4月時 点)	

<b>西</b> 日	h 6		 実	績		
項 目	内容	25年度	26年度	27年度	28年度	
6)特別乗車券	交付事業					
特別乗車券交 付事業	児童扶養手当受給世帯・母子生活 支援施設入所世帯の方に、市営バス・民営バス(ただし、市外で乗車 し、かつ降車する場合を除く)・市 営地下鉄・金沢シーサイドラインの 無料特別乗車券を交付します。	特別乗車券交 付枚数: 18,221 枚 シーサイドラ イン定期券交 付枚数: 408 枚	特別乗車券交 付枚数: 18,089 枚 シーサイドラ イン定期券交 付枚数: 399 枚	特別乗車券交 付枚数: 17,852 枚 シーサイドラ イン定期券交 付枚数: 378 枚	特別乗車券交 付枚数: 17,560 枚 シーサイドラ イン定期券交 付枚数: 401 枚	
4 養育費確保	の支援					
1)法律相談						
法律相談	養育費の取り決めについて、弁護 士による法律相談を実施し、養育費 の確保を図ります。	法律相談: 121 人 427 件 (内養育費 100 件)	法律相談: 122 人 443 件 (内養育費 108 件)	法律相談: 135 人 428 件 (内養育費 113 件)	法律相談: 147 人 560 件 (内養育費 133 件)	
2)養育費につ	2)養育費についての啓発					
養育費につい ての啓発	養育費の負担は、子どもの成長の ために必要不可欠であり、子どもの 親として義務であること等を啓発し ていきます。	養育費セミナ ー: 2回 25 人	養育費セミナ ー: 2回 22 人	養育費セミナ ー: 3回30人	養育費セミナ ー: 4回45人	
5 相談・情報	提供					
1) 相談・情報	提供の充実					
相談・情報提供の充実	ひとり親を対象に、生活全般の相 談にきめ細かく応じられるよう、相 談・情報の強化を図ります。	当職員研修」、	種事業の担当者説 「養育費に関するの せることによる窓	研修」等の実施に		
2)離婚前の相談	談					
離婚前の相談	DV被害者の方や離婚調停中の方 等の離婚前の悩みについても、区役 所の窓口や、母子家庭等就業・自立 支援センターの夜間日常生活電話相 談、法律相談、就労相談等で応じま す。	電話相談: 121 件 法律相談: 83 件	電話相談: 125 件 法律相談: 84 件	電話相談: 207件 法律相談: 74件	電話相談: 207 件 法律相談: 81 件	
3)支援者の研	3)支援者の研修					
支援者の研修	ひとり親家庭の相談全般に対応出 来るよう支援者に研修を実施し、専 門性の向上を図ります。	5 (1) に同じ				

百日	h w		実	績		
項目	<u></u> 内 容	25年度	26年度	27年度	28年度	
6 子どもへの	サポート					
1)ひとり親子	ども相談					
ひとり親子ども相談	区役所等の日常生活相談において、ひとり親家庭に理解のある相談 員が、子どもからの様々な相談に応 じます。	5 (2) に同じ				
2) 子ども自身の相談を受ける団体・機関との連携						
子ども自身の 相談を受ける 団体・機関と の連携	目談を受ける 供等を行います。 実施事業について情報提供。 また、マザーズハローワーク等にお 母子家庭等就業・自立支援センターの夜間電話相談の中で、子ども					
3)学習支援事	<del>,</del> 業	1				
※平成 28 年月 ・寄り添い	(寄り添い型学習等支援事業) gより、次の2事業に変更 型生活支援事業(こども青少年局所管 型学習支援事業(健康福祉局所管)	萱)				
学習支援事業	経済困窮や養育に課題があり支援 を必要とする小・中学生に対し、学 習支援や生活支援を行います。	寄り添い型学 習等支援事業 実施区数: 12区	寄り添い型学 習等支援事業 実施区数: 18区	寄り添い型学 習等支援事業 実施区数: 18区	寄り添い型学 習等支援事業 実施区数: 18区	
4)面会交流支援事業						
面会交流支援 事業	子どもの両親双方の面会交流についての条件等を調整し、面会を実施することで子どもの健やかな育ちにつなげます。	施 面会交流の理解と知識を深めるための市民向け講座の実施及び相談				

# ● 第3期計画の振り返り

#### 第3期の主な取組

#### ○ 子育てや生活の支援

生活の場の安定を図るため、ヘルパー派遣事業の拡充や、疾病・疲労等により 一時的に養育が困難になった場合に児童 家庭支援センターなどで子どもを預かる 子育て短期支援事業を拡充しました。

保育所入所や市営住宅入居について引き続き優先度を高めるほか、生活面で重点的な支援が必要な母子については、母子生活支援施設において自立に向けた支援を行いました。

#### ○ 就業の支援

母子家庭等就業・自立支援センターの 就労支援員を区に派遣し、就職活動の仕 方から職業紹介まで、一人ひとりの状況 に応じたマンツーマンによるきめ細かな 就労支援を実施しました。

在宅就業支援事業(H26 終了)を実施するとともに、各区役所内にハローワークの職業紹介窓口となるジョブスポットを設置しました。

また、能力開発を行う自立支援給付金 事業や、ひとり親が働きやすい職場環境 を備えた企業の開拓・確保を推進しまし た。

#### ○ 経済的支援

児童扶養手当、児童手当や医療費助成など、生活維持のための経済的給付に関する制度周知を実施しました。

また、経済的負担の軽減のため、市内 バス、市営地下鉄等の利用を対象とした 特別乗車券を交付するとともに、貸付や 奨学金の制度周知を実施しました。

#### 課題

- ヘルパー事業についてはニーズが高まっており、十分な財源や事業者の確保が急務となっています。
- 住宅の確保については市営住宅の優先枠を設けますが、それでも不十分との意見が多く、民間における低家賃住宅の更なる確保策が求められています。
- ひとり親家庭が安心して地域で暮らすことができるよう、引き続き地域での関係者のつながりづくりに取り組む必要があります。
- ひとり親の職探しは、就労形態と子育て との両立の難しさから、希望と実際の就 労にミスマッチが生じやすく、結果とし て非正規率が高くなり、子どもの貧困状 況の要因のひとつとなっています。
- 貧困の連鎖の解消に向け、本人の状況や 生活条件に即した、きめ細かな就業支援 の推進が必要です。
- 収入の安定だけでなく、親の自己肯定感の高まりや子どもへの関わりが前向きになるなど、生活の安定にもつながるため、単なる就労の支援だけでなく、心理面のノウハウなど支援の質の向上が重要です。
- 経済的支援は、一番助かるという声も 多く、大きな支援になっています。一 方、子供が大きくなり手当の対象から 外れてから自立を模索しても、就職先 が限られるなど厳しい現状もあり、中 長期的な展望をもって、自立を支援し ていくことが必要です。
- 手当の対象でなくなった途端に各種制度も使えなくなり、生活の落差が大きいことが不安となる場合もあるため、マネープランなど将来展望を示しながら、伴走型で支援するなどきめ細やかな支援が求められています。

#### 第3期の取組

### ○ 養育費確保の支援

養育費の確保のためのパンフレット 等により制度周知を強化しました。 (離婚前からの意識付けや離婚時の取 決め)

両親の養育費の取り決めについて、 弁護士による無料法律相談やセミナー 等を実施しました。

#### ○ 相談・情報提供

区役所こども家庭支援課、戸籍課等に 名刺大の情報提供カードを配置し、相談 窓口を周知しました。

また、メルマガの配信により、直接届 く情報提供につとめました。

#### (6) 子どもへのサポート

学習意欲の醸成などを目的に、経済 的困窮状態にある等、養育環境に課題 があり支援を必要とするひとり親家庭 の子どもに対する、生活・学習支援を 実施しました。

#### 課題

- 民法改正などによる権利擁護の高まりを受け、養育費の相談や法律相談のニーズが増加しており、対応が求められています。
- 離婚前からの情報提供について、戸籍 課と連携するなど、制度周知の取組の 強化が必要です。
- 面会交流については、課題も多く、親 の権利だけでなく、子どもの心理的影響に配慮し、子どもの意志を尊重し権 利を保障するような支援が必要です。
- 制度がよく知られていないという意見が多く、引き続きわかりやすい総合的な情報提供・相談機能の強化に取り組む必要があります。また、相談窓口におけるワンストップ的な対応が求められています。
- 情報提供や相談が様々な場面で展開されるよう、当事者団体や関係機関による連携を促進し、多面的に取り組んでいく必要があります。
  - 貧困の連鎖の防止の視点から、子ども への学習支援や生活支援など、子ども 自身に届く支援の推進が重要となって います。
  - 地域では子ども食堂の取組がはじまっており、ゆるやかな地域の見守り機能としても取組が広がるよう、推進していく必要があります。
  - 現在の支援の取組は中学生から高校生への進学の時期が中心となっていますが、もっと早い時期からの支援が必要との声が多く、小学生、幼児期からのかかわりも重要となってきています。
  - 給付型の奨学金も増えてきており、親だけでなく子どもへも制度周知をはかり、意欲につなげていくことも大切です。

### 2 横浜市ひとり親世帯アンケート調査結果の概要 (平成 29 年度)

### (1) 調査の概要

#### ア調査目的

ひとり親家庭の生活実態に関する基礎的データの把握のため

#### イ 調査期間・方法

平成29年5月19日から平成29年6月5日まで郵送配布・郵送回収により調査

#### ウ 調査対象・回収状況

住民基本台帳から平成 27 年の国勢調査上の横浜市の母子家庭の 15%、父子家庭の 45%を 抽出率として、無作為抽出した。

		調査票送付数	調査票回収数	調査票回収率	調査対象該当数	調査対象該当率
母子	子家庭	2,600	903	34.7%	736	28.3%
父子	子家庭	1,000	283	28.3%	245	24.5%
合	計	3,600	1,186	32.9%	981	27.3%

### (2) 結果の概要

( )内は、平成24年度前回調査

		母子世帯	父子世帯	全体
	離別	77.0% (79.0%)	64.5% (83.3%)	73.9% (79.2%)
1 ひとり 親になった	死別	10.2% ( 9.9%)	31.0% (11.9%)	15.4% (10.0%)
税になった   理由	未婚	7.5% ( 6.4%)	0.4% ( 0%)	5.7% ( 6.1%)
	別居、その他	5.3% ( 4.7%)	4.1% ( 4.8%)	5.0% ( 4.7%)
	賃貸住宅	46.8% (54.2%)	27.0% (23.9%)	41.7% (52.7%)
	持ち家	21.6% (23.5%)	49.4% (61.9%)	28.5% (25.4%)
2 住居の 状況	本人以外の名義の持ち家	25.4% ( - )	18.8% ( - )	23.8% ( - )
	会社の社宅等、その他	6.2% ( - )	4.8% ( - )	5.9% ( - )
	1か月あたりの住居費	6.7 万円	9.2 万円	7.4 万円
3 平均年間	]世帯総収入	361 万円 (331 万円)	643 万円 (571 万円)	432 万円 (344 万円)
4 平均年間就労収入		295 万円 (263 万円)	615 万円 (543 万円)	379 万円 (279 万円)
5 就業率		86.3% (84.7%)	89.4% (90.5%)	87.1% (85.0%)

就業形	正社員・正規職員	44.6% (41.9%)	66.2% (76.3%)	50.1% (43.8%)
	パート・アルバイト	34.6% (38.6%)	2.7% ( 5.3%)	26.5% (36.8%)
	嘱託・契約社員・準社 員・臨時職員	9.0% (11.8%)	7.8% ( 5.3%)	8.7% (11.4%)
	人材派遣会社の派遣社 員	5.0% ( 3.6%)	0.5% ( 0%)	3.9% ( 3.4%)
	自営業主(商店主・農 業など)	5.0% ( 2.6%)	13.2% (13.1%)	7.1% ( 3.1%)
	会社などの役員	0.5% ( - )	8.2% ( - )	2.5% ( - )
	自家営業の手伝い、そ の他	1.3% ( 1.5%)	1.4% ( 0%)	1.2% ( 1.5%)
平均就業	時間	33 時間(36 時間)	41 時間(50 時間)	35 時間(37 時間)
	上位1位	事務的な仕事	専門知識・技術 をいかした仕事	事務的な仕事
職種	上位2位	専門知識・技術 をいかした仕事	管理的な仕事	専門知識・技術 をいかした仕事
	上位3位	サービスの仕事 (資格なし)	建設の仕事	サービスの仕事 (資格なし)
副業率		8.3%	2.3%	6.8%
	取り決め率	47.2% (45.0%)	34.3% (18.9%)	44.6% (43.6%)
養育費	受給率(※)	45.5%	11.9%	38.6%
	1 か月あたりの受給額 (※)	5.8 万円	2.3 万円	5.5 万円
面会交	取り決め率	30.4%	36.1%	31.6%
	実施率(※)	58.3%	62.7%	59.2%
	平均就業	パート・アルバイト         嘱託・契約社員・準社員・臨時職員         人材派遣会社の派遣社員         自営業主(商店主・農業など)         会社などの役員         自家営業の手伝い、その他         平均就業時間         上位1位         上位2位         上位3位         副業率         取り決め率         受給率(※)         1か月あたりの受給額(※)         面会交         取り決め率	パート・アルバイト34.6% (38.6%)嘱託・契約社員・準社員・臨時職員9.0% (11.8%)人材派遣会社の派遣社員5.0% (3.6%)自営業主 (商店主・農業など)5.0% (2.6%)会社などの役員0.5% (-)自家営業の手伝い、その他1.3% (1.5%)平均就業時間33 時間 (36 時間)上位1位事務的な仕事上位2位専門知識・技術をいかした仕事(資格なし)副業率8.3%取り決め率47.2% (45.0%)受給率(※)45.5%1か月あたりの受給額(※)5.8 万円面会交取り決め率30.4%	パート・アルバイト       34.6% (38.6%)       2.7% (5.3%)         嘱託・契約社員・準社員・臨時職員       9.0% (11.8%)       7.8% (5.3%)         人材派遣会社の派遣社員       5.0% (3.6%)       0.5% (0%)         自営業主 (商店主・農業など)       5.0% (2.6%)       13.2% (13.1%)         会社などの役員自家営業の手伝い、その他       1.3% (1.5%)       1.4% (0%)         平均就業時間       33 時間 (36 時間)       41 時間 (50 時間)         上位1位事件       事務的な仕事事所知識・技術をいかした仕事をいかしたせ事をいかしたけずをいかしたけずをはませずをいかしたせずをいかしたけずをいかしたせずをいかしたけずをいかしたせずをいかしたけずをいかしますを

<sup>※</sup>過去に受給または実施していた場合を含む。

# (3) ひとり親家庭の世帯状況について

#### ア 就業・収入について

ひとり親家庭の就業率は高く、母子家庭の就業率は86.3%、父子家庭の就業率は89.4%となっており、前回調査から大きな変化はありません。

母子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が44.6%となっていますが、「パート・アルバイト」(34.6%)、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」(9.0%)、「人材派遣会社の派遣社員」(5.0%)を合わせた非正規職員は半数となっています。

一方、父子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が66.2%となっていますが、母子家庭と比べ、「自営業主」(13.2%)や「会社などの役員」(8.2%)の割合が高くなっています。

副業の実施状況については、ダブルワークをしている母子家庭は 8.2%、父子家庭は 1.8% となっています。また、トリプルワークをしている母子家庭は 0.2%、父子家庭は 0.5%となっています。

年間の世帯総収入(児童扶養手当、養育費等を含む)の全体平均は432万円ですが、母子家庭のみでは約4割が300万円未満となっています。母子家庭の平均収入は361万円で、前回調査の331万円から大きな変化はありませんが、父子家庭の平均収入は643万円で、前回調査の571万円から増加しています。

また、平成 28 年国民生活基礎調査によると、「児童のいる世帯」の平均所得額は 708 万円となっており、ひとり親家庭の収入が低いことがわかります。特に、稼働収入については、「児童のいる世帯」647 万円に対して、本市の母子家庭は 295 万円、父子家庭は 615 万円となっていて、母子家庭が非常に低いことが分かります。

#### イ 住居について

母子家庭は 46.8%が賃貸住宅(「民間の賃貸住宅」、「市営・県営団地」、「公団住宅」)に住んでいますが、父子家庭は 49.4%が持家に住んでいます。

住居費については全体で73.1%が負担しており、母子家庭の平均住居費は6.7万円、父子家庭の平均住居費は9.2万円となっています。

#### ウ 養育費について

養育費について取り決めをしている世帯(「取り決めをしている」、「子によって違う」)は 44.6%で、前回調査とほぼ同じです。養育費の受給状況については、「現在も受けている」が 27.0%、「受けたことがあるが現在は受けていない」が 11.6%となっています。

養育費の受給額については、全体平均は月額 5.5 万円ですが、母子家庭では月額 5.8 万円、 父子家庭は月額 2.3 万円となっています。

#### エ 面会交流について

面会交流について取り決めをしていない世帯は 62.7%です。面会交流の取り決めをしていない理由は、母子家庭では「相手と関わり合いたくないから」が 41.6%と最も多く、父子家庭では「取り決めをしなくても交流できるから」が 43.3%と最も多くなっています。

#### (4) ひとり親家庭の子どもについて

#### ア 小学生の放課後の居場所について

小学生の子どもが放課後(19 時まで)に過ごしている場所は、「自宅」が 61.7%と最も多くなっています。

1週間のうち、19時以降に子どもだけで留守番する頻度については、「ほとんどない」が71.0%と最も多くなっています。

#### イ 子どものことで悩んでいることについて

現在、特に悩んでいることについては、「子どもの教育費の負担」が最も多く、母子家庭では 40.6%、父子家庭では 20.0%となっています。次いで「子どもの進学や受験のこと」が母子家庭では 16.8%、父子家庭では 19.6%となっています。

#### (5) ひとり親家庭になったときに困ったこと

ひとり親家庭になったときに困ったこととして、「生活費が不足している」が 57.6%で、 次いで「炊事洗濯等の日常の家事ができない」38.9%となっています。

母子・父子家庭別にみると、父子家庭では母子家庭に比べ、「炊事洗濯等の日常の家事ができない」の割合が高くなっています。

また、アンケート調査の回答時点現在で困っていることについて、「生活費が不足している」については、39.6%と多くの人が挙げており、ひとり親となって時間が経過しても困っていることがわかります。

#### (6) 福祉制度の認知状況

福祉制度の認知状況については、「区役所福祉関連窓口」(71.2%)、「児童相談所」(84.3%)、「公共職業安定所(ハローワーク)」(91.3%)、「市営住宅」(82.0%)、「児童扶養手当」(91.4%)、「ひとり親家庭等医療費助成」(75.8%)、「就学援助」(70.7%)、「生活保護」(90.5%)、「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」(73.0%)の認知度は高くなっています。

「ジョブスポット」(12.6%)、「母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金」(16.5%)、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援」(8.6%)、「民間住宅あんしん入居」(9.8%)、「子育て短期支援事業」(10.1%)、「寄り添い型学習支援・寄り添い型生活支援」(7.7%)、「夜間電話相談」(13.0%)の認知度は低くなっています。

福祉制度を知った方法については、「区役所の相談窓口」(50.2%)、「ひとり親家庭のしおり」(40.6%)、「横浜市のホームページ」(19.2%)といった行政の広報が多くなっていますが、「友人・知人」の割合も17.2%となっています。

様々な福祉制度について利用したかったが利用できなかった理由については、「利用したかった時に制度を知らなかったから」が 42.1%で最も多くなっています。

「ひとり親サポートよこはま」の連絡先を載せた情報カードを平成 26 年 10 月から区役所の窓口で配布していますが、認知度は 14.9%となっています。

#### (7) 相談相手について

相談相手がいる母子家庭は 74.9%、父子家庭は 49.8%となっています。相談相手が欲しい 母子家庭は 12.6%、父子家庭は 20.4%となっています。

ひとり親の方や、そのお子さん同士が交流できるイベントやサークル活動があった場合、参加してみたい母子家庭は 22.3%、父子家庭は 29.4%と、父子家庭の方が高くなっています。

# 3 ヒアリング調査結果の概要(平成 29 年度)

# (1) ヒアリング状況

	ヒアリング対象					
1	民生委員・児童委員	主任児童委員連絡会	7/13			
2	市社協	市社会福祉協議会事務局	7/21			
3	保育園	市立保育園課長園長会議(課長園長)	6/21			
4	幼稚園	市内私立幼稚園4園 (うち認定こども園2園)	7/4~ 7/11			
5	小•中学校	方面別学校教育事務所	7/7			
6	地域子育て支援拠点	横浜子育てパートナー連絡会議	6/27			
7	母子生活支援施設	県母子生活支援施設協議会	7/10			
8	横浜市男女共同参画センター	男女共同参画センター横浜	7/24			
9	ひとり親関連事業受託法人	2事業者 (日常生活支援事業、児童家庭支援センター 事業、ひとり親の生活・学習支援モデル事 業、寄り添い型生活支援事業 受託法人)	6/30 及び 7/14			
10	区こども家庭支援課	区こども家庭支援課社会福祉職幹事区会 (社会福祉職専任職、社会福祉職)	6/1			
11	区生活支援課	健康福祉局生活支援課 (社会福祉職※区生活支援課業務経験者)	7/28			
12	当事者団体①	一般財団法人 横浜市母子寡婦福祉会	8/13			
13	当事者団体②	一般社団法人 日本シングルマザー支援協会	7/27			
14	当事者団体③	NPO法人 しんぐるまざーず・ふぉーらむ	7/24			

# (2) 主なヒアリング項目

- ・ひとり親家庭の状況、親・子どもの様子
- ・ひとり親として生活をしていく上で、あるいは支援をしていく上で課題・困難に感じていること
- ・ひとり親家庭への支援として有効と考える支援
- 今後より一層必要と考えられる支援の内容

等

#### (3) ヒアリングから見えてきた状況

#### (相談)

- 〇ひとり親の方は、忙しい合間をぬって相談に来ているので、なかなか余裕がない。区役所も土日が開いているわけではない。余裕をもって十分な情報提供を受けられるよう、相談に乗れる体制が必要。(支援者)
- ○養育費の確保や様々な支援など、もっと離婚時から事前に情報を知ることができていれば、ここまで困窮に至らず済んだのでは、と後になって思う。(当事者)
- ○戸籍の窓口で離婚時から相談にのるなど、早いうちからの情報提供が大事だ。(支援者)

### (子どもへの支援・教育)

- ○ひとり親の子は、わりと早いうちから人生をあきらめがちであるように感じる。不安定な親や、 弟妹を自分が支えなければと、自らそこにアイデンティティを置いている場合もあるが、もう少 しその子の生活・学習の機会が保証されてもよいのではないか。(支援者)
- ○できれば早いうちからの学習支援、子どもに直接届く支援が必要。(支援者)
- 〇子どもにはできるだけ進学して、困窮状況から巣立ってほしいと思っているが、進学費(学費以外にも必要なこまごまとした経費も)が重荷であり、将来が不安。(当事者)
- 〇子どもは、親の様子をみて、これ以上無理をさせられないと、進学をあきらめてしまうケースも 依然多い。奨学金などの情報は大人への情報が中心となっているが、もっと子どもの後押しにな るような、子ども目線の情報提供ができないものだろうか。(支援者)

#### (自立支援)

- 〇子どもが大きくなって、児童扶養手当がなくなってから自立となっても、就職先が厳しく、気づくのが遅いという印象が否めない。早い時期から自立を支援していかないと、依存せざるをえず、なかなか困窮状態の解消は厳しい。(支援者)
- 〇自立をしたくない人はゼロである。児童扶養手当の受給時と、そこから少し稼ぎがアップして離脱した時の様々な優遇策がなくなることのギャップが大きい。離脱した人には例えば一定期間税が優遇される、あるいはひとり親医療が一定期間は使えるといったような緩和策も必要(当事者)
- 〇ひとり親になった理由は様々でも、共通しているのは喪失感。自己否定感が(親子ともに)低い 部分を高めていくことも、自立支援には必要。(支援者)

#### (福祉的課題)

○ひとり親であること自身が課題ではなく、ひとり親×○○と他の課題が重なり深刻化する。ひとり親の抱える課題状況をカテゴライズし、その層その層ごとの支援が必要。(支援者)

〇福祉的課題が強い世帯は、ひとり親であるからというより、その他の要因が大きいように思う。 子どもが障害を抱えているだけでなく、親自身も障害を抱えていたりする。障害を抱える子、方 への支援も並行しながらひとり親支援を考えることも重要ではないか。(支援者)

#### (住宅)

- ○住宅に関する困難が大きいと感じている。他都市ではひとり親への住居費手当などあったりするが、もう少しひとり親が入りやすい住宅の確保・施策が必要ではないか。(支援者)
- 〇やはり、横浜市は家賃が高い。10万近くがザラだ。公営住宅はなかなかあたらない。住宅費に費 やすお金を減らすことができれば、その分、収入がアップしたことと同じで、貯蓄など子どもへ 回せるお金も増える。現在は、公営住宅にあたった人はラッキー、という状況だ。(当事者)

#### (父子への支援)

- 〇母子だけでなく、父子家庭への支援も必要。特に子の育ちからみた生活面の支援。(支援者)
- ○父親がそれでいい、と思っていることが、子の育ちからみると課題がある場合も多い。母子と比べて父子への支援の少なさをみると、もう少し積極的な支援ができないものか。また、当事者同士の意見交換の機会などもあってよいのではないか。(支援者)

#### (地域展開)

- ○区役所にいくのがハードルが高いと感じているひとり親の方の様子もうかがえる。もっと身近な 相談窓口が必要なのではないだろうか。拠点でも、ひとり親同士の交流などもっと考えていって よいと思うが、そのノウハウがない(支援者)
- 〇地域でのよりそい、つながりづくりの必要性と"主たるかかわりを持つ人"をどうつくるか。高齢者の地域支援の仕組みのようなものが、ひとり親など困難を抱える子育て世帯にもあるとよい。(困難な高齢者を地域ケアプラザの地域コーディネーターに相談できるような感じで)(支援者)
- 〇子ども食堂や、地域の人たちによる学習支援といった取組は有効と思っている。子どもだけでなく多世代支援にもつながるし、そのようなゆるやかな見守り機能が地域には必要で、尽力したいと思っている。ただ、今のところ、本当はきてほしい、課題を抱えている子どもたちが子ども食堂に来ているかというと、まだそういう状況ではない。(支援者)

# 4 横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会(平成 29 年度)

# ● 委員

	所属	役職	氏名
1	(公財)横浜市男女共同参画推進協会	事業企画課長	白藤 香織
2	母子生活支援施設 カーサ野庭	施設長	髙橋 智一
3	(社福)横浜市社会福祉協議会	地域活動部長	田邊 裕子
4	(社福)たすけあいゆい	理事長	濱田 靜江
5	本間法律事務所	弁護士	本間 春代
6	マザーズハローワーク横浜	統括職業指導官	松田 利花
7	(一財)横浜市母子寡婦福祉会	理事長	道下 久美子
8	横浜市民生委員児童委員協議会	理事	峰松 雅子
9	立教大学コミュニティ福祉学部	教授	湯澤 直美
10	鶴見区こども家庭支援課	課長	中澤智
11	横浜市南浅間保育園	園長	西川 洋子
12	瀬谷区こども家庭支援課	課長	柴山 一彦
13	横浜市中央職業訓練校 (経済局雇用労働課担当課長)	校長	石川 裕純
14	健康福祉局生活支援課	課長	鈴木 茂久
15	建築局住宅政策課	課長	磐村 信哉

(50 音順 敬称略)

# - 事務局

所属	役職	氏名
こども青少年局こども福祉保健部	部長	細野博嗣
こども青少年局企画調整課	課長	福嶋 誠也
こども青少年局保育・教育運営課	課長	武居 秀顕
こども青少年局こども家庭課	課長	谷口 千尋

# 5 横浜市ひとり親世帯アンケート調査結果の概要(令和4年度)

### (1) 調査の概要

#### ア調査目的

計画を一部改訂及び計画期間の延長を行うにあたり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含め、ひとり親家庭の生活実態等の情報を収集するため。

#### イ 調査期間

令和 4年11月18日から令和4年12月5日まで

#### ウ調査方法

アンケート案内チラシを調査対象者世帯に郵送し、記載された二次元バーコードから対象者 が電子申請システムにアクセスして回答。電子申請システムの回答が困難な場合は郵送により 授受。

# 工 調查対象・回収状況

本市のひとり親家庭支援制度を利用した市民から無作為抽出した、1,500世帯(母子世帯:

#### 1,300 世帯、父子世帯 200 世帯)

	調査票送付数	調査票回収数	調査票回収率	調査対象該当数	調査対象該当率
母子家庭	1,300			452	34.8%
父子家庭	200			45	22.5%
合 計	1,500	502	33.5%	497	33.1%

#### (2) 結果の概要

		母子世帯	父子世帯	全体
	離別	88.5%	77.8%	87.5%
<ol> <li>ひとり</li> <li>親になった</li> </ol>	死別	3.1%	15.6%	4.2%
理由	未婚	8.2%	0.0%	7.4%
	別居、その他	0.2%	6.7%	0.8%
	賃貸住宅	54.5%	42.2%	53.3%
	持ち家	17.5%	37.8%	19.3%
2 住居の	本人以外の名義の持ち家	24.1%	20.0%	23.7%
状況	会社の社宅等、その他	4.0%	0.0%	3.6%
	1か月あたりの平均住 居費	-	-	7.2 万円

			母子世帯	父子世帯	全体
4	平均年間就労収入		231.6 万円	292.4 万円	237.2 万円
5	就業率		87.6%	88.9%	87.7%
6	就業形	正社員・正規職員	43.7%	50.0%	44.3%
態		パート・アルバイト	32.1%	12.5%	30.3%
		嘱託・契約社員・準社 員・臨時職員	10.4%	15.0%	10.8%
		人材派遣会社の派遣社 員	5.6%	0.0%	5.0%
		自営業主(商店主・農 業など)	2.5%	15.0%	3.7%
		会社などの役員	0.5%	0.0%	0.9%
		自家営業の手伝い、そ の他	5.4%	2.5%	5.0%
8	職種	上位1位	事務的な仕事	専門知識・技術 をいかした仕事	事務的な仕事
		上位 2 位	専門知識・技術 をいかした仕事	その他	専門知識・技術 をいかした仕事
		上位3位	サービスの仕事 (資格あり)	建設、清掃、包装 の仕事	その他
		副業率	12.4%	17.5%	12.9%
9	副業	新型コロナウイルス感 染症拡大の影響で副業 を始めた人の割合	5.3%	12.5%	6.0%
	養育費	取り決め率	51.7%	20.0%	49.4%
10		新型コロナウイルス感染症 拡大の影響が養育費の受け 取りにあった人の割合	13.5%	5.8%	12.9%
	面会交	取り決め率	33.4%	25.7%	32.8%
加流		実施率(過去に実施していた場合を含む)	63.6%	71.4%	64.2%
		新型コロナウイルス感 染症拡大の影響が面会 交流にあった人の割合	17.6%	12.0%	17.2%

※平成29年度調査項目の「3 平均年間世帯総収入」「7 平均就業時間」は、令和4年度においては調査を行っていません。

### (3) ひとり親家庭の世帯状況について

#### ア 就業・収入について

ひとり親家庭の就業率は高く、母子家庭の就業率は87.6%、父子家庭の就業率は88.9%となっており、前回調査から大きな変化はありません。

母子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が43.7%となっていますが、「パート・アルバイト」(32.1%)、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」(10.4%)、「人材派遣会社の派遣社員」(5.6%)を合わせた非正規職員は半数となっています。

一方、父子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が50.0%となっていますが、母子家庭と比べ、「自営業主」(15.0%)の割合が高くなっています。

副業の実施状況については、母子家庭は 12.4%、父子家庭は 5.0%となっています。うち、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で副業を始めたと回答したのは母子家庭で 5.3%、父子家庭で 12.5%でした。

年間の稼働収入の全体平均は 237.2 万円で、母子家庭が 231.6 万円、父子家庭は 292.4 万円 でした。

#### イ 住居について

母子家庭は54.5%が賃貸住宅(「民間の賃貸住宅」、「市営・県営団地」、「公団住宅」)に住んでいますが、父子家庭は57.8%が持家(「本人名義の持ち家」「本人以外の名義の持ち家」)に住んでいます。

住居費については全体で74.6%が負担しており、平均住居費は7.2万円となっています。

#### ウ 養育費について

養育費について取り決めをしている世帯(「取り決めをしている」、「子によって違う」)は50.2%でした。また、養育費の取り決めの有無について、ひとり親になってからの経過年数別にみると「取り決めをしている」の割合が、ひとり親になってからの経過年数と共に減少しており、経過年数「1年未満」だと73.1%、「1~10年」で52.0%、「11年以上」で36.6%でした。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が養育費の受け取りにあった方について、「取り決めは変えていないが支払が滞ったり払われなくなったりしている」が11%、「双方合意の上増額した」が0.2%、「双方合意の上減額した」が1.7%でした。

#### エ 面会交流について

面会交流について取り決めをしていない世帯は 65.3%です。面会交流の取り決めをしていない理由は、「相手が面会交流を求めてこない」が 49.3%、次いで「子どもが会いたがらない」42.0%、「面会交流によって子どもが精神的又は身体的に不安定になる」27.5%となりました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が面会交流にあった方について、「感染防止のため、面会交流の頻度を減らした。又は面会交流を取りやめた」と回答した割合は全体で17.2%でした。母子家庭は17.6%、父子家庭は12.0%でした。

#### (4) ひとり親家庭の子どもについて

# ア 子どもの事について悩んでいること

子どもの事について現在悩んでいる事は、「子どもの将来について(進学、受験、就職)」が最も多く 523 人、次いで「子どもの日常の学習について」が 339 人、「子どもの生活習慣 や生活態度について」317 人となった。

#### (5) 福祉制度の認知状況

福祉制度の認知状況については、「ひとり親家庭等のための手当(児童扶養手当)」99.4%、「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」90.3%が非常に高い認知度であった。

次に「ひとり親家庭対象の新型コロナウイルス対策の給付金」63.4%、「就労相談や法律相談(ひとり親サポートよこはま)」51.1%、「資格取得のための給付金(受講料の支援、生活費の支援)39.6%と続いた。一方で20%未満の制度が7つあった。

母子・父子家庭別にみると、「就労相談や法律相談(ひとり親サポートよこはま)」の認知度が、母子家庭では53.3%だったのに対し、父子家庭では28.9%と低かった。

福祉制度を知った経路・きっかけについては、「ひとり親家庭のしおり」68.1%が最も多く、次に「区役所の相談窓口」50.2%であった。

割合は半減するが、「横浜市のウェブページ」24.0%、「ひとり親サポートよこはまのウェブページ」22.2%とウェブサイトからの情報入手についても確認できた。

福祉制度を知ったきっかけは、母子家庭では「ひとり親家庭のしおり」が69.4%で最も多かった。一方、父子家庭では「区役所の相談窓口」が64.4%で最も高かった。

#### (6) 相談相手について

相談相手がいる母子家庭は 58.4%、父子家庭は 40.0%となっています。相談相手が欲しい 母子家庭は 21.5%、父子家庭は 33.3%となっています。

# 6 ヒアリング調査結果の概要(令和4年度)

### (1) ヒアリング状況

	ヒアリング対象		
1	支援者団体	横浜市社会福祉協議会事務局	11/25
2	当事者団体①	一般財団法人 横浜市母子寡婦福祉会	11/24
3	当事者団体②	一般社団法人 日本シングルマザー支援協会	11/16
4	当事者団体③	NPO法人 しんぐるまざーず・ふぉーらむ	11/25

### (2) 主なヒアリング項目

- ・新型コロナ禍の影響とみられるひとり親家庭の状況、親・子どもの様子の変化
- 新型コロナ禍の前後で就労環境(求人・求職)に変化があったと感じたこと
- ひとり親家庭の支援のニーズと、効果的な支援として考えていること、支援のうえで困難と感じていること
- ひとり親家庭の自立のために必要と感じること
- 相談者の制度認知状況に課題があると感じた施策

#### (3) ヒアリングから見えてきた状況

#### (新型コロナ禍の影響とみられるひとり親家庭の状況、親・子どもの様子の変化)

- 〇学校の休校や不登校、また新型コロナウイルス罹患や濃厚接触等の理由で子どもが自宅にいると、親は仕事に行くことができない。特に非正規雇用の場合、就労できないことで収入が減少し、そのことによって親が精神的に不安定になり、子どもとの関係も悪くなっている。
- 〇これまで顔を合わせる時間が少なかった夫婦が、仕事がリモートワークになり在宅時間が増えた ことで、お互いに不満が溜まり、離婚相談が増えた。離婚につながったケースも多い。
- 〇休校などで子どもが学校に行かない期間があったことで、学校再開後もそのまま不登校になって いるケースが多くみられる。
- 〇子どもに習い事や様々な体験をさせる機会が減少し、代わりにゲームをしたりスマートフォンを 見たりする時間が増えた。

#### (新型コロナ禍の前後で就労環境(求人・求職)に変化があったと感じたこと)

- 〇非正規雇用の場合、シフトに入れなくなり収入が減少した人や失業した人がおり、経済的な 困窮に陥った。特に飲食業・サービス業のダメージが大きく、収入が途絶えた人が多かっ た。正規雇用の場合は、職場のケア(有給休暇の利用や手当等)があり大きな変化がなかっ た人が多かった。
- ○在宅ワークのニーズが高まったが、自身の能力や環境を理解していなければ職を得るのは難し く、そこまでたどり着ける人は多くなかった。
- 〇コロナ禍になり、パートや派遣から正社員になりたいという人が増えた。また、パートのシフト に入れなくなり収入が減ったため、ダブルワークを希望するという人も多かった。
- ○介護、清掃、物流分野の求人は増えたが、希望者が多い正規の事務職の求人は減り、未経験 の人が就職するのは難しい状況だった。

# (ひとり親家庭の支援のニーズと、効果的な支援として考えていること、支援のうえで困難と感じていること)

- ○資格取得支援は効果があった。コロナ禍で仕事ができず、時間が出来たことから、自分で将来を 考え「資格を取得して収入を上げていきたい」と長期的な視点で考える人も多くなった。
- 〇同じような環境にいる者同士で話ができることが心強いため、ひとり親同士で安心して話ができ る機会を増やしてほしいという声をよく聞く。
- ○学校行事が減り、特にひとり親の子の「体験の不足」が心配される。感染防止の工夫をしながら 団体で催事を行っているが、会食などができないので、ひとり親家庭どうしの交流が十分に図ら れる機会を作れないことがもどかしい。
- 〇離婚前後の法律相談のニーズが高まっている。家事事件に詳しい弁護士と相談できる場が必要だ と思う。
- ○社会福祉協議会が行う生活福祉資金の貸付は、非常にニーズが高かった。
- ○奨学金やランドセルの配布、学習会の実施など、子どもに関する支援のニーズが高い。

#### (自立のために必要と感じること)

- 〇目の前のことをどうにかしようとして、将来的なことが考えられないと、その時はよくても、子どもが独立して親が50代後半から60代になったときに自立できなくなってしまう。その家庭の10年20年後、子どもが自立するまで、長期的なビジョンを持って生活を考えることと、それに向けた就労等の支援が必要。
- ○自分でSOSを出しながら生活ができることを「自立」と捉えてほしい。支援を受けることは悪いことではなく、自分で少しの隙間を埋めていくことで生活基盤が安定していく。自分から手を挙げられるように、世の中や地域がなってきているため、そこをうまく活用しながら「自立」を目指していってほしい。
- ○希望する子に教育の機会を提供することは大事である。ひとり親家庭の出自であっても、将来漕ぎだしてゆくのはふたり親の子と同じ世界なので、「ひとり親だから特別の支援が受けられる」というのではなく、同じことができるようになることが望ましい。
- 〇誰に相談したらいいのか、また、自分がどのような状態になりたいのかかがわからない人が多い。ファーストコンタクト時に相談者の考えの整理をきちんと行いつつ、単にサービスを案内するだけでなく、気持ちを否定せずに、相談者の状態に応じた寄り添った支援が必要。

#### (制度の認知状況、情報入手・制度利用)

- ○住宅支援資金貸付は開始から日が浅いこともあり、認知はまだ十分とはいえない。
- 〇高等学校卒業程度認定試験合格支援事業や、高等教育の無償化制度など、行政が支援していることを知らない人も多い。
- 〇人によって情報収集力の差がかなり大きい。地域や生活のレベル、これまでの経歴などが関係しているかもしれないが、情報の取り方やその制度への向き合い方、興味の持ち方に差があると感じる。
- 〇スマートフォンは持っているが、自分では情報が取得できずに制度に繋がらない人が多くいる。
- 〇制度を利用する前に、どれを使うべきかアドバイスできる人と繋がれるといい。

# 横浜市こども青少年局こども家庭課

平成30年4月発行

令和5年3月一部改定

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地 10

E メール kd-katei@city.yokohama.jp

電話番号:045-671-2390 FAX番号:045-681-0925

http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/action/plan/jiritsu-shien.html

# 横浜市記者発表資料



令 和 5 年 3 月 7 日 こども青少年局保育・教育運営課

# 外部専門家を含めた「不適切保育に関する専用相談窓口」を 令和5年4月1日から設置します。

#### 1 概要

市内の保育所等(保育所、幼稚園、認定こども園など)の職員又は園児の保護者などからの園での不適切保育に関する相談や通報を受け付ける「専用相談窓口」の設置を行います。併せて、相談に対応する中で行政への助言を行う「外部専門家」を新たに導入することで、より一層安全安心な保育の提供につなげます。

#### 2 目的

- (1) 外部の専用相談窓口により、「行政は敷居が高い」と感じる相談者でも、安心して相談・通報することができます。
- (2) 子どもの権利擁護に詳しい専門家からの助言を、施設に対する適切な改善指導に結び付け、子ども・保護者にとって、安全で安心できる保育の提供につなげます。
- (3) 相談・通報の内容について、相談者へ対応状況のフィードバックを行うことで透明性を担保します。また、相談の概要や件数を公表することで、相談しやすい環境を整備します。

#### 3 相談者の範囲

- (1) 保育所等で勤務している職員(退職者も含む)
- (2) 保育所等の在園児及び卒園児の保護者
- (3) 該当施設の近隣住民など

#### 4 相談方法及び受け付ける相談について

(1) 相談方法

WEB、電話、FAX

(2) 受け付ける相談内容

園児に対する不適切保育に関する相談(原則として、「実名」での相談とします。)

※ 相談対象外となるもの

例:園運営に関する相談、労働条件等に関する相談、職場内の人間関係の悩み、など

#### 5 対応の流れ

(1) 専用相談窓口(相談・通報の窓口代行サービス業者)

相談・通報の受付スキルの高い専門業者により、WEB(又は電話)で案件の詳細を相談者から 丁寧に聴取し、情報を整理のうえ、行政に報告。

(2) 行政(こども青少年局保育・教育運営課、各区こども家庭支援課)

専用相談窓口からの報告を受け、指導方針を決定。必要に応じて外部専門家へ相談し、その結果を踏まえ事実確認及び立入調査等の実施を検討。不適切保育が認められた場合は改善指導を行う。また、受付後の対応に漏れがないよう、**内部の対応手順について各部署と連携した仕組みの導入**を検討中。

(3) 外部専門家(子どもの権利擁護に精通した複数名の弁護士を想定) 行政の指導方針に関して専門家としての助言を行い、その内容を行政が指導方針に反映。指導 に応じない施設の対応策について行政とともに検討。行政の指導結果について、事後検証。

#### 6 開始時期(予定)

令和5年4月1日

※ 連絡先などの詳細につきましては、決まり次第改めてお知らせします。

(次頁参考資料)

#### お問合せ先

こども青少年局保育・教育運営課長

古石 正史 Tel 045-671-2365

【参考】「不適切保育に関する専用相談窓口」のフロ一図

